

海外旅行保険 ●ご契約のしおり●

普通保険約款・特約

- この「ご契約のしおり」は、海外旅行保険について、重要な事項をご説明したものです。
- この「ご契約のしおり」は、保険証券と同様に大切に保存してください。
- 複数の保険会社による共同保険契約の場合には、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。各引受保険会社は、それぞれの引受割合に応じて、連帯することなく単独個別に保険契約上の責任を負います。
- 弊社の損害保険募集人（代理店・営業社員）は、保険契約の締結の代理権および告知受領権を有しておりますので、ご締結いただいで有効に成立したご契約は、弊社と直接契約されたものとなります。なお、代理店は、弊社との委託契約に基づき、保険料の領収、保険料領収証の発行、契約条件変更の際のご通知の受領などの代理業務も行ってまいります。
- わかりにくい点、お気づきの点などがございましたら、ご遠慮なく代理店または弊社社員におたずねください。

富士火災海上保険株式会社

本社 〒542-8567 大阪府大阪市中央区南船場1-18-11

【保険に関するご質問・ご相談・苦情・ご連絡窓口】

電話番号はおかけ間違えないように

保険のご質問・ご相談は…

富士火災 **お客さまセンター**

 **0120-228-386**

*携帯電話・PHSからもご利用になれます。

●平日
午前9:00～午後6:00
●土日祝
午前9:00～午後5:00

事故の受付・ご相談は…

富士火災 **セーフティ24コンタクトセンター**

 **0120-220-557**

*携帯電話・PHSからもご利用になれます。

24時間・365日
受け付けております。

ご不満・ご要望のお申し出は…

富士火災 **お客さまの声室**

 **0120-246-145**

*携帯電話・PHSからもご利用になれます。

●平日
午前9:00～午後7:00
●土日祝
午前9:00～午後5:00
(年末年始を除きます)

保険会社との間で問題を解決できないときは…

(社)日本損害保険協会「そんがいほけん相談室」にご相談いただくこともできます。
斡旋・調停を行う機関のご紹介もいたします。

 **0120-107-808**

*携帯電話・PHSからは03-3255-1306 (有料)

●平日
午前9:00～午後6:00

◆ 目 次 ◆

海外旅行保険 重要事項説明書

契約概要のご説明	1
1. 商品の仕組みおよび引受条件等	
1. 商品の仕組み	
2. 補償内容	
3. 保険期間	
4. 引受条件（保険金額等）	
2. 保険料	
3. 保険料の払込方法	
4. 満期返れい金・契約者配当金	
5. 解約返れい金の有無	
注意喚起情報のご説明	4
1. クーリングオフ（契約申込みの撤回等）について	
2. 告知義務・通知義務等	
1. 契約締結時における注意事項（申込書の記載上の注意事項）	
2. 契約締結後の留意事項（通知義務等）	
3. 保険金額の累積による解除について	
3. 保険責任開始期	
4. 主な免責事由（保険金をお支払いできない主な場合）	
5. 保険金の削減	
6. 解約と解約返れい金	
7. 保険会社破綻時等の取扱い	
8. 事故が発生した場合の手続き	
契約概要・注意喚起情報のほか、ご注意いただきたいこと	7
1. ご契約時にご注意いただきたいこと	
2. ご契約後にご注意いただきたいこと	
3. 保険期間の延長手続き	

用語のご説明

普通保険約款・特約

海外旅行保険普通保険約款 9

ご契約の保険証券※の補償内容欄に下表「略称」の記載があり、その保険金額欄に保険金額の記載がある場合、またはご契約の保険証券※の特約欄に下表「略称」の記載がある場合、その特約がセットされています。 ※契約証・インシュアランスカードを含みます。

特約名称	略称	掲載頁
傷害死亡保険金支払特約	傷害死亡	12
傷害後遺障害保険金支払特約	傷害後遺	13
治療・救援費用補償特約	治療・救援費用	16
疾病死亡保険金支払特約	疾病死亡	20
傷害治療費用補償特約	傷害治療費用	21
疾病治療費用補償特約	疾病治療費用	23
救援者費用等補償特約	救援者費用	25
個人賠償責任特約	賠償責任	27
携行品特約	携行品	29
入院一時金支払特約	入院一時金	30
旅行中の事故による緊急費用特約	旅行事故費用	31
航空機寄託手荷物遅延等費用特約	寄託手荷物遅延	33
航空機遅延費用等補償特約	航空機遅延費用	34
旅行変更費用特約	旅行変更費用	35
出国中止費用補償対象外特約	出国中止対象外	38
一時帰国中補償特約	一時帰国中補償	38
家族旅行特約	家族旅行	38
緊急一時帰国費用特約	緊急帰国費用	41
建物火災等による緊急一時帰国補償特約	火災帰国	42
証人・鑑定人としての緊急一時帰国補償特約	証人等帰国	43
戦争等による緊急一時帰国補償特約	戦争等帰国	44
本人死亡帰国補償特約	本人死亡帰国	44
親族の範囲特約	親族範囲	45
家族緊急一時帰国費用追加補償特約	家族帰国	45
生活用動産損害補償特約	生活用動産	45
家族総合賠償責任特約	家族総合賠償	47
自動車賠償責任危険補償対象外特約	自動車賠償対象外	49
被害者治療費用特約	被害者治療	49
条件付戦争危険補償特約（A）	戦争危険（A）	49
条件付戦争危険補償特約（B）	戦争危険（B）	50
クレジットカード払特約	クレジットカード払	50
通信販売特約	通信販売	50
インターネット等による通信販売特約	インターネット通販	51
数次海外旅行者特約	数次旅行者	51
包括契約特約（毎月報告・毎月精算用）	包括（毎月精算用）	51
包括契約特約（毎月報告・一括精算用）	包括（一括精算用）	52
企業等の包括契約特約（毎月報告・毎月精算用）	企業包括（毎月精算用）	52
企業等の包括契約特約（毎月報告・一括精算用）	企業包括（一括精算用）	53
企業等の災害補償規定等特約	災害補償規定等特約	53
旅行業者が付保する海外旅行保険契約特約	旅行業者	54
共同保険特約	共同保険	54
テロ危険補償特約	（この特約は全ての保険契約にセットされます。）	54
保険料払込猶予特約	（この特約は特定の要件※を満たす保険契約にセットされます。） ※巻末をご参照ください。	54
保険責任期間延長特約		54
保険料払込猶予特約（独立行政法人、地方独立行政法人および国立大学法人等用）		54

海外旅行保険 重要事項説明書

契約概要のご説明

- ご契約に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要のご説明」に記載しています。ご契約される前に必ずお読みいただき、お申込みくださいますようお願い申し上げます。
- 本書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、普通保険約款・特約をご参照ください。また、ご不明な点につきましては、取扱代理店・営業社員までお問い合わせください。
- お客さまにとって特に不利益となる事項の記載箇所には◆印を付けておりますので、必ずご確認ください。

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

1 商品の仕組み

この保険は、急激かつ偶然な外来の事故により被保険者が海外旅行中においてケガをされた場合などに保険金をお支払いします。

この保険は海外旅行中の事故を補償の対象としておりますので、既に海外で滞在中の方、帰国予定のない方や海外に永住される方などを被保険者としてご契約いただくことはできません。

〔被保険者の範囲について〕

個人型：申込書の被保険者本人欄に記載のご本人となります。

家族型：申込書の被保険者本人欄に記載のご本人に加えて、次の①～③のうち被保険者（家族型）欄に記載された方が被保険者となります。

- ① 被保険者ご本人の配偶者（新婚旅行後に婚姻の届出を予定されている方を含みます。）
- ② 被保険者ご本人または配偶者と生計を共にされる同居の親族※
- ③ 被保険者ご本人または配偶者と生計を共にされる別居の未婚の子

※親族とは、被保険者ご本人の6親等以内の血族および3親等以内の姻族をいいます。

（注）申込書に記載された被保険者の方が、保険契約締結時に上記①～③に該当しなかった場合には、お支払いする保険金を削減させていただきますことがあります。

2 補償内容

(1) 主な支払事由（保険金をお支払いする主な場合）

お支払いする主な保険金は次のとおりです。セットする特約により、下記の保険金の支払事由が制限または拡大されることがあります。詳細は、普通保険約款・特約等でご確認ください。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合
傷害死亡保険金	ケガにより事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合に、傷害死亡保険金額の全額をお支払いします。 （注）同一の事故により、既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合には、傷害死亡保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金を控除した額をお支払いします。
傷害後遺障害保険金	ケガにより事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合に、〔傷害後遺障害保険金額×保険金支払割合※〕をお支払いします。 ※後遺障害の程度に応じて傷害後遺障害保険金支払特約別表1に定める保険金支払割合（3%～100%） （注）お支払いする保険金は、保険期間を通じて合算し、傷害後遺障害保険金額が限度となります。
疾病死亡保険金	次のいずれかに該当した場合に、疾病死亡保険金額の全額をお支払いします。 ①海外旅行中に病気により死亡された場合 ②海外旅行開始後に発病した病気のもとで、旅行終了後72時間を経過するまでに医師の治療を受け、旅行終了日からその日を含めて30日以内に死亡された場合（ただし、旅行終了後に発病した病気については、原因が旅行中に発生したものに限りです。） ③海外旅行中に感染した特定の感染症によって、旅行終了日からその日を含めて30日以内に死亡された場合

<p>治療・救援費用保険金 (※1)</p>	<p>1回のケガ、病気、事故につき、傷害治療費用部分、疾病治療費用部分および救援費用部分を合計して治療・救援費用保険金額を限度とします。なお、カイロプラクティック、鍼（はり）または灸（きゅう）による治療費用は、保険金のお支払対象とはなりません。</p> <p>●傷害治療費用部分 偶然な事故によるケガがもとで医師の治療を受けられた場合に、治療費用等（注）のうち、社会通念上妥当な金額で、かつ、その事故と同等のその他の事故に対して通常負担する金額相当額をお支払いします。ただし、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に必要となった費用に限りま。</p> <p>●疾病治療費用部分 海外旅行開始から旅行終了後72時間を経過するまでの間に発病し、かつ、医師の治療を受けられた場合（旅行終了後の発病はその原因が旅行中であるものに限りま。）、または海外旅行中に感染した特定の感染症によって旅行終了日からその日を含めて30日以内に医師の治療を受けられた場合に、治療費用等（注）のうち、社会通念上妥当な金額で、かつ、その事故と同等のその他の事故に対して通常負担する金額相当額をお支払いします。ただし、初診の日からその日を含めて180日以内に必要となった費用に限りま。</p> <p>●救援費用部分 海外旅行中に以下の事由に該当した場合に、ご契約者、被保険者および親族の方が支出された親族のかけつけ費用等（注）のうち、社会通念上妥当な金額で、かつ、その事故と同等のその他の事故に対して通常負担する金額相当額をお支払いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事故によるケガがもとで、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合または継続して3日以上入院された場合 ・病気により死亡された場合 ・病気を発病し、旅行終了日からその日を含めて30日以内に死亡された場合、または継続して3日以上入院された場合 ・被保険者が搭乗している航空機もしくは船舶が行方不明になった場合または遭難した場合 ・事故により生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動を要する状態となったことが警察等の公的機関により確認された場合 など <p>（注）対象となる費用の詳細につきましては、特約をご参照ください。</p>
<p>傷害治療費用保険金</p>	<p>治療・救援費用保険金の傷害治療費用部分に同じです。ただし、お支払いする保険金は、1回のケガにつき傷害治療費用保険金額を限度とします。</p>
<p>疾病治療費用保険金</p>	<p>治療・救援費用保険金の疾病治療費用部分に同じです。ただし、お支払いする保険金は、1回の病気につき疾病治療費用保険金額を限度とします。</p>
<p>救援者費用等保険金</p>	<p>治療・救援費用保険金の救援費用部分に同じです。ただし、お支払いする保険金は、救援者費用等保険金額をもって保険期間中の限度とします。</p>
<p>個人賠償責任保険金</p>	<p>偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の物に損害を与えて、法律上の損害賠償責任を負われた場合に、保険金をお支払いします。</p> <p>（注1）被保険者が責任無能力者の場合には、その責任無能力者の行為により親権者等が法律上の損害賠償責任を負った場合もお支払いします。</p> <p>（注2）損害の発生および拡大の防止に必要・有益な費用、弊社の同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬等に対しても保険金をお支払いできる場合があります。</p>
<p>携行品保険金</p>	<p>被保険者が携行している身の回り品に偶然な事故による損害が発生した場合に、携行品1つ（1組、1対）あたり10万円（乗車券等は合計5万円）を限度として損害額をお支払いします。</p> <p>（注）お支払いする保険金は、保険期間を通じて合算し、携行品保険金額が限度となります。ただし、携行品保険金額が30万円を超える契約の場合、盗難、強盗および航空会社等寄託手荷物不着による損害については、30万円を保険期間中のお支払限度とします。</p>
<p>旅行事故緊急費用保険金 (※2)</p>	<p>予期せぬ偶然な事故（注1）により、被保険者が負担を余儀なくされた交通費、ホテル客室料、通信費などの費用（注2）のうち、社会通念上妥当な金額で、かつ、その事故と同等のその他の事故に対して通常負担する金額相当額をお支払いします。</p> <p>（注1）公的機関、交通機関、宿泊機関、医療機関または旅行業者等により、その発生の証明がなされるものに限りま。</p> <p>（注2）対象となる費用の詳細につきましては、特約をご参照ください。</p>

(※1) 治療・救済費用保険金をお支払いする特約は、セット契約でのみご契約いただけます。

(※2) 旅行事故緊急費用保険金をお支払いする特約は、保険期間 31 日以内のセット契約でのみご契約いただけます。

(注) 家族型でご契約の場合、個人賠償責任保険金額、携行品保険金額は、家族単位に 1 つの保険金額を共有します。また、治療・救済費用保険金のうちの救済費用部分について、支払範囲（保険金をお支払いする場合・お支払いする保険金）が一部拡充されます。詳しくは取扱代理店・営業社員までお問い合わせください。

(2) ◆主な免責事由（保険金をお支払いできない主な場合）

この保険では、次のケガ等に対しては保険金をお支払いいたしません。なお、免責事由の詳細は各特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されておりますので、ご参照ください。

① 保険責任開始前に発生した事故によるケガ等または発病した病気

② 無資格運転、酒酔運転、麻薬等を使用しての運転中に被ったケガ

③ 自動車、原動機付自転車、モーターボート、ゴーカート、スノーモービル等による競技、競争、興行または試運転中のケガ（所定の割増保険料をお支払いいただいている場合は保険金をお支払いします。）
など

3 保険期間

この保険の保険期間は、海外旅行のためにご自宅を出発してからご自宅に戻られるまでの旅行期間に一致させてご契約ください。（なお、保険期間内であってもご自宅に戻られた時に保険契約は終了します。）詳しくは取扱代理店・営業社員までお問い合わせください。また、実際にご契約いただく保険期間については、申込書にてご確認ください。

なお、疾病治療費用に対して保険金をお支払いするご契約の場合は、包括契約方式を除き、保険期間が 6 か月を超えるご契約については、お引受けできませんのでご了承下さい。

4 引受条件（保険金額等）

保険金額等の設定については、次の点にご注意ください。詳しくは取扱代理店・営業社員までお問い合わせください。また、実際にご契約いただく保険金額については、申込書等にてご確認ください。

(1) 保険金額は被保険者の方の年齢・年収などに照らして適正な金額となるように設定してください。

(2) 既に他の傷害保険契約をご契約されている場合には、保険金額を制限させていただくことがあります。

(3) 死亡に関する保険金額は、次の①、②のいずれかに該当する場合、被保険者ごとに他の保険契約と合算して 1,000 万円が限度となります。

① 満 15 歳未満の方を被保険者とする場合

② 被保険者の同意を得ていない場合（ご契約者と被保険者が同一の場合を除きます。）

(注) ご契約内容により限度額が異なる場合があります。詳しくは取扱代理店・営業社員までお問い合わせください。

2. 保険料

保険料は保険金額・保険期間・旅行中に従事するお仕事の内容等により決定されます。詳しくは取扱代理店・営業社員までお問い合わせください。また、実際にご契約いただく保険料については、申込書等にてご確認ください。

3. 保険料の払込方法

保険料は、ご契約と同時に全額を一時にお支払いください。

なお、クレジットカードによりお支払いいただくこともできますが、特定の代理店・営業社員のみでのお取扱いとなりますので、ご注意ください。

(注) 包括契約方式の場合は、払込方法が異なります。

4. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

5. 解約返れい金の有無

ご契約を解約される場合には、取扱代理店・営業社員までご連絡ください。なお、解約に際しては、残っている保険期間に対して弊社の手配するところにより保険料を返還いたします。詳しくは取扱代理店・営業社員にお問い合わせください。

ご契約いただくお客さまへのお願い

ご契約者以外に被保険者がいらっしゃる場合には、その方にもこの書面に記載した内容をお伝えください。

注意喚起情報のご説明

- ご契約に際してお客さまにとって不利益になる事項など、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報のご説明」に記載しています。ご契約される前に必ずお読みいただき、お申込みくださいますようお願い申し上げます。
- 本書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、普通保険約款・特約をご参照ください。また、ご不明な点につきましては、取扱代理店・営業社員までお問い合わせください。
- お客さまにとって特に不利益となる事項の記載箇所には◆印を付けておりますので、必ずご確認ください。

1. クーリングオフ（契約申込みの撤回等）について

保険期間が1年を超えるご契約の場合、ご契約のお申込み後であっても次のとおりご契約のお申込みの撤回または解除（クーリングオフ）を行うことができます。

- (1) お客さまがご契約を申し込まれた日またはクーリングオフ説明書を受領された日のいずれか遅い日からその日を含めて8日以内であれば、クーリングオフを行うことができます。
- (2) クーリングオフされる場合は、上記期間内（8日以内の消印有効）に弊社の本社【送付先】あてに必ず郵便にてご通知ください。
※ 取扱代理店・営業社員では、クーリングオフのお申出を受け付けることはできません。
- (3) クーリングオフされた場合には、既にお支払いになった保険料は、すみやかにお客さまにお返しいたします。また、取扱代理店・営業社員および弊社はクーリングオフによる損害賠償または違約金は一切請求いたしません。ただし、ご契約を解除される場合には、保険期間の開始日からご契約の解除日までの期間に相当する保険料を日割りでお支払いいただくことがございます。

(4) クーリングオフできない場合

次のご契約は、クーリングオフできませんのでご注意ください。

- 保険期間が1年以内のご契約
- 営業または事業のためのご契約
- 法人または社団・財団などによるご契約
- 質権が設定されたご契約
- 保険金請求権が担保として第三者に譲渡されたご契約
- 「通信販売特約」により申し込まれたご契約

なお、既に保険金をお支払いする事由が生じているにもかかわらず、知らずにクーリングオフをお申出の場合は、そのお申出の効力は生じないものとします。

- (5) クーリングオフをご希望される場合は、はがきまたは封書にて次の必要事項をご記入のうえ、郵送してください。

- ①ご契約をクーリングオフする旨の記載
- ②ご契約を申し込まれた方の住所、氏名（捺印）、ご連絡先電話番号
- ③ご契約を申し込まれた保険の内容・申込年月日・保険商品名・証券番号〔申込書（お客様控）の右上に記載されています。〕または領収証番号
- ④ご契約を申し込まれた取扱代理店・営業社員名（できましたら、取扱営業店名についてもご記入ください。）

【送付先】

〒567-8581 大阪府茨木市豊川5-22-10

富士火災海上保険株式会社 ビジネスプロセス統括部 クーリングオフ受付係

2. 告知義務・通知義務等

1 契約締結時における注意事項（申込書の記載上の注意事項）

(1) ◆告知義務

ご契約者または被保険者には、ご契約時に弊社が質問する重要な事項について事実を正確に回答していただく義務（告知義務）があります。申込書の告知事項について記載がなかったり、記載内容が事実と違っている場合には、保険金をお支払いできないことや、ご契約を解除させていただくことがあります。

【告知事項】

- ① 旅行中に従事する職業・職務
- ② 他の同種の保険契約・共済契約の有無。有の場合は、その金額

③ 健康状態

④ 旅行先

(2) ◆死亡保険金受取人の指定・変更について

死亡保険金は被保険者の法定相続人にお支払いします。特定の方を死亡保険金受取人とされる場合または死亡保険金受取人を変更される場合は、必ず被保険者の同意を得てください。同意のないままご契約をされた場合で、死亡保険金受取人が法定相続人以外の場合は、保険契約は無効となります。

2 契約締結後の留意事項（通知義務等）

(1) ◆通知義務

ご契約後、次の変更が生じた場合には、遅滞なく取扱代理店・営業社員にご通知ください。故意または重大な過失により、遅滞なくご通知いただけなかった場合、変更後に生じた事故によるケガ等については、お支払いする保険金を削減させていただくことがあります。

【通知事項】

① 旅行中に従事する職業・職務

② 旅行先

(2) ◆引受範囲外

変更後のお仕事の内容が弊社のお引受可能な範囲を超える場合（プロボクサー、プロレスラー、力士等）には、保険契約を解除する場合があります。保険契約を解除した場におきまして、そのお仕事の変更に生じた事故については保険金をお支払いしません。

(3) ◆被保険者による保険契約の解除請求

ご契約者と異なる方を被保険者とする契約において、この保険契約の被保険者となることについて同意をしていなかった場合など一定の条件に該当するときは、その被保険者はご契約者に対してこの保険契約の解除を求めることができます。被保険者からの解除の請求があった場合には、ただちに取扱代理店・営業社員までご通知ください。

(4) ◆その他ご連絡いただきたい事項

ご契約後、お届けの住所、電話番号が変更となった場合は、すみやかに取扱代理店・営業社員またはお客さまセンターにご連絡ください。

3 保険金額の累積による解除について

◆他の保険契約との重複により保険金額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態となった場合、弊社はこの保険契約を解除することがあります。

3. 保険責任開始期

(1) ◆保険責任は、保険期間の初日の午前0時（申込書またはセットされる特約にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻）に始まります。

(2) ◆保険料は、ご契約と同時に お支払いください。保険期間が始まった後であっても、ご契約の取扱代理店・営業社員が保険料を領取する前に生じた事故によるケガ等に対しては保険金をお支払いできません。

4. 主な免責事由（保険金をお支払いできない主な場合）

◆この保険では、次のケガ等に対しては保険金をお支払いいたしません。なお、免責事由の詳細は各特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載しておりますので、ご参照ください。

① ご契約者・被保険者の故意または重大な過失によるケガ等

② 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為などによるケガ等

③ 戦争、外国の武力行使等によって生じたケガ等

④ 核燃料物質等によって生じたケガ等

⑤ むちうち症、腰痛、その他の症状でそれを裏付けるに足る医学的他覚所見のないもの など

5. 保険金の削減

◆この保険では、次に掲げる「危険な運動」を行う場合には、所定の割増保険料が必要となります。あらかじめ所定の割増保険料をお支払いいただいていない場合は、お受け取りになる保険金が削減されます。

ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、自家用航空機等の操縦、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗 など

6. 解約と解約返れい金

ご契約を解約される場合には、取扱代理店・営業社員までご連絡ください。解約に際しては、残っている保険期間に対して弊社の定めるところにより保険料を返還いたします。なお、返還保険料は、払い込まれた保険料の合計額より少ない金額になります。詳しくは取扱代理店・営業社員までお問い合わせください。

7. 保険会社破綻時等の取扱い

引受保険会社の経営が破綻した場合またはその業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更等が行われた場合には、保険金、解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減される等の支障が生じることがあります。この保険契約は、損害保険会社の経営が破綻した場合に備えた保険契約者保護の仕組みである「損害保険契約者保護機構」の補償対象となりますが、全額補償されるものではありません。保険金、解約返れい金等は原則として下表の割合で補償されます。

	保険金	解約返れい金
補償割合	100 % (破綻後 3 か月以内の事故) 80 % (破綻後 3 か月経過後の事故)	80 %

詳しくは、弊社ホームページ (<http://www.fujikasai.co.jp/>) をご覧いただくか、取扱代理店・営業社員までお問い合わせ下さい。

8. 事故が発生した場合の手続き

- (1) この保険契約で保険金をお支払いする事故が発生したときは、30 日以内に取扱代理店・営業社員またはセイフティ 24 コンタクトセンターまでご連絡ください。(海外ではJiデスクまでご連絡ください。)
- (2) 被保険者が保険金を請求できない状態にあり、かつ保険金を受け取るべき代理人(親権者、成年後見人等)がいらっしゃらない場合に、下欄①～③の方により保険金を請求いただくことができます。
 - ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者
 - ② 被保険者と同居または生計を共にする 3 親等内の親族 (①の配偶者がいらっしゃらない場合または①の配偶者に保険金を請求できない事情がある場合)
 - ③ 上記①以外の配偶者または上記②以外の 3 親等内の親族 (①、②の方がいずれもいらっしゃらない場合または①、②のいずれにも保険金を請求できない事情がある場合)
- (3) 賠償責任に関する特約をセットしたご契約で、賠償事故の際、被害者の方から損害賠償請求を受けられた、または訴訟された場合は、ただちにご連絡ください。なお、弊社は、被害者の方と直接示談交渉はいたしません。弊社にご相談いただきながら、被保険者ご自身が、被害者の方と示談交渉してください。あらかじめ弊社の承認を得ないで、損害賠償責任の全部または一部を承認した場合は、保険金の全部または一部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。
- (4) 保険金請求権につきましては、時効(3年)がありますので、注意してください。
- (5) 保険金を請求する際には、下表のうち弊社がご請求した書類を提出していただく必要があります。なお、お支払いする保険金によって必要書類が異なります。

確認の内容	必要書類の例
本人・請求意思の確認	保険金請求書、印鑑証明書など
請求権者であることの確認	戸籍謄本など
保険事故発生の確認	交通事故証明書など
損害額の確認	診断書、治療費領収書など
被保険者であることの確認	健康保険証(写)、住民票、従業員証明書など
その他	パスポート(写)、同意書(医療機関照会用)、免許証(写)など

弊社では、保険金のご請求手続きが完了した日からその日を含めて 30 日以内に保険金をお支払いすることとしておりますが、普通保険約款・特約に定めております特別な調査等が必要な場合には、これを延長することがあります。詳しくは取扱代理店・営業社員にお問い合わせください。

契約概要・注意喚起情報のほか、ご注意くださいこと

1. ご契約時にご注意いただきたいこと

- (1) 保険料お支払いの際は、富士火災所定の保険料領収証を発行することといたしておりますので、お確かめください。
- (2) 弊社の損害保険募集人（代理店・営業社員）は保険契約締結の代理権および告知受領権を有しておりますので、有効に成立したご契約は、弊社と直接契約されたものとなります。なお、代理店は、弊社との委託契約に基づき、保険料の領収、保険料領収証の発行、契約条件変更の際のご通知の受領などの代理業務もっております。
- (3) ご契約が複数の保険会社による共同保険契約の場合には、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。各引受保険会社は、それぞれの引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。
- (4) 損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払いを確保するため、契約締結時および事故発生の際、同一被保険者または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について（社）日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。確認内容は、上記目的以外には用いません。ご不明な点は、弊社にお問い合わせください。
(注) 具体的には、損害保険の種類、保険契約者名、被保険者名、保険金額、取扱損害保険会社等の項目について確認を行っております。
- (5) 「お客様に関する情報のお取扱い」に関するご説明を申込書「お客様控」の裏面に記載しておりますのであわせてお読みください。

2. ご契約後にご注意いただきたいこと

- (1) 包括契約にてご契約いただく場合の保険料は「暫定保険料」となっております。毎月一定日（または保険契約満了後）までに確定した人数等の報告をしていただき、それに基づいた「確定保険料」と「暫定保険料」との差額を精算いただきます。詳しくは取扱代理店・営業社員までお問い合わせください。
- (2) ご契約者は、被保険者が死亡されるまでは、死亡保険金受取人を変更することができます。この場合、弊社へのご通知が必要となります。また、被保険者の同意がなければその効力は生じません。

3. 保険期間の延長手続き

旅行中に帰国予定が変更となり、保険期間の延長をご希望される場合には、次の要領でお手続きください。

- ① 電話・はがき・FAX等で、お客さまの日本における連絡先（ご家族、知人など）に下記の事項をご連絡ください。
 - ①証券番号または契約証番号
 - ②契約者名および被保険者名
 - ③保険期間（〇年〇月〇日～×年×月×日）
 - ④ご希望の延長期間（△年△月△日まで）
 - ⑤ご契約された弊社営業店または取扱代理店名称
- ② 追加保険料の支払など実際のお手続きは、日本にいらっしゃるお客さまの代理人の方（ご家族、知人など）におこなっていただきます。代理人の方に、お客さまがご契約された代理店または日本国内の弊社営業店で延長手続きをおこなうよう依頼してください。
- ③ 現在の保険期間の終期までに手続きが完了しない場合は、延長ができなくなりますので、はがきの場合は郵送にかかる日数を考慮し、保険期間の終期までにお手続きが完了するようにしてください。
(注1) 海外より弊社への電話による延長手続きおよび海外から弊社への保険料の送金はお受けできませんのでご注意ください。
(注2) 保険期間が6か月を超えるご契約（保険期間を延長して通算で6か月を超える場合を含みます。）については、保険期間延長をお受けできないことがありますので、ご了承願います。
(注3) 交通機関の遅延または欠航・運休や、お客さまが医師の治療を受けられたこと等により、ご旅行の最終目的地への到着が遅延した場合には、保険責任の終期は、その事由により到着が通常遅延すると認められる時間で、かつ、72時間を限度として延長されます。

用語のご説明

この説明書において使用している用語のご説明です。

用語	ご説明
医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査により認められる異常所見をいいます。
海外旅行中	保険期間中で、かつ、被保険者が海外旅行の目的を持って住居を出発してから住居に帰着するまでの旅行行程中をいいます。
急激かつ偶然な外来の事故	転倒・交通事故・運転中の打撲・骨折などの外的要因による事故をいいます。
被保険者	保険の対象となる方をいいます。
保険期間	保険のご契約期間をいいます。
保険金額	保険のご契約金額をいいます。
未婚	これまでに婚姻歴のないことをいいます。
無効	ご契約のすべての効力が、契約締結時から生じなかったものとして取扱うことをいいます。

海外旅行保険普通保険約款

第1章 用語の定義条項

第1条 (用語の定義)

この約款およびこの保険契約に付帯された特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
医師	日本国外においては、被保険者が診察、治療または診断を受けた地および時における医師に相当する資格を有する者をいいます。また、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。
危険	損害等の発生の可能性をいいます。
告知事項	危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって当社が告知を求めたものをいいます。(注) (注) 他の保険契約等に関する事実を含みます。
失効	この保険契約内容の全部または一部の効力を、その時以降失うことをいいます。
疾病	傷害以外の身体の障害をいいます。ただし、妊娠、出産、早産および流産を除きます。
死亡保険金受取人	この保険契約に、傷害死亡保険金または疾病死亡保険金のいずれかを支払う特約が付帯された場合に、その特約に規定する死亡保険金受取人をいいます。
傷害	急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、この傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状(注)を含みます。 (注) 継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。
損害等	この約款およびこの保険契約に付帯された特約の規定により、当社が保険金を支払うべき損害、損失、傷害または疾病等をいいます。
他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
通院	医師による治療が必要な場合において、病院もしくは診療所に通い、または往診により、医師の治療を受けることをいいます。
入院	医師による治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
被保険者	保険証券記載の被保険者をいいます。
保険価額	損害が生じた地および時における保険の対象の価額をいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
保険金	この保険契約に付帯された特約のそれぞれに規定する保険金をいいます。
保険事故	この保険契約に付帯された特約のそれぞれに保険事故として規定する事由をいいます。
保険年度	初年度については保険期間の初日から1年間、また、次年度以降についてはそれぞれの保険期間の初日応当日から1年間をいいます。ただし、保険期間に1年未満の端日数がある保険契約の場合には、初年度については、保険期間の初日からその端日数期間、第2年度については、初年度の末日の翌日から1年間とし、以後同様とします。
保険媒介者	当社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者(注)をいいます。 (注) 当社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
無効	この保険契約のすべての効力を、保険契約締結時に遡って失うことをいいます。
旅行行程	保険証券記載の海外旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの旅行行程をいいます。

第2章 補償条項

第2条 (保険金を支払う場合)

当社は、この約款およびこの保険契約に付帯された特約に従い、保険金を支払います。

第3条 (保険金を支払わない場合)

当社が保険金を支払わない場合は、この保険契約に付帯された特約の規定によります。

第4条 (死亡の推定)

被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合において、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日を経過してもなお被保険者が発見されないときは、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日に、傷害によって被保険者が死亡したものと推定します。

第3章 基本条項

第5条 (保険責任の始期および終期)

(1) 当社の保険責任は、保険期間の初日の午前0時に始まり、末日の午後12時に終わります。

(2) (1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。

(3) (1)の規定にかかわらず、被保険者の旅行の最終目的地への到着が保険期間の末日の午後12時までには予定されているにもかかわらず次に掲げる事由のいずれかにより遅延した場合には、保険責任の終期は、その事由により到着が通常遅延すると認められる時間で、かつ、72時間を限度として延長されるものとします。

① 被保険者が乗客として搭乗しているまたは搭乗予定の交通機関(注1)のうち運行時刻が定められているものの遅延または欠航・運休

② 交通機関(注1)の搭乗予約受付業務に不備があったことによる搭乗不能

③ 被保険者が医師の治療を受けたこと

④ 被保険者の旅券の盗難または紛失。ただし、被保険者が旅券の発給または渡航書の発給を受けた場合に限ります。

⑤ 被保険者の同行家族(注2)または同行予約者(注3)が入院したこと。

(注1) 航空機、船舶、車両等の交通機関をいいます。

(注2) 被保険者と旅行行程を同一にする、被保険者の配偶者、被保険者もしくは配偶者と生計を共にする同居の親族、または、被保険者もしくは配偶者と生計を共にする別居の未婚の子をいいます。

(注3) 被保険者と同一の旅行を同時に参加予約した者で被保険者に同行しているものをいいます。

(4) (3)の場合のほか、被保険者の旅行の最終目的地への到着が保険期間の末日の午後12時までには予定されているにもかかわらず次に掲げる事由のいずれかにより遅延した場合には、その時から被保険者が解放され正常な旅行行程につくことができる状態に復するまでに要する時間だけ保険責任の終期は延長されるものとします。ただし、最終目的地に到着した時または当初予定していなかった目的地に向けて出発した時(注1)のいずれか早い時までとします。

① 被保険者が乗客として搭乗している交通機関(注2)または被保険者が入場している施設に対する第三者による不法な支配または公権力による拘束

② 被保険者に対する公権力による拘束

③ 被保険者が誘拐されたこと。

④ 日本国外において、空港が閉鎖された結果、被保険者がその空港所在国を容易に出国できない状態になったこと。

(注1) 最終目的地への移動のため必要、かつ、やむを得ない場合を除きます。

(注2) 航空機、船舶、車両等の交通機関をいいます。

(5) (1)、(3)および(4)の規定にかかわらず、当社は、次のいずれかに掲げる保険事故による損害等に対しては、保険金を支払いません。

① 保険料預取前に生じた保険事故

② 被保険者の旅行行程開始前または旅行行程終了後に生じた保険事故

第6条 (告知義務)

(1) 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、告知事項について、当社に事実を正確に告げなければなりません。

(2) 当社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(3) (2)の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。

① (2)に規定する事実がなくなった場合②

② 当会社が保険契約締結の際、(2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合(注)

③ 保険契約者または被保険者が、保険事故が発生する前に、告知事項につき、書面をもって訂正を当社に申し出て、当社がこれを承認した場合。なお、当社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当社に告げられていたとしても、当社が保険契約を締結していたと認めるとき限り、これを承認するものとします。

④ 当社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または保険契約締結時から5年を経過した場合

- ⑤ 保険媒介者が、保険契約者または被保険者が事実を告げることを妨げた場合
- ⑥ 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、事実を告げないことまたは事実と異なることを告げることを勧めた場合
- (注) 当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。
- (4) (2)の規定による解除が損害等の発生した後になされた場合であっても、第14条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (5) (4)の規定は、(2)に規定する事実に基づかずに発生した保険事故による損害等については適用しません。
- (6) (3)⑤および⑥の規定は、(3)⑤および⑥に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても保険契約者または被保険者が事実を告げず、または事実と異なることを告げたと認められる場合には適用しません。

第7条(職業または職務の変更に関する通知義務)

- (1) 保険契約締結の後、被保険者が旅行行程中に従事する保険証券記載の職業または職務を変更した場合は、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。
- (2) 職業に就いていない被保険者が新たに職業に就いた場合または保険証券記載の職業に就いていた被保険者がその職業をやめた場合も(1)と同様とします。

第8条(保険契約者の住所変更)

保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

第9条(保険契約の無効)

- (1) 次に掲げる事実のいずれかがあった場合には、保険契約は無効とします。
- ① 保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結した場合
- ② 保険契約者以外の者を被保険者とする保険契約について、傷害または疾病に対して一定額の保険金を支払う特約が付帯されている場合に、その被保険者の同意を得なかったとき。
- (2) (1)②の規定は、この保険契約に付帯された(1)②の特約の各々が次に該当する場合には適用しません。
- ① 被保険者が保険金の受取人である特約
- ② 被保険者の法定相続人が死亡保険金受取人である特約(注)
- (注) 被保険者の被った傷害または疾病に対し、傷害死亡保険金または疾病死亡保険金以外の一定額の保険金を支払う特約が付帯されている場合に限り。

第10条(保険契約の失効)

保険契約締結の後、被保険者が死亡した場合には、保険契約は効力を失います。

第11条(保険契約の取消し)

保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の詐欺または強迫によって当会社が保険契約を締結した場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第12条(保険契約者による保険契約の解除)

保険契約者は、当会社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

第13条(重大事由による解除)

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、当会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害等を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ② 被保険者または保険金を受け取るべき者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ この保険契約等との重複に反する、被保険者に係る保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
- ④ ①から③までに掲げるもののほか、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、①から③までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらへの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。
- (2) (1)の規定による解除が保険事故の生じた後になされた場合であっても、次条の規定にかかわらず、(1)①から④までの事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した保険事故による損害等に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

第14条(保険契約解除の効力)

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第15条(保険料の返還または請求告知義務等の場合)

- (1) 第6条(告知義務)(1)により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。
- (2) 当会社は、保険契約者が(1)の規定による追加保険料の支払を怠った場合(注)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (注) 当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間

- 内にその支払がなかった場合に限り。
- (3) (1)の規定より追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (4) (1)のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還または請求します。
- (5) (4)の規定により、追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領取時に生じた保険事故による損害等に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。

第16条(保険料の返還—無効または失効の場合)

- (1) 保険契約が無効の場合には、当会社は、保険料の全額を返還します。ただし、第9条(保険契約の無効)(1)①の規定により保険契約が無効となる場合には、保険料を返還しません。
- (2) 保険契約が失効となる場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

第17条(保険料の返還—取消しの場合)

第11条(保険契約の取消し)の規定により、当会社が保険契約を取り消した場合には、当会社は、保険料を返還しません。

第18条(保険料の返還—解除の場合)

- (1) 第6条(告知義務)(2)、第13条(重大事由による解除)(1)または第15条(保険料の返還または請求告知義務等の場合)(2)の規定により、当会社が保険契約を解除した場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。
- (2) 第12条(保険契約者による保険契約の解除)の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合には、当会社は、保険料から既経過期間に対応する保険料を差し引いて、その残額を返還します。

第19条(保険金の請求)

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、この保険契約に付帯された特約に定める時から、それより発生し、これを行わせることができるものとします。
- (2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、この保険契約に付帯された特約に規定する保険金の請求書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。
- (3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者(注)
- ② ①に規定する者がいない場合は①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
- ③ ①および②に規定する者がいない場合は①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者(注)または②以外の3親等内の親族
- (注) 法律上の配偶者に限り。
- (4) (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。
- (5) 当会社は、事故の内容、損害の額、傷害の程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (6) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合は(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載ををし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第20条(保険金の支払時期)

- (1) 当会社は、請求完了日(注1)からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。
- ① 保険金の支払事由が発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生時の状況、損害または傷害発生の有無および被保険者に該当する事実
- ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
- ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額(注2)または傷害の程度、事故と損害または傷害との関係、治療の経過および内容
- ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
- ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
- (注1) 被保険者または保険金を受け取るべき者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。

- (注2) 保険価額を含みます。
- (2) (1) の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1) の規定にかかわらず、当社は、請求完了日(注1) からその日を含めて次に掲げる日数(注2) を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとし、
- ① (1) ①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(注3) 180日
 - ② (1) ①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日
 - ③ (1) ③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日
 - ④ 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における(1) ①から⑤までの事項の確認のための調査 60日
 - ⑤ (1) ①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日
- (注1) 被保険者または保険金を受け取るべき者が前条(2) および(3)の規定による手続を完了した日を行います。
- (注2) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。
- (注3) 弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。
- (3) (1) および(2) に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(注) には、これにより確認が遅延した期間については、(1) または(2) の期間に算入しないものとします。
- (注) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第21条(支払通貨および為替交換比率)

- (1) 当社が保険金を支払うべき場合には、支払通貨(注) をもって行うものとし、
- (注) 保険金支払地の属する国の通貨をいいます。
- (2) (1) の場合において、次のいずれかに該当するときは、保険金の支払額が確定した日の前日における保険金支払地の属する国の最有力為替銀行の交換比率により支払通貨(注) に換算します。ただし、保険金の支払額が確定した日の前日の交換比率と異なる交換比率により換算した通貨によって保険金支払の対象となる費用を支出していた旨の被保険者または保険金を受け取るべき者からの申出があり、かつ、その証明がなされた場合には、その交換比率により支払通貨(注) に換算することができます。
- ① 保険証券において、この保険契約に付帯された特約に規定する保険金額を表示している通貨と支払通貨(注) が異なる場合
 - ② 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、保険金支払の対象となる費用について現実に支出した通貨と支払通貨(注) が異なる場合
- (注) 保険金支払地の属する国の通貨をいいます。

第22条(時効)

保険金請求権は、第19条(保険金の請求)(1) に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第23条(保険契約者の変更)

- (1) 保険契約締結の後、保険契約者は、当社の承認を得て、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を第三者に移転させることができます。
- (2) (1) の規定による移転を行う場合には、保険契約者は書面をもってその旨を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。
- (3) 保険契約締結の後、保険契約者が死亡した場合は、その死亡した保険契約者の死亡時の法定相続人にこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務が移転するものとします。

第24条(保険契約者が複数の場合の取扱い)

- (1) この保険契約について、保険契約者が2名以上である場合は、当社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者を代理するものとします。
- (2) (1) の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険契約者の中の1名に対して行う当社の行為は、他の保険契約者に対しても効力を有するものとします。
- (3) 保険契約者が2名以上である場合には、各保険契約者は連帯してこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する義務を負うものとします。

第25条(契約内容の登録)

- (1) 当社は、この保険契約締結の際、次の事項を社団法人日本損害保険協会(注) に登録することができるものとします。
- ① 保険契約者の氏名、住所および生年月日
 - ② 被保険者の氏名、住所、生年月日および性別
 - ③ 被保険者の同意の有無
 - ④ 死亡保険金受取人の氏名
 - ⑤ 保険金額
 - ⑥ 保険期間
 - ⑦ 当会社名
- (注) 以下「協会」といいます。

- (2) 各損害保険会社は、(1) の規定により登録された被保険者について、他の保険契約等の内容を調査するため、(1) の規定により登録された契約内容を協会に照会し、その結果を保険契約の解除または保険金の支払について判断する際の参考にすることができるものとします。
- (3) 各損害保険会社は、(2) の規定により照会した結果を、(2) に規定する保険契約の解除または保険金の支払について判断する際の参考にすること以外に用いないものとします。
- (4) 協会および各損害保険会社は、(1) の登録内容または(2) の規定による照会結果を、(1) の規定により登録された被保険者に係る保険契約の締結に関する権限をその損害保険会社が与えた損害保険代理店および犯罪捜査等にあたる公的機関からその損害保険会社が公開要請を受けた場合のその公的機関以外に公開しないものとします。
- (5) 保険契約者または被保険者は、その本人に係る(1) の登録内容または(2) の規定による照会結果について、当会社または協会に照会することができます。

第26条(被保険者が複数の場合の約款の適用)

被保険者が2名以上である場合は、それぞれの被保険者ごとにこの約款の規定を適用します。

第27条(訴訟の提起)

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第28条(準拠法)

この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

特約

傷害死亡保険金支払特約

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
競技等	競技、競争、興行(注1)または試運転(注2)をいいます。 (注1) いずれもそのための練習を含みます。 (注2) 性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。
自動車等	自動車または原動機付自転車をいいます。
傷害死亡保険金額	保険証券記載の傷害死亡保険金額をいいます。
乗用具	自動車等、モーターボート(注)、ゴーカート、スノーモービルその他これらに類するものをいいます。 (注) 水上オートバイを含みます。
保険事故	この特約においては、傷害の原因となった事故をいいます。

第2条 (保険金を支払う場合)

- (1) 当社は、被保険者が旅行行程中に傷害を被り、その直接の結果として、傷害の原因となった事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合は、この特約および普通保険約款の規定に従い、傷害死亡保険金額の全額(注)を傷害死亡保険金として死亡保険金受取人に支払います。
(注) この保険契約に傷害後遺障害保険金支払特約が付帯されている場合において、傷害後遺障害保険金支払の原因となった傷害の直接の結果として、その傷害の原因となった事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡したときは、傷害死亡保険金額から既に支払った傷害後遺障害保険金を控除した残額とします。
- (2) 第14条(死亡保険金受取人の変更)(1)または(2)の規定により被保険者の法定相続人が死亡保険金受取人となる場合で、その者が2名以上であるときは、当社は、法定相続分の割合により傷害死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。
- (3) 第14条(死亡保険金受取人の変更)(9)の死亡保険金受取人が2名以上である場合は、当社は、均等の割合により傷害死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。

第3条 (保険金の削減)

当社は、被保険者が別表に掲げる運動等を行っている間の保険事故に対し、保険契約者があらかじめ割増保険料(注)を支払っていない場合は、次の割合により傷害死亡保険金を削減します。

領収した保険料

領収した保険料 + 保険期間を通じて別表に掲げる運動等を行う場合に保険契約者が支払うべき割増保険料(注)

(注) 別表に掲げる運動等に対応する当会社所定の割増保険料をいいます。

第4条 (保険金を支払わない場合—その1)

当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、傷害死亡保険金を支払いません。

- ① 保険契約者(注1)または被保険者の故意または重大な過失
- ② 傷害死亡保険金を受け取るべき者(注2)の故意または重大な過失。ただし、その者が傷害死亡保険金の一部の受取人である場合には、傷害死亡保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。
- ③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ④ 被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故
ア. 法令に定められた運転資格(注3)を有していない自動車等を運転している間
イ. 酒に酔った状態(注4)で自動車等を運転している間
ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
- ⑤ 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失
- ⑥ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産
- ⑦ 被保険者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、当会社が傷害死亡保険金を支払うべき傷害の治療によるものである場合には、傷害死亡保険金を支払います。
- ⑧ 被保険者に対する刑の執行
- ⑨ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変
- ⑩ 核燃料物質(注5)もしくは核燃料物質(注5)によって汚染された物(注6)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑪ ⑩もしくは⑩の事由に伴って生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑫ ⑩以外の放射線照射または放射能汚染
(注1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執

行するその他の機関をいいます。

(注2) 傷害死亡保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注3) 運転する地における法令によるものをいいます。

(注4) アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態をいいます。

(注5) 使用済燃料を含みます。

(注6) 原子核分裂生成物を含みます。

第5条 (保険金を支払わない場合—その2)

当社は、被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた保険事故に対しては、保険契約者があらかじめこれらの行為に対応する当会社所定の保険料を支払っていない場合は、傷害死亡保険金を支払いません。

- ① 乗用具を用いて競技等をしている間。ただし、③に該当する場合を除き、自動車等を用いて道路上で競技等をしている間については、傷害死亡保険金を支払います。
- ② 乗用具を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法・態様により乗用具を使用している間。ただし、③に該当する場合を除き、道路上で競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間については、傷害死亡保険金を支払います。
- ③ 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等をしている間または競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間

第6条 (他の身体の障害または疾病の影響)

(1) 被保険者が傷害を被った時既に存在していた身体の障害もしくは疾病の影響により、または傷害を被った後に保険事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病の影響により傷害が重大となった場合は、当社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。

(2) 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは傷害死亡保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより傷害が重大となった場合も、(1)と同様の方法で支払います。

第7条 (保険料の返還または請求等—職業または職務の変更に関する通知義務の場合)

(1) 職業または職務の変更の事実(注1)がある場合において、適用料率を変更する必要があるときは、当社は、変更前の適用料率と変更後の適用料率との差に基づき、職業または職務の変更の事実(注1)が生じた時以降の期間(注2)に対し日割をもって計算した保険料を返還または請求します。

(注1) 普通保険約款第7条(職業または職務の変更に関する通知義務)(1)または(2)の変更の事実をいいます。

(注2) 保険契約者または被保険者の申出に基づく、普通保険約款第7条(1)または(2)の変更の事実が生じた時以降の期間をいいます。

(2) 当社は、保険契約者が(1)の規定による追加保険料の支払を怠った場合(注)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(注) 当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限りです。

(3) (1)の規定による追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当社は、職業または職務の変更の事実(注)があった後に生じた保険事故に対しては、変更前の適用料率の変更後の適用料率に対する割合により、傷害死亡保険金を削減します。

(注) 普通保険約款第7条(職業または職務の変更に関する通知義務)(1)または(2)の変更の事実をいいます。

(4) 保険契約者または被保険者が故意または重大な過失によって、遅滞なく普通保険約款第7条(職業または職務の変更に関する通知義務)(1)または(2)の規定による通知をしなかった場合において、変更後の適用料率が変更前の適用料率よりも高いときは、当社は、職業または職務の変更の事実(注)があった後に生じた保険事故に対しては、変更前の適用料率の変更後の適用料率に対する割合により、傷害死亡保険金を削減します。

(注) 普通保険約款第7条(1)または(2)の変更の事実をいいます。

(5) (4)の規定は、当会社が、(4)の規定による傷害死亡保険金を削減して支払うべき事由の原因があることを知った時から傷害死亡保険金を削減して支払う旨の傷害死亡保険金を受け取るべき者に対する通知をしないで1か月を経過した場合は職業または職務の変更の事実(注)があった時から5年を経過した場合には適用しません。

(注) 普通保険約款第7条(職業または職務の変更に関する通知義務)(1)または(2)の変更の事実をいいます。

(6) (4)の規定は、職業または職務の変更の事実(注)に基づかず発生した傷害については適用しません。

(注) 普通保険約款第7条(職業または職務の変更に関する通知義務)(1)または(2)の変更の事実をいいます。

(7) (4)の規定にかかわらず、職業または職務の変更の事実(注1)が生じ、この保険契約の引受範囲(注2)を超えることとなった場合には、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(注1) 普通保険約款第7条(職業または職務の変更に関する通知義務)(1)または(2)の変更の事実をいいます。

(注2) 保険料を増額することにより保険契約を継続することができる範囲として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたものをいいます。

(8) (7)の規定による解除が保険事故の発生した後になされた場合であっても、普通

保険約款第14条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、職業または職務の変更の事実（注）が生じた時から解除がなされた時までに発生した保険事故に対しては、当社は、傷害死亡保険金を支払いません。この場合において、既に傷害死亡保険金を支払ったときは、当社は、その返還を請求することができます。

(注) 普通保険約款第7条（職業または職務の変更に関する通知義務）（1）または（2）の変更の事実をいいます。

第8条（被保険者による保険契約の解除請求）

(1) 被保険者が保険契約者以外の者である場合において、次のいずれかに該当するときは、その被保険者は、保険契約者に対しこの保険契約（注）を解除することを求めることができます。

- ① この保険契約（注）の被保険者となることについての同意をしていなかった場合
- ② 保険契約者または傷害死亡保険金を受け取るべき者に、普通保険約款第13条（重大事由による解除）（1）①または②に該当する行為のいずれかがあった場合
- ③ 普通保険約款第13条（1）③に規定する事由が生じた場合
- ④ ②および③のほか、保険契約者または傷害死亡保険金を受け取るべき者が、②および③の場合と同程度に被保険者のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約（注）の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合
- ⑤ 保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事由により、この保険契約（注）の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合

(注) その被保険者に係る部分に限ります。

(2) 保険契約者は、(1) ①から⑤までの事由がある場合において被保険者から(1)に規定する解除請求があったときは、当会社に対する通知をもって、この保険契約（注）を解除しなければなりません。

(注) その被保険者に係る部分に限ります。

(3) (1) ①の事由のある場合は、その被保険者は、当会社に対する通知をもって、この保険契約（注）を解除することができます。ただし、健康保険証等、被保険者であることを証する書類の提出があった場合に限りです。

(注) その被保険者に係る部分に限ります。

(4) (3)の規定によりこの保険契約（注）が解除された場合は、当会社は、遅滞なく、保険契約者に対し、その旨を書面により通知するものとします。

(注) その被保険者に係る部分に限ります。

第9条（保険料の返還—解除の場合）

(1) 第7条（保険料の返還または請求等—職業または職務の変更に関する通知義務の場合）（2）または（7）の規定により、当会社が保険契約を解除した場合には、当会社は、未經過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

(2) 前条（2）の規定により、保険契約者がこの保険契約（注）を解除した場合には、当会社は、保険料から既経過期間に対応する保険料を差し引いて、その残額を返還します。

(注) その被保険者に係る部分に限ります。

(3) 前条（3）の規定により、被保険者がこの保険契約（注）を解除した場合には、当会社は、保険料から既経過期間に対応する保険料を差し引いて、その残額を保険契約者に返還します。

(注) その被保険者に係る部分に限ります。

第10条（事故の通知）

(1) 被保険者が傷害を被った場合は、保険契約者、被保険者または傷害死亡保険金を受け取るべき者は、保険事故の発生の日からその日を含めて30日以内に保険事故発生の状況および傷害の程度を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当会社が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは被保険者の診断書もしくは死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。

(2) 被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合は、保険契約者または傷害死亡保険金を受け取るべき者は、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日以内に行方不明または遭難発生の状況を当会社に書面により通知しなければなりません。

(3) 保険契約者、被保険者または傷害死亡保険金を受け取るべき者が正当な理由がなく(1)もしくは(2)の規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて傷害死亡保険金を支払います。

第11条（保険金の請求）

(1) この特約にかかる保険金の当会社に対する保険金請求権は、被保険者が死亡した時から発生し、これを行行使することができるものとします。

(2) この特約にかかる保険金の請求書類は、保険金請求書、保険証券および次に掲げる書類とします。

- ① 死亡保険金受取人（注1）の印鑑証明書
- ② 死亡診断書または死体検案書
- ③ 被保険者の戸籍簿本
- ④ 法定相続人の戸籍簿本（注2）
- ⑤ 当会社の定める傷害状況報告書
- ⑥ 公の機関（注3）の事故証明書
- ⑦ 傷害死亡保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（注4）
- ⑧ その他当会社が普通保険約款第20条（保険金の支払時期）（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

(注1) 死亡保険金受取人を定めなかった場合は、被保険者の法定相続人としします。

(注2) 死亡保険金受取人を定めなかった場合とします。

(注3) やむを得ない場合には、第三者とします。

(注4) 傷害死亡保険金の請求を第三者に委任する場合とします。

第12条（当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求）

(1) 当会社は、第9条（事故の通知）の規定による通知または前条および普通保険約款第19条（保険金の請求）の規定による請求を受けた場合は、傷害の程度の認定または傷害死亡保険金の支払にあり必要な限度において、保険契約者、被保険者または傷害死亡保険金を受け取るべき者に対し当会社の指定する医師が作成した被保険者の診断書または死体検案書の提出を求めることができます。

(2) (1)の規定による診断書または死体の検案（注1）のために要した費用（注2）は、当会社が負担します。

(注1) 死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。

(注2) 収入の喪失を含みません。

第13条（代位）

当会社が傷害死亡保険金を支払った場合であっても、被保険者の法定相続人がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当会社に移転しません。

第14条（死亡保険金受取人の変更）

(1) 保険契約締結の際、保険契約者が死亡保険金受取人を定めなかった場合は、被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人とします。

(2) 保険契約締結の後、被保険者が死亡するまでは、保険契約者は、死亡保険金受取人を変更することができます。

(3) (2)の規定による死亡保険金受取人の変更を行う場合には、保険契約者は、その旨を当会社に通知しなければなりません。

(4) (3)の規定による通知が当会社到達した場合には、死亡保険金受取人の変更は、保険契約者がその通知を発した時にその効力を生じたものとします。ただし、その通知が当会社に到達する前に当会社が変更前の死亡保険金受取人に傷害死亡保険金を支払った場合は、その後傷害死亡保険金の請求を受けても、当会社は、傷害死亡保険金を支払いません。

(5) 保険契約者は、(2)の死亡保険金受取人の変更を、法律上有効な遺言によって行うことができます。

(6) (5)の規定による死亡保険金受取人の変更を行う場合には、遺言が効力を生じた後、保険契約者の法定相続人がその旨を当会社に通知しなければ、その変更を当会社に対抗することができません。なお、その通知が当会社に到達する前に当会社が変更前の死亡保険金受取人に傷害死亡保険金を支払った場合は、その後傷害死亡保険金の請求を受けても、当会社は、傷害死亡保険金を支払いません。

(7) (2)および(5)の規定により、死亡保険金受取人を被保険者の法定相続人以外の者に変更する場合は、被保険者の同意がなければその効力を生じません。

(8) (2)および(5)の規定により、死亡保険金受取人を被保険者の法定相続人に変更する場合であっても、この保険契約に、被保険者の被った傷害または疾病に対し、疾病死亡保険金以外の一定額の保険金を支払う特約が付帯されていないときは、その変更は、被保険者の同意がなければ効力を生じません。

(9) 死亡保険金受取人が被保険者が死亡する前に死亡した場合は、その死亡した死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人（注）を死亡保険金受取人とします。

(注) 法定相続人のうち死亡している者がある場合は、その者については、順次の法定相続人となります。

第15条（死亡保険金受取人が複数の場合の取扱い）

(1) この保険契約について、死亡保険金受取人が2名以上である場合は、当会社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の死亡保険金受取人を代理するものとします。

(2) (1)の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、死亡保険金受取人の中の1名に対して行う当会社の行為は、他の死亡保険金受取人に対しても効力を有するものとします。

第16条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

別表 第3条（保険金額の削減）の運動等

山岳登山（注1）、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機（注2）操縦（注3）、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（注4）搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動

(注1) ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）

(注2) グライダーおよび飛行船を除きます。

(注3) 職務として操縦する場合は除きます。

(注4) モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等という、パラシュート型超軽量動力機（パラプレーン等をいいます。）を除きます。

傷害後遺障害保険金支払特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
競技等	競技、競争、興行（注1）または試運転（注2）をいいます。 （注1）いずれもそのための練習を含みます。 （注2）性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。
後遺障害	医師による治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。
自動車等	自動車または原動機付自転車をいいます。
傷害後遺障害保険金額	保険証券記載の傷害後遺障害保険金額をいいます。
乗用具	自動車等、モーターボート（注）、ゴカート、スノーモービルその他これらに類するものをいいます。 （注）水上オートバイを含みます。
保険事故	この特約においては、傷害の原因となった事故をいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

- (1) 当社は、被保険者が旅行行程中に傷害を被り、その直接の結果として、傷害の原因となった事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合は、この特約および普通保険約款の規定に従い、次の算式によって算出した額を傷害後遺障害保険金として被保険者に支払います。

$$\text{傷害後遺障害保険金額} \times \text{別表1に掲げる割合} = \text{傷害後遺障害保険金の額}$$

- (2) (1)の規定にかかわらず、被保険者が傷害の原因となった事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、当社は、傷害の原因となった事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、(1)のとおり算出した額を傷害後遺障害保険金として支払います。
- (3) 別表1に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害に対しては、当社は、身体の障害の程度に応じ、かつ、別表1に掲げる区分に準じ、傷害後遺障害保険金の支払額を決定します。ただし、別表1の1.(3)、(4)、2.(3)、4.(4)および5.(2)に掲げる機能障害に至らない障害に対しては、傷害後遺障害保険金を支払いません。
- (4) 傷害の原因となった同一の事故により2種以上の後遺障害が生じた場合には、当社は、その各々に対し(1)から(3)までの規定を適用し、その合計額を支払います。ただし、別表1の7.から9.までに掲げる上肢（注1）または下肢（注2）の後遺障害に対しては、1肢ごとの傷害後遺障害保険金は傷害後遺障害保険金額の60%をもって限度とします。
（注1）腕および手をいいます。
（注2）脚および足をいいます。
- (5) 既に身体に障害のあった被保険者が傷害を被り、その直接の結果として新たな後遺障害が加わったことにより別表2のいずれかに該当した場合は、加重された後の後遺障害の状態に対応する別表1に掲げる割合を適用して、傷害後遺障害保険金を支払います。ただし、既存障害（注）がこの保険契約に基づく傷害後遺障害保険金の支払を受けたものである場合は、次の割合により傷害後遺障害保険金を支払います。

$$\text{加重された後の後遺障害の状態に対応する割合} - \text{既存障害（注）に対応する割合} = \text{適用する割合}$$

（注）既にあった身体の障害をいいます。

- (6) (1)から(5)までの規定に基づいて、当社が支払うべき傷害後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、傷害後遺障害保険金額をもって限度とします。

第3条（保険金の削減）

当社は、被保険者が別表3に掲げる運動等を行っている間の保険事故に対し、保険契約者があらかじめ割増保険料（注）を支払っていない場合は、次の割合により、傷害後遺障害保険金を削減します。

領収した保険料

$$\text{領収した保険料} + \text{保険期間を通じて別表3に掲げる運動等を行う場合に保険契約者が支払うべき割増保険料（注）}$$

（注）別表3に掲げる運動等に対応する当会社所定の割増保険料をいいます。

第4条（保険金を支払わない場合—その1）

- (1) 当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、傷害後遺障害保険金を支払いません。
- ① 保険契約者（注1）または被保険者の故意または重大な過失
 - ② 傷害後遺障害保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失
 - ③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または暴行行為
 - ④ 被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故

ア、法令に定められた運転資格（注2）を持たないで自動車等を運転している間
イ、酒に酔った状態（注3）で自動車等を運転している間
ウ、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間

- ⑤ 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失
- ⑥ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産
- ⑦ 被保険者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、当社が傷害後遺障害保険金を支払うべき傷害の治療によるものである場合には、傷害後遺障害保険金を支払います。
- ⑧ 被保険者に対する刑の執行
- ⑨ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変
- ⑩ 核燃料物質（注4）もしくは核燃料物質（注4）によって汚染された物（注5）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑪ ⑩もしくは⑩の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑫ ⑩以外の放射線照射または放射能汚染
（注1）保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
（注2）運転する地における法令によるものをいいます。
（注3）アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態をいいます。
（注4）使用済燃料を含みます。
（注5）原子核分裂生成物を含みます。

- (2) 当社は、被保険者が頸部症候群（注）、腰痛その他の症状を訴えている場合であって、それを裏付けるに足る医学的他覚所見のないものに対しては、その症状の原因がいかなるときでも、傷害後遺障害保険金を支払いません。

（注）いわゆる「むちうち症」をいいます。

第5条（保険金を支払わない場合—その2）

当社は、被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた保険事故に対しては、保険契約者があらかじめこれらに行為に対応する当会社所定の保険料を支払っていない場合は、傷害後遺障害保険金を支払いません。

- ① 乗用具を用いて競技等をしている間。ただし、③に該当する場合を除き、自動車等を用いて道路上で競技等をしている間については、傷害後遺障害保険金を支払います。
- ② 乗用具を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法・態様により乗用具を使用している間。ただし、③に該当する場合を除き、道路上で競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間については、傷害後遺障害保険金を支払います。
- ③ 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等をしている間または競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間の間

第6条（他の身体の障害または疾病の影響）

- (1) 被保険者が傷害を被った時に存在していた身体の障害もしくは疾病の影響により、または傷害を被った後に保険事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病の影響により傷害が重大となった場合は、当社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。
- (2) 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは傷害後遺障害保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより傷害が重大となった場合も、(1)と同様の方法で支払います。

第7条（保険料の返還または請求等—職業または職務の変更に関する通知義務の場合）

- (1) 職業または職務の変更の事実（注1）がある場合において、適用利率を変更する必要があるときは、当社は、変更前の適用利率と変更後の適用利率との差に基づき、職業または職務の変更の事実（注1）が生じた時以降の期間（注2）に対し日割をもって計算した保険料を返還または請求します。
- (注1) 普通保険約款第7条（職業または職務の変更に関する通知義務）(1)または(2)の変更の事実をいいます。
(注2) 保険契約者または被保険者の申出に基づく、普通保険約款第7条(1)または(2)の変更の事実が生じた時以降の期間をいいます。
- (2) 当社は、保険契約者が(1)の規定による追加保険料の支払を怠った場合（注）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
（注）当社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限りです。
- (3) (1)の規定による追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当社は、職業または職務の変更の事実（注）があった後に生じた保険事故に対しては、変更前の適用利率の変更後の適用利率に対する割合により、傷害後遺障害保険金を削減します。
（注）普通保険約款第7条（職業または職務の変更に関する通知義務）(1)または(2)の変更の事実をいいます。
- (4) 保険契約者または被保険者が故意または重大な過失によって、遅滞なく普通保険約款第7条（職業または職務の変更に関する通知義務）(1)または(2)の規定による通知をしなかった場合において、変更後の適用利率が変更前の適用利率よりも高い

ときは、当社は、職業または職務の変更の事実（注）があった後に生じた保険事故に対しては、変更前の適用率率の変更後の適用率率に対する割合により、傷害後遺障害保険金を削減します。

(注) 普通保険約款第7条(1)または(2)の変更の事実をいいます。

- (5) (4)の規定は、当社が、(4)の規定による傷害後遺障害保険金を削減して支払うべき事由の原因があることを知った時から傷害後遺障害保険金を削減して支払う旨の被保険者もしくは傷害後遺障害保険金を受け取るべき者に対する通知をしないで1か月を経過した場合または職業または職務の変更の事実（注）があった時から5年を経過した場合には適用しません。
- (注) 普通保険約款第7条（職業または職務の変更に関する通知義務）(1)または(2)の変更の事実をいいます。
- (6) (4)の規定は、職業または職務の変更の事実（注）に基づかずに発生した傷害については適用しません。
- (注) 普通保険約款第7条（職業または職務の変更に関する通知義務）(1)または(2)の変更の事実をいいます。
- (7) (4)の規定にかかわらず、職業または職務の変更の事実（注1）が生じ、この保険契約の引受範囲（注2）を超えることとなった場合には、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を変更することができます。
- (注1) 普通保険約款第7条（職業または職務の変更に関する通知義務）(1)または(2)の変更の事実をいいます。
- (注2) 保険料を増額することにより保険契約を継続することができる範囲として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたものをいいます。
- (8) (7)の規定による解除が保険事故の発生した後になされた場合であっても、普通保険約款第14条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、職業または職務の変更の事実（注）が生じた時から解除がなされた時までに発生した保険事故に対しては、当社は、傷害後遺障害保険金を支払いません。この場合において、既に傷害後遺障害保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (注) 普通保険約款第7条（職業または職務の変更に関する通知義務）(1)または(2)の変更の事実をいいます。

第8条（被保険者による保険契約の解除請求）

- (1) 被保険者が保険契約者以外の者である場合において、次のいずれかに該当するときは、その被保険者は、保険契約者に対しこの保険契約（注）を解除することを求めることができます。
- ① この保険契約（注）の被保険者となることについての同意をしていなかった場合
- ② 保険契約者または傷害後遺障害保険金を受け取るべき者に、普通保険約款第13条（重大事由による解除）(1)①または②に該当する行為のいずれかがあった場合
- ③ 普通保険約款第13条(1)③に規定する事由が生じた場合
- ④ ②および③のほか、保険契約者または傷害後遺障害保険金を受け取るべき者が、②および③の場合と同程度に被保険者のこれらに対する信頼を損ない、この保険契約（注）の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合
- ⑤ 保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他事由により、この保険契約（注）の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合
- (注) その被保険者に係る部分に限りです。
- (2) 保険契約者は、(1)①から⑤までの事由がある場合において被保険者から(1)に規定する解除請求があったときは、当社に対する通知をもって、この保険契約（注）を解除しなければなりません。
- (注) その被保険者に係る部分に限りです。
- (3) (1)①の事由のある場合は、その被保険者は、当社に対する通知をもって、この保険契約（注）を解除することができます。ただし、健康保険証等、被保険者であることを証する書類の提出があった場合に限りです。
- (注) その被保険者に係る部分に限りです。
- (4) (3)の規定によりこの保険契約（注）が解除された場合は、当社は、遅滞なく、保険契約者に対し、その旨を書面により通知するものとします。
- (注) その被保険者に係る部分に限りです。

第9条（保険料の返還－解除の場合）

- (1) 第7条（保険料の返還または請求等－職業または職務の変更に関する通知義務の場合）(2)または(7)の規定により、当社が保険契約を解除した場合には、当社は、未經過期間に対し割合をもって計算した保険料を返還します。
- (2) 前条(2)の規定により、保険契約者がこの保険契約（注）を解除した場合には、当社は、保険料から既経過期間に対応する保険料を差し引いて、その残額を返還します。
- (注) その被保険者に係る部分に限りです。
- (3) 前条(3)の規定により、被保険者がこの保険契約（注）を解除した場合には、当社は、保険料から既経過期間に対応する保険料を差し引いて、その残額を保険契約者に返還します。
- (注) その被保険者に係る部分に限りです。

第10条（事故の通知）

- (1) 被保険者が傷害を被った場合は、保険契約者、被保険者または傷害後遺障害保険金を受け取るべき者は、保険事故の発生の日からその日を含めて30日以内に保険事故発生の状況および傷害の程度を当社に通知しなければなりません。この場合において、当社が書面による通知もしくは説明を求めたときは被保険者の診断書もしくは死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。
- (2) 被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した

場合は、保険契約者または傷害後遺障害保険金を受け取るべき者は、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日以内に行方不明または遭難発生の状況を当社に書面により通知しなければなりません。

- (3) 保険契約者、被保険者または傷害後遺障害保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1)もしくは(2)の規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて傷害後遺障害保険金を支払います。

第11条（保険金の請求）

- (1) この特約にかかる保険金の当社に対する保険金請求権は、被保険者に後遺障害が生じた時または保険事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時から発生し、これを行行使することができるとのものとします。
- (2) この特約にかかる保険金の請求書類は、保険金請求書、保険証券および次に掲げる書類とします。
- ① 被保険者の印鑑証明書
 - ② 後遺障害の程度を証明する医師の診断書
 - ③ 当社の定める傷害状況報告書
 - ④ 公の機関（注1）の事故証明書
 - ⑤ 傷害後遺障害保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（注2）
- ⑥ その他当社が普通保険約款第20条（保険金の支払時期）(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたものとします。
- (注1) やむを得ない場合には、第三者とします。
- (注2) 傷害後遺障害保険金の請求を第三者に委任する場合とします。

第12条（当社の指定する医師が作成した診断書等の要求）

- (1) 当社は、第10条（事故の通知）の規定による通知または前条および普通保険約款第19条（保険金の請求）の規定による請求を受けた場合は、傷害の認定の程度その他傷害後遺障害保険金の支払にあり必要な限度において、保険契約者、被保険者または傷害後遺障害保険金を受け取るべき者に対し当社の指定する医師が作成した被保険者の診断書または死体検案書の提出を求めることができます。
- (2) (1)の規定による診断書または死体の検案（注1）のために要した費用（注2）は、当社が負担します。
- (注1) 死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。
- (注2) 収入の喪失を含みます。

第13条（代位）

当会社が傷害後遺障害保険金を支払った場合であっても、被保険者またはその法定相続人がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当社に移転しません。

第14条（傷害後遺障害保険金の受取人の変更）

保険契約者は、傷害後遺障害保険金について、その受取人を被保険者以外の者に定め、または変更することはできません。

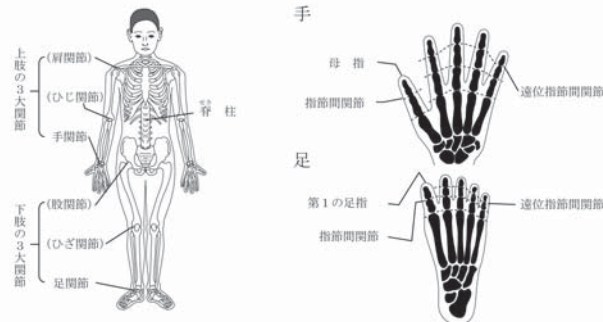
第15条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

別表1 傷害後遺障害保険金支払区分表

1. 眼の障害	
(1) 両眼が失明した場合	100%
(2) 1眼が失明した場合	60%
(3) 1眼の矯正視力が0.6以下となった場合	5%
(4) 1眼が視野狭窄（正常視野の角度の合計の60%以下となった場合をいう。）となった場合	5%
2. 耳の障害	
(1) 両耳の聴力を全く失った場合	80%
(2) 1耳の聴力を全く失った場合	30%
(3) 1耳の聴力が50cm以上では通常の話声を解せない場合	5%
3. 鼻の障害	
(1) 鼻の機能に著しい障害を残す場合	20%
4. しゃく、言語の障害	
(1) しゃくまたは言語の機能を全く廃した場合	100%
(2) しゃくまたは言語の機能に著しい障害を残す場合	35%
(3) しゃくまたは言語の機能に障害を残す場合	15%
(4) 歯に5本以上の欠損を生じた場合	5%
5. 外貌（顔面・頭部・頸部をいう。）醜状	
(1) 外貌に著しい醜状を残す場合	15%
(2) 外貌に醜状（顔面においては直径2cmの癩痕、長さ3cmの線状痕程度をいう。）を残す場合	3%
6. 脊柱の障害	

- (1) 脊柱に著しい変形または著しい運動障害を残す場合 40 %
 (2) 脊柱に運動障害を残す場合 30 %
 (3) 脊柱に変形を残す場合 15 %
7. 腕（手関節以上をいう。）、脚（足関節以上をいう。）の障害
 (1) 1腕または1脚を失った場合 60 %
 (2) 1腕または1脚の3大関節中の2関節または3関節の機能を全く廃した場合 50 %
 (3) 1腕または1脚の3大関節中の1関節の機能を全く廃した場合 35 %
 (4) 1腕または1脚の機能に障害を残す場合 5 %
8. 手指の障害
 (1) 1手の母指を指節間関節以上で失った場合 20 %
 (2) 1手の母指の機能に著しい障害を残す場合 15 %
 (3) 母指以外の1指を遠位指節間関節以上で失った場合 8 %
 (4) 母指以外の1指の機能に著しい障害を残す場合 5 %
9. 足指の障害
 (1) 1足の第1の足指を指節間関節以上で失った場合 10 %
 (2) 足の第1の足指の機能に著しい障害を残す場合 8 %
 (3) 第1の足指以外の1足指を遠位指節間関節以上で失った場合 5 %
 (4) 第1の足指以外の1足指の機能に著しい障害を残す場合 3 %
10. その他身体に著しい障害により終身常に介護を要する場合 100 %
 注1 7. から9. までの規定中「以上」とはその関節より心臓に近い部分をいいます。
 注2 関節等の説明図



別表2 第2条（保険金を支払う場合）（5）の後遺障害

- 両眼が失明した場合
 - 両耳の聴力を全く失った場合
 - 両腕（手関節以上をいう。）を失った場合または両腕の3大関節中の2関節もしくは3関節の機能を全く廃した場合
 - 両脚（足関節以上をいう。）を失った場合または両脚の3大関節中の2関節もしくは3関節の機能を全く廃した場合
 - 1腕を失ったかまたは3大関節中の2関節もしくは3関節の機能を全く廃し、かつ、1脚を失ったかまたは3大関節中の2関節もしくは3関節の機能を全く廃した場合
- 注1 3. および4. の規定中「手関節」および「足関節」については別表1注2の関節の説明図によります。
 注2 3. および4. の規定中「以上」とはその関節より心臓に近い部分をいいます。

別表3 第3条（保険金額の削減）の運動等

- 山岳登山（注1）、リュージュ、ポブスレー、スケルトン、航空機（注2）操縦（注3）、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（注4）搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動
 （注1）ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）
 （注2）グライダーおよび飛行船を除きます。
 （注3）職務として操縦する場合を除きます。
 （注4）モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機をいい、パラシュート型超軽量動力機（パラプレーン等を含みます。）を除きます。

治療・救済費用補償特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認め

救援者	被保険者の捜索（注1）、看護または事故処理を行うために現地へ赴く被保険者の親族（注2）をいいます。 （注1）捜索、救助または移送をいいます。 （注2）これらの者の代理人を含みます。
競技等	競技、競争、興行（注1）または試運転（注2）をいいます。 （注1）いずれもそのための練習を含みます。 （注2）性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。
現地	事故発生地、被保険者の収容地または被保険者の勤務地をいいます。
自動車等	自動車または原動機付自転車をいいます。
支払責任額	他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
乗用具	自動車等、モーターボート（注）、ゴーカート、スノーモービルその他これらに類するものをいいます。 （注）水上オートバイを含みます。
責任期間	保険期間中で、かつ、旅行行程中をいいます。
治療・救済費用保険金額	保険証券記載の治療・救済費用保険金額をいいます。
被保険者等	保険契約者、被保険者または被保険者の親族をいいます。
保険事故	この特約においては、被保険者が次条（1）のいずれかに該当することをいいます。ただし、同条（1）①については、傷害の原因となった事故を、同条（1）②については疾病の発病をいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

- (1) 当社は、被保険者が次のいずれかに該当したことにより被保険者（注1）が負担した費用に対し、この特約および普通保険約款の規定に従い、治療・救済費用保険金を被保険者（注2）に支払います。
- 被保険者が責任期間中に傷害を被り、その直接の結果として、医師の治療（注3）を要した場合
 - 被保険者が、次に掲げる疾病のいずれかを直接の原因として責任期間終了後72時間を経過するまで（注4）に医師の治療を開始した場合
 - 責任期間中に発病した疾病
 - 責任期間終了後72時間以内に発病した疾病。ただし、その疾病の原因が責任期間中に発生したものに限り、かつ、
 - 責任期間中に感染した別表1に掲げる感染症
 - 被保険者が入院した場合で、次のいずれかに該当したとき。
 - 責任期間中に被った傷害を直接の原因として、継続して3日以上入院（注5）した場合
 - 責任期間中に発病した疾病（注6）を直接の原因として、継続して3日以上入院（注5）した場合。ただし、責任期間中に医師の治療を開始していた場合に限り、かつ、
 - 被保険者が次のいずれかに該当した場合
 - 責任期間中に被保険者が搭乗している航空機もしくは船舶が行方不明になった場合もしくは遭難した場合または被保険者が山岳登山（注7）中に遭難した場合。ただし、山岳登山（注7）中の被保険者の遭難が明らかでない場合において、被保険者が下山予定日時の翌日午前0時以降48時間を経過しても下山しなかったときは、保険契約者または被保険者の親族もしくはこれらに代わる者が、警察その他の公的機関、サルベージ会社もしくは航空会社または遭難救助隊のいずれかに対して、被保険者の捜索を依頼したことをもって、遭難が発生したものとみなします。
 - 責任期間中における急激かつ偶然な外来の事故によって被保険者の生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動を要する状態となったことが警察等の公的機関により確認された場合
 - 被保険者が死亡した場合で、次のいずれかに該当したとき。
 - 責任期間中に被った傷害を直接の原因として、傷害の原因となった事故の発生日からその日を含めて180日以内に死亡した場合
 - 疾病または妊娠、出産、早産もしくは流産を直接の原因として、責任期間中に死亡した場合
 - 責任期間中に発病した疾病を直接の原因として、責任期間が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡した場合。ただし、責任期間中に医師の治療を開始し、かつ、その後も引き続き医師の治療を受けていた場合に限り、かつ、
 - 責任期間中に被保険者が自殺行為を行った場合で、その行為の日からその日を含めて180日以内に死亡したとき。
- （注1）③から⑤までのいずれかに該当した場合には、被保険者の親族および保険契約者を含みます。
 （注2）③から⑤までのいずれかに該当した場合には、その費用の負担者となります。
 （注3）義手および義足の修理を含みます。

- (注4) ウに掲げる疾病については責任期間が終了した日からその日を含めて30日を経過するまでとします。
- (注5) 他の病院または診療所に転移した場合には、転移のために要した期間は入院中とみなします。ただし、その転移について治療のため医師が必要と認めた場合に限りです。
- (注6) 妊娠、出産、早産または流産に起因する疾病および歯科疾病を含みません。
- (注7) ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するものをいいます。
- (2) (1)の、疾病の原因の発生時期、発病の時期、発病の認定、治療を開始した時期等は医師の診断によります。
- (3) (1)②の規定にかかわらず、当会社は、次のいずれかに掲げる疾病の治療に要した費用に対しては、治療・救済費用保険金を支払いません。
- ① 妊娠、出産、早産または流産に起因する疾病
 - ② 歯科疾病

第3条 (費用の範囲)

- (1) 前条(1)の費用とは、次に掲げるものをいいます。
- ① 被保険者が前条(1)①または②のいずれかに該当したことにより負担した次に掲げる費用のうち、被保険者が治療(注1)のため現実に支出した金額。ただし、同条(1)①に該当した場合においては、傷害の原因となった事故の発生の日からその日を含めて180日以内、同条(1)②に該当した場合においては、医師の治療を開始した日(注2)からその日を含めて180日以内に要した費用に限りです。
 - ア. 医師の診察費、処置費および手術費
 - イ. 医師の処置または処方による薬剤費、治療材料費および医療器具使用料
 - ウ. 義手および義足の修理費
 - エ. X線検査費、諸検査費および手術室費
 - オ. 職業看護師(注3)費。ただし、謝金および礼金は含まれません。
 - カ. 病院または診療所へ入院した場合の入院費
 - キ. 入院による治療を要する場合において、病院もしくは診療所が遠隔地にあることまたは病院もしくは診療所のベッドが空いていないこと等やむを得ない事情により、宿泊施設(注4)の室内で医師の治療を受けたことおよび医師の指示により宿泊施設(注4)で静養するときの宿泊施設(注4)の客室料
 - ク. 入院による治療は要しない場合における、医師の治療を受け、医師の指示により宿泊施設(注4)で静養するときの宿泊施設(注4)の客室料。ただし、被保険者が払戻しを受けた金額または被保険者が負担することを予定していた金額はこの費用の額から控除します。
 - ケ. 救急措置として被保険者を病院または診療所に移送するための緊急移送費。ただし、貸切航空便による運送を含む不定期航空運送のチャーター料金は、治療上の必要により定期航空運送による移送が困難であると医師が認めた場合に限り費用の範囲に含めます。
 - コ. 入院または通院のための交通費
 - サ. 病院もしくは診療所に専門の医師がいないことまたはその病院もしくは診療所での治療が困難なことにより、他の病院または診療所へ転移するための移転費(注5)。ただし、日本国内(注6)の病院または診療所へ転移した場合には、被保険者が払戻しを受けた帰国のための運賃または被保険者が負担することを予定していた帰国のための運賃はこの費用の額から控除します。
 - シ. 治療のために必要な通訳雇入費
 - ス. 治療・救済費用保険金請求のために必要な医師の診断書の費用
 - セ. 法令に基づき公的機関より、病原体に汚染された場所または汚染された疑いがある場所の消毒を命じられた場合の消毒のために要した費用
 - ② 被保険者が、前条(1)①または②のいずれかに該当し、その直接の結果として入院した場合において、その入院により必要となった次に掲げる費用のうち被保険者が現実に出した金額。ただし、1事故に基づく傷害または1疾病(注7)について20万円を限度とします。
 - ア. 国際電話料等通信費
 - イ. 入院に必要な身の回り品購入費(注8)
 - ③ 被保険者が、前条(1)①または②のいずれかに該当し、その結果、当初の旅行行程を離脱した場合において、次に掲げるいずれかの費用のうち被保険者が現実に出した金額。ただし、被保険者が払戻しを受けた金額または被保険者が負担することを予定していた金額については費用の額から控除します。
 - ア. 被保険者が当初の旅行行程に復帰するための交通費および宿泊費
 - イ. 被保険者が直接帰国するための交通費および宿泊費(注9)
 - ④ 被保険者が前条(1)③から⑤までのいずれかに該当したことにより、被保険者等が負担した次に掲げる費用のうち、被保険者等が現実に出した金額
 - ア. 遭難した被保険者を捜索(注10)する活動に要した費用のうち、これらの活動に従事した者からの請求に基づいて支払った費用
 - イ. 救護者の現地までの船舶、航空機等の往復運賃。ただし、救護者3名分を限度とし、被保険者が前条(1)④イに該当した場合において、被保険者の生死が判明した後または被保険者の緊急な捜索(注10)もしくは救助活動が終了した後現地に赴く救護者にかかる費用は除きます。
 - ウ. 現地および現地までの行程における救護者の宿泊施設(注4)の客室料。ただし、救護者3名分を限度とし、かつ、救護者1名につき14日分を限度とします。
 - また、被保険者が前条(1)④イに該当した場合において、被保険者の生死が判明した後または被保険者の緊急な捜索(注10)もしくは救助活動が終了した後現地に赴く救護者にかかる費用は除きます。

- エ. 治療を継続中の被保険者を現地から保険証券記載の被保険者の住所またはその住所の属する国の病院もしくは診療所へ転移するために要した移転費(注5)。ただし、被保険者が払戻しを受けた帰国のための運賃または被保険者が負担することを予定していた帰国のための運賃および①または③により支払われるべき費用はこの費用の額から控除します。
- オ. 救護者の渡航手続費(注11)ならびに救護者または被保険者が現地において支出した交通費、被保険者の入院もしくは救護に必要な身の回り品購入費および国際電話料等通信費等。ただし、20万円を限度とし、②の費用は除きます。
- カ. 死亡した被保険者の火葬費用、遺体防腐処理費用等の遺体の処理費用。ただし、100万円を限度とし、花代、読経代および式場費等の葬儀費用等遺体の処理とは直接関係がない費用は含みません。
- キ. 死亡した被保険者を現地から保険証券記載の被保険者の住所に移送するために要した遺体輸送費用。ただし、被保険者の法定相続人が払戻しを受けた帰国のための運賃または被保険者が負担することを予定していた帰国のための運賃はこの費用の額から控除します。

- (注1) 前条(1)①の場合には義手および義足の修理を含みます。
- (注2) 合併症および続発症の場合はその原因となった疾病の治療を開始した日をいいます。
- (注3) 日本国外において被保険者の治療に際し、医師が付添を必要と認めた場合の職務として付添を行う者を含みます。
- (注4) ホテル等の宿泊施設をいい、居住施設を除きます。
- (注5) 治療のため医師または職業看護師が付添うことを要する場合には、その費用を含みます。ただし、貸切航空便による運送を含む不定期航空運送のチャーター料金は、治療上の必要により定期航空運送による移送が困難であると医師が認めた場合に限り費用の範囲に含めます。
- (注6) 被保険者が日本国外に居住している場合には、その居住地とします。
- (注7) 合併症および続発症を含みます。
- (注8) 5万円を限度とします。
- (注9) 日本国外に居住している被保険者が、その居住地の属する国へ直接帰国するための交通費および宿泊費を含みます。
- (注10) 捜索、救助または移送をいいます。
- (注11) 旅券印紙代、査証料、予防接種料等をいいます。
- (2) 前条の規定にかかわらず、被保険者等が当会社と提携する機関から(1)①から④までの費用の請求を受けた場合において、被保険者等がその機関への治療・救済費用保険金の支払を当会社に求めたときは、当会社は、被保険者等がその費用を支出したものとみなして(1)および第7条(保険金の支払額)から第9条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)までの規定により算出した治療・救済費用保険金をその機関に支払います。
- (3) (1)の費用とは、社会通念上妥当な費用であり、かつ、保険事故と同等のその他の事故に対して通常負担する費用相当額とします。また、この保険契約を締結していなければ生じなかった費用を除きます。
- (4) (1)の規定にかかわらず、前条(1)①または②のいずれかに該当し、その直接の結果として、日本国外においてカイロプラクティック(Chiropractic) 鍼(Acupuncture)または灸(Moxa cauterly)の施術者(注)による治療を要したことにより、被保険者が現実に出した(1)①から③までの金額については、治療・救済費用保険金を支払いません。
- (注) 治療を要した地の法令に定められた資格を持つ者または法令により治療を行うことを許された者をいいます。

第4条 (保険金額の削減)

- (1) 当会社は、被保険者が別表2に掲げる運動等を行っている間に第2条(保険金を支払う場合)(1)①、③または④のいずれかに該当した場合で、保険契約者があらかじめ割増保険料(注)を支払っていないときは、次の割合により治療・救済費用保険金額を削減します。

領収した保険料

領収した保険料 + 保険期間を通じて別表2に掲げる運動等を行う場合に保険契約者が支払うべき割増保険料(注)

- (注) 別表2に掲げる運動等に対応する当会社所定の割増保険料をいいます。
- (2) 当会社は、被保険者が山岳登山(注1)を行っている間に高山病を発病し第2条(保険金を支払う場合)①、②のいずれかに該当した場合で、保険契約者があらかじめ割増保険料(注2)を支払っていないときは、次の割合により治療・救済費用保険金額を削減します。

領収した保険料

領収した保険料 + 保険期間を通じて山岳登山(注1)を行う場合に保険契約者が支払うべき割増保険料(注2)

- (注1) ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するものをいいます。
- (注2) 当会社所定の割増保険料をいいます。

- (3) 第7条(保険金の支払額)(2)の規定により治療・救済費用保険金を支払う場合には、(1)または(2)の規定は被保険者が第2条(保険金を支払う場合)(1)①から⑤までに該当したことにより発生したそれぞれの費用の算出についてのみ適用し、第7条(2)の治療・救済費用保険金を算出する場合の同条(2)の治療・救済費用保険金額はこれを削減しません。

第5条(保険金を支払わない場合—その1)

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって被保険者が第2条(保険金を支払う場合)(1)のいずれかに該当したことにより発生した費用に対しては、治療・救済費用保険金を支払いません。
- ① 保険契約者(注1)または被保険者の故意または重大な過失。ただし、被保険者が第2条(1)⑤に該当した場合は、第3条(費用の範囲)(1)④に掲げる費用については治療・救済費用保険金を支払います。
 - ② 治療・救済費用保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失。ただし、その者が第3条(1)④に掲げる費用に対する治療・救済費用保険金の一部の受取人である場合には、治療・救済費用保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。
 - ③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為。ただし、被保険者が第2条(1)⑤に該当した場合は、第3条(1)④に掲げる費用については治療・救済費用保険金を支払います。
 - ④ 被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故
ア. 法令に定められた運転資格(注2)を持たないで自動車等を運転している間。ただし、第2条(1)⑤アに該当した場合は、第3条(1)④に掲げる費用については治療・救済費用保険金を支払います。
イ. 酒に酔った状態(注3)で自動車等を運転している間。ただし、第2条(1)⑤アに該当した場合は、第3条(1)④に掲げる費用については治療・救済費用保険金を支払います。
ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないうれやそれがある状態で自動車等を運転している間
 - ⑤ 被保険者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害または疾病が、当会社が治療・救済費用保険金を支払うべき傷害または疾病の治療によるものである場合には、治療・救済費用保険金を支払います。
 - ⑥ 被保険者に対する刑の執行
 - ⑦ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事象
 - ⑧ 核燃料物質(注4)もしくは核燃料物質(注4)によって汚染された物(注5)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの行為による事故
 - ⑨ ⑦もしくは⑧の事由に伴って生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
 - ⑩ ⑧以外の放射線照射または放射能汚染
- (注1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
(注2) 運転する地における法令によるものをいいます。
(注3) アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態をいいます。
(注4) 使用済燃料を含みます。
(注5) 原子核分裂生成物を含みます。

- (2) 当会社は、被保険者が頸部症候群(注)、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足る医学的他覚所見のないものに対しては、その症状の原因がいかんときでも、治療・救済費用保険金を支払いません。
(注) いわゆる「むちうち症」をいいます。

第6条(保険金を支払わない場合—その2)

- 当会社は、被保険者が次のいずれかに該当する間に被った傷害により第2条(保険金を支払う場合)(1)①に該当し第3条(費用の範囲)(1)①から③までに定める費用を支出した場合でも、保険契約者があらかじめこれらの行為に対応する当会社所定の保険料を支払っていないときは、治療・救済費用保険金を支払いません。
- ① 乗用車を用いて競技等をしている間。ただし、③に該当する場合を除き、自動車等を用いて道路上で競技等をしている間については、治療・救済費用保険金を支払います。
 - ② 乗用車を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法・態様により乗用車を使用している間。ただし、③に該当する場合を除き、道路上で競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間については、治療・救済費用保険金を支払います。
 - ③ 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態中で、自動車等を用いて競技等をしている間または競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間

第7条(保険金の支払額)

- (1) 当会社が支払うべき治療・救済費用保険金の額は、第2条(保険金を支払う場合)(1)①から⑤までに規定する事由の発生1回(注)につき、治療・救済費用保険金額をもって限度とします。
(注) その事由の原因が疾病である場合は、合併症および続発症を含め1回と数えます。
- (2) (1)の場合において、被保険者が次のいずれかに該当したときは、当会社が支払うべき治療・救済費用保険金の額は次に規定する事由の発生1回につき、治療・救済

費用保険金額をもって限度とします。

- ① 第2条(保険金を支払う場合)(1)①の傷害を直接の原因として、同条(1)③アまたは⑤アに該当した場合
- ② 第2条(1)②の疾病を直接の原因として、同条(1)③イまたは⑤イもしくは⑦に該当した場合
- ③ 第2条(1)④に規定する行方不明、遭難または事故を直接の原因として同条(1)①に該当した場合

第8条(他の身体の障害または疾病の影響)

- (1) 被保険者が傷害を被った時もしくは疾病を発病した時既に存在していた身体の障害もしくは疾病の影響により、または傷害を被った後もしくは疾病を発病した後にその原因となった事故もしくは疾病と関係なく発生した傷害もしくは疾病の影響により傷害または疾病が重大となった場合は、当会社は、その影響がなくなるときに相当する金額を支払います。
- (2) 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは治療・救済費用保険金を受け取るべき者が治療を支えなかったことにより傷害または疾病が重大となった場合も、(1)と同様の方法で支払います。

第9条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

- 第2条(保険金を支払う場合)(1)の費用に対して保険金または共済金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、それぞれの実支払責任額の合計額が第3条(費用の範囲)(1)の費用の額を超えるときは、当会社は、次に定める額を治療・救済費用保険金として支払います。
- ① この保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合この保険契約の実支払責任額
 - ② この保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合第3条(1)の費用の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の実支払責任額を限度とします。

第10条(保険料の返還または請求等—職業または職務の変更に関する通知義務の場合)

- (1) 職業または職務の変更の事実(注1)がある場合において、適用料率を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の適用料率と変更後の適用料率との差に基づき、職業または職務の変更の事実(注1)が生じた時以降の期間(注2)に対し日割をもって計算した保険料を返還または請求します。
(注1) 普通保険約款第7条(職業または職務の変更に関する通知義務)(1)または(2)の変更の事実をいいます。
(注2) 保険契約者または被保険者の申出に基づく、普通保険約款第7条(1)または(2)の変更の事実が生じた時以降の期間をいいます。
- (2) 当会社は、保険契約者が(1)の規定による追加保険料の支払を怠った場合(注)、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
(注) 当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限りです。
- (3) (1)の規定による追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、職業または職務の変更の事実(注)があった後に生じた第2条(保険金を支払う場合)(1)①、③または④にかかる保険事故に対しては、変更前の適用料率の変更後の適用料率に対する割合により、治療・救済費用保険金額を削減します。
(注) 普通保険約款第7条(職業または職務の変更に関する通知義務)(1)または(2)の変更の事実をいいます。
- (4) 保険契約者または被保険者が故意または重大な過失によって、遅滞なく普通保険約款第7条(職業または職務の変更に関する通知義務)(1)または(2)の規定による通知をしなかった場合において、変更後の適用料率が変更前の適用料率よりも高いときは、当会社は、職業または職務の変更の事実(注)があった後に生じた第2条(保険金を支払う場合)(1)①、③または④にかかる保険事故に対しては、変更前の適用料率の変更後の適用料率に対する割合により、治療・救済費用保険金額を削減します。
(注) 普通保険約款第7条(1)または(2)の変更の事実をいいます。
- (5) (4)の規定は、当会社が、(4)の規定による治療・救済費用保険金額を削減して支払うべき事由の原因があることを知った時から治療・救済費用保険金額を削減して支払う旨の被保険者もしくは治療・救済費用保険金を受け取るべき者に対する通知をしないで1か月を経過した場合または職業または職務の変更の事実(注)があった時から5年を経過した場合には適用しません。
(注) 普通保険約款第7条(職業または職務の変更に関する通知義務)(1)または(2)の変更の事実をいいます。
- (6) (4)の規定は、職業または職務の変更の事実(注)に基づかず発生した第2条(保険金を支払う場合)(1)①、③または④にかかる保険事故については適用しません。
(注) 普通保険約款第7条(職業または職務の変更に関する通知義務)(1)または(2)の変更の事実をいいます。
- (7) (4)の規定にかかわらず、職業または職務の変更の事実(注1)が生じ、この保険契約の引受範囲(注2)を超えることとなった場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
(注1) 普通保険約款第7条(職業または職務の変更に関する通知義務)(1)または(2)の変更の事実をいいます。
(注2) 保険料を増額することにより保険契約を継続することができる範囲として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたものをいいます。

- (8) (7)の規定による解除が保険事故の発生した後になされた場合であっても、普通保険約款第14条（保険契約の効力）の規定にかかわらず、職業または職務の変更の事実（注）が生じた時から解除がなされた時までに発生した保険事故に対しては、当会社は、治療・救済費用保険金を支払いません。この場合において、既に治療・救済費用保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。（注）普通保険約款第7条（職業または職務の変更に関する通知義務）（1）または（2）の変更の事実をいいます。
- (9) 第7条（保険金の支払額）（2）の規定により治療・救済費用保険金を支払う場合（1）は、（3）および（4）の規定は被保険者が第2条（保険金を支払う場合）①①、③または④に該当したことにより発生したそれぞれの費用の算出についてのみ適用し、第7条（2）の治療・救済費用保険金を算出する場合の同条（2）の治療・救済費用保険金額はこれを削減しません。
- 第11条（被保険者による特約の解除請求）**
- (1) 被保険者が保険契約者以外の者である場合には、保険契約者との別段の合意があるときを除き、その被保険者は、保険契約者に対しこの特約（注）を解除することを求めることができます。（注）その被保険者に係る部分に限ります。
- (2) 保険契約者は、被保険者から（1）に規定する解除請求があった場合は、当会社に対する通知をもって、この特約（注）を解除しなければなりません。（注）その被保険者に係る部分に限ります。
- 第12条（保険料の返還—解除の場合）**
- (1) 第10条（保険料の返還または請求等—職業または職務の変更に関する通知義務の場合）（2）または同条（7）の規定により、当会社が保険契約を解除した場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。
- (2) 前条（2）の規定により、保険契約者がこの特約（注）を解除した場合には、当会社は、保険料から既経過期間に対応する保険料を差し引いて、その残額を返還します。（注）その被保険者に係る部分に限ります。
- 第13条（事故の通知）**
- (1) 保険事故が発生した場合は、保険契約者、被保険者または治療・救済費用保険金を受け取るべき者は、保険事故の発生の日からその日を含めて30日以内に次に掲げる事項を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当会社が書面による通知もしくは説明を求めたときは被保険者の診断書もしくは死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。
- ① 第2条（保険金を支払う場合）（1）①、②、③または⑤の場合は、保険事故発生時の状況、傷害の程度または疾病の発病の状況および経過
- ② 第2条（1）④の場合は、行方不明もしくは遭難または同条（1）④の事故発生時の状況
- (2) 被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合は、保険契約者または治療・救済費用保険金を受け取るべき者は、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日以内に行方不明または遭難発生の状況を当会社に書面により通知しなければなりません。
- (3) 「1」および「2」の場合において、保険契約者、被保険者または治療・救済費用保険金を受け取るべき者は、他の保険契約等の有無および内容（注）について、遅滞なく当会社に通知しなければなりません。（注）既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。
- (4) 保険契約者、被保険者または治療・救済費用保険金を受け取るべき者は、（1）から（3）までのほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力しなければなりません。
- (5) 保険契約者、被保険者または治療・救済費用保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく（1）、（2）、（3）もしくは（4）の規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて治療・救済費用保険金を支払います。
- 第14条（保険金の請求）**
- (1) この特約にかかる保険金の当会社に対する保険金請求権は、次に掲げる時から、それぞれ発生し、これ行使することができるとします。
- ① 第2条（保険金を支払う場合）（1）①の場合は、被保険者が医師の治療を要しなくなった時または保険事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
- ② 第2条（1）②の場合は、被保険者が医師の治療を要しなくなった時または医師の治療を開始した日（注）からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
- ③ 第2条（1）③から⑤までのいずれかの場合は、各費用の負担者が費用を負担した時
- (注)合併症および続発症の場合はその原因となった疾病の治療を開始した日を含みます。
- (2) この特約にかかる保険金の請求書類（注1）は、保険金請求書、保険証券および次に掲げる書類とします。
- ① 当会社の定める傷害状況報告書
- ② 公の機関（注2）の事故証明書
- ③ 傷害の程度を証明する医師の診断書
- ④ 責任期間中もしくは責任期間終了後72時間以内に発病し、かつ、責任期間終了

後72時間を経過するまでに医師の治療を開始したことおよび疾病の程度、疾病の原因の発生時期、または責任期間中に感染症に感染し、かつ、その感染症を直接の原因として責任期間が終了した日からその日を含めて30日を経過するまでに医師の治療を開始したことおよび感染症の程度を証明する医師の診断書

- ⑤ 被保険者が第2条（保険金を支払う場合）（1）③から⑤までのいずれかに該当したことを証明する書類
- ⑥ 治療・救済費用保険金の支払を受けようとする第3条（費用の範囲）（1）①から④までに掲げる費用のそれぞれについて、その費用の支出明細書およびその支出を証明する書類または当会社と提携する機関からのその費用の請求書
- ⑦ 被保険者の印鑑証明書
- ⑧ 死亡診断書または死体検案書
- ⑨ 被保険者の戸籍謄本
- ⑩ 治療・救済費用保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（注3）
- ⑪ 当会社が被保険者の症状・治療内容等について医師に照会し説明を求めることについての同意書
- ⑫ その他当会社が普通保険約款第20条（保険金の支払時期）（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
- (注1) 第3条（2）の規定により被保険者等が当会社と提携する機関への治療・救済費用保険金の支払を当会社に求める場合の書類を含みます。
- (注2) やむを得ない場合には、第三者とします。
- (注3) 治療・救済費用保険金の請求を第三者に委任する場合とします。
- 第15条（当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求）**
- (1) 当会社は、第13条（事故の通知）の規定による通知または前条および普通保険約款第19条（保険金の請求）の規定による請求を受けた場合は、傷害、疾病の程度の認定その他治療・救済費用保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または治療・救済費用保険金を受け取るべき者に対し当会社の指定する医師が作成した被保険者の診断書または死体検案書の提出を求めることができます。
- (2) (1)の規定による診断書または死体の検案（注1）のために要した費用（注2）は、当会社が負担します。（注1）死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。（注2）収入の喪失を含みません。

- 第16条（代位）**
- (1) 第2条（保険金を支払う場合）（1）①から⑤までの費用が生じたことにより被保険者等または被保険者の法定相続人が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当会社がその費用に対して治療・救済費用保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。
- ① 当会社が費用の全額を治療・救済費用保険金として支払った場合被保険者等または被保険者の法定相続人が取得した債権の全額
- ② ①以外の場合被保険者等または被保険者の法定相続人が取得した債権の額から、治療・救済費用保険金で支払われていない費用の額を差し引いた額
- (2) (1)②の場合において、当会社に移転せずに被保険者等または被保険者の法定相続人が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 保険契約者、被保険者および治療・救済費用保険金を受け取るべき者は、当会社が取得する（1）または（2）の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当会社の負担とします。
- 第17条（普通保険約款の読み替え）**
- この特約第2条（保険金を支払う場合）（1）②については、普通保険約款第5条（保険責任の始期および終期）（5）②の規定中「旅行期間開始前または旅行行程終了後に生じた保険事故」とあるのは「責任期間開始前または責任期間終了後72時間を経過した後生じた保険事故」と読み替えて適用します。
- 第18条（準用規定）**
- この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

別表1 第2条（保険金を支払う場合）（1）②の感染症

コレラ、ペスト、天然痘、発疹チフス、ラッサ熱、マラリア、回帰熱、黄熱、重症急性呼吸器症候群、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグ病、コクササキウイルス、デング熱、顎口虫、ウエストナイル熱、リッサウイルス感染症、腎臓急性出血熱、ハンタウイルス肺症候群、高病原性鳥インフルエンザ、ニバウイルス感染症、赤痢、ダニ媒介性脳炎、腸チフス、リフトバレー熱、レプトスピラ症

別表2 第4条（保険金額の削減）（1）の運動等

山岳登山（注1）、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機（注2）操縦（注3）、スカイダイビング、ハンググライダー運動、超軽量動力機（注4）搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な活動

(注1) ビックル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）

(注2) グライダーおよび飛行船を除きます。

- (注3) 職務として操縦する場合を除きます。
 (注4) モーターハンダングライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機（パラプレーン等をいいます。）を除きます。

疾病死亡保険金支払特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
責任期間	保険期間中で、かつ、旅行行程中をいいます。
保険事故	この特約においては、被保険者の疾病死亡をいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

- (1) 当社は、被保険者が疾病によって死亡し、その死亡が次のいずれかに該当した場合は、この特約および普通保険約款の規定に従い、保険証券記載の疾病死亡保険金額の全額を疾病死亡保険金として死亡保険金受取人に支払います。
- 責任期間中に死亡した場合
 - 次に掲げる疾病のいずれかを直接の原因として責任期間が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡した場合。ただし、責任期間終了後72時間を経過するまでに医師の治療を開始し、かつ、その後も引き続き医師の治療を受けていた場合に限り、ア、責任期間中に発病した疾病イ、責任期間終了後72時間以内に発病した疾病。ただし、その疾病の原因が責任期間中に発生したものに限り、ア、責任期間中に感染した別表に掲げる感染症を直接の原因として責任期間が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡した場合
- (2) 第12条（死亡保険金受取人の変更）(1)または(2)の規定により被保険者の法定相続人が死亡保険金受取人となる場合で、その者が2名以上であるときは、当社は、法定相続分の割合により疾病死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。
- (3) 第12条（死亡保険金受取人の変更）(9)の死亡保険金受取人が2名以上である場合は、当社は、均等の割合により疾病死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。
- (4) (1)の、疾病の原因の発生時期、発病の時期、発病の認定、治療を開始した時期等は、医師の診断によります。
- (5) (1)の規定にかかわらず、当社は、次のいずれかに掲げる疾病による死亡に対しては、疾病死亡保険金を支払いません。
- 被保険者が被った傷害に起因する疾病
 - 妊娠、出産、早産または流産に起因する疾病
 - 歯科疾病

第3条（保険金の削減）

当社は、被保険者が山岳登山（注1）を行っている間に発病した高山病による死亡に対しては、保険契約者があらかじめ割増保険料（注2）を支払っていない場合は、次の割合により疾病死亡保険金を削減します。

領収した保険料

領収した保険料 + 保険期間を通じて山岳登山（注1）を行う場合に保険契約者が支払うべき割増保険料（注2）

(注1) ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するものをいいます。

(注2) 当会社所定の割増保険料をいいます。

第4条（保険金を支払わない場合）

当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた疾病死亡に対しては、疾病死亡保険金を支払いません。

- 保険契約者（注1）または被保険者の故意または重大な過失
 - 疾病死亡保険金を受け取るべき者（注2）の故意または重大な過失。ただし、その者が疾病死亡保険金の一部の受取人である場合には、疾病死亡保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限り、ア、被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
 - 被保険者に対する刑の執行
 - 被保険者に対する刑の執行
 - 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変
 - 核燃料物質（注3）もしくは核燃料物質（注3）によって汚染された物（注4）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 - ⑤もしくは⑥の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
 - ⑥以外の放射線照射または放射能汚染
- (注1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注2) 疾病死亡保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注3) 使用済燃料を含みます。
- (注4) 原子核分裂生成物を含みます。

第5条（他の身体の障害または疾病の影響）

- (1) 疾病死亡保険金支払の対象となっていない身体の障害の影響によって、疾病の程度が加重され、第2条（保険金を支払う場合）(1)のいずれかに該当した場合は、当社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。
- (2) 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは疾病死亡保険金を受け取るべき者が治療をせなかつたことにより、疾病の程度が加重され、第2条（保険金を支払う場合）(1)のいずれかに該当した場合も、(1)と同様の方法で支払います。

第6条（被保険者による保険契約の解除請求）

- (1) 被保険者が保険契約者以外の者である場合において、次のいずれかに該当するときは、その被保険者は、保険契約者に対しこの保険契約（注）を解除することを求めることができます。
- この保険契約（注）の被保険者となることについての同意をしていなかった場合
 - 保険契約者または疾病死亡保険金を受け取るべき者に、普通保険約款第13条（重大事由による解除）(1)①または②に該当する行為のいずれかがあった場合
 - 普通保険約款第13条(1)③に規定する事由が生じた場合
 - ②および③のほか、保険契約者または疾病死亡保険金を受け取るべき者が、②および③の場合と同程度に被保険者のこれらに対する信頼を損ない、この保険契約（注）の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合
 - 保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事由により、この保険契約（注）の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合
- (注) その被保険者に係る部分に限り、ア、(1)から⑤までの事由がある場合において被保険者から(1)に規定する解除請求があったときは、当会社に対する通知をもって、この保険契約（注）を解除しなければなりません。
- (注) その被保険者に係る部分に限り、ア、(1)①の事由のある場合は、その被保険者は、当会社に対する通知をもって、この保険契約（注）を解除することができます。ただし、健康保険証等、被保険者であることを証する書類の提出があった場合に限り、ア、その被保険者に係る部分に限り、ア、(3)の規定によりこの保険契約（注）が解除された場合は、当会社は、遅滞なく、保険契約者に対し、その旨を書面により通知するものとします。
- (注) その被保険者に係る部分に限り、ア、(3)の規定によりこの保険契約（注）が解除された場合は、当会社は、遅滞なく、保険契約者に対し、その旨を書面により通知するものとします。

第7条（保険料の返還—解除の場合）

- (1) 前条（2）の規定により、保険契約者がこの保険契約（注）を解除した場合には、当会社は、保険料から既経過期間に対応する保険料を差し引いて、その残額を返還します。
- (注) その被保険者に係る部分に限り、ア、(2)前条（3）の規定により、被保険者がこの保険契約（注）を解除した場合には、当会社は、保険料から既経過期間に対応する保険料を差し引いて、その残額を保険契約者に返還します。
- (注) その被保険者に係る部分に限り、ア、(2)前条（3）の規定により、被保険者がこの保険契約（注）を解除した場合には、当会社は、保険料から既経過期間に対応する保険料を差し引いて、その残額を返還します。

第8条（事故の通知）

- (1) 被保険者が疾病によって死亡した場合は、保険契約者または疾病死亡保険金を受け取るべき者は、疾病によって死亡した日からその日を含めて30日以内に発病の状況および経過を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当会社が書面による通知もしくは説明を求めたときはまたは死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。
- (2) 保険契約者または疾病死亡保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて疾病死亡保険金を支払います。

第9条（保険金の請求）

- (1) この特約にかかる保険金の当会社に対する保険金請求権は、被保険者が死亡した時から発生し、これ行使することができるものとします。
- (2) この特約にかかる保険金の請求書類は、保険金請求書、保険証券および次に掲げる書類とします。
- 死亡保険金受取人（注1）の印鑑証明書
 - 死亡診断書または死体検案書
 - 被保険者の戸籍謄本
 - 法定相続人の戸籍謄本（注2）
 - 死亡の原因となった疾病が責任期間中または責任期間終了後72時間以内に発病したことおよびその疾病について、責任期間終了後72時間を経過するまでに医師の治療を開始し、かつ、その後も引き続き医師の治療を受けていたことおよび疾病の原因の発生時期を証明する医師の診断書（注3）
 - 死亡の原因となった感染症に責任期間中に感染したことを証明する医師の診断書
 - 疾病死亡保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（注4）
- (注) その他当会社が普通保険約款第20条（保険金の支払時期）(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定められたもの
- (注1) 死亡保険金受取人を定めなかった場合は、被保険者の法定相続人となります。
- (注2) 死亡保険金受取人を定めなかった場合とします。
- (注3) 第2条（保険金を支払う場合）(1)②に該当した場合とします。

(注4) 疾病死亡保険金の請求を第三者に委任する書とします。

第10条 (当会社の指定する医師が作成した死体検案書の要求)

(1) 当会社は、第8条(事故の通知)の規定による通知または前条および普通保険約款第19条(保険金の請求)の規定による請求を受けた場合は、疾病死亡保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者または疾病死亡保険金を受け取るべき者に対し当会社の指定する医師が作成した死体検案書の提出を求めることができます。

(2) (1)の規定による死体の検案(注1)のために要した費用(注2)は、当会社が負担します。

(注1) 死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。

(注2) 収入の喪失を含みません。

第11条 (代位)

当会社が疾病死亡保険金を支払った場合であっても、被保険者の法定相続人がその疾病死亡について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当会社に移転しません。

第12条 (死亡保険金受取人の変更)

(1) 保険契約締結の際、保険契約者が死亡保険金受取人を定めなかった場合は、被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人としてします。

(2) 保険契約締結の後、被保険者が死亡するまでは、保険契約者は、死亡保険金受取人を変更することができます。

(3) (2)の規定による死亡保険金受取人の変更を行う場合には、保険契約者は、その旨を当会社に通知しなければなりません。

(4) (3)の規定による通知が当会社に到達した場合には、死亡保険金受取人の変更は、保険契約者がその通知を発した時にその効力を生じたものとします。ただし、その通知が当会社に到達する前に当会社が変更前の死亡保険金受取人に疾病死亡保険金を支払った場合は、その後に変更前の死亡保険金の請求を受けても、当会社は、疾病死亡保険金を支払いません。

(5) 保険契約者は、(2)の死亡保険金受取人の変更を、法律上有効な遺言によって行うことができます。

(6) (5)の規定による死亡保険金受取人の変更を行う場合には、遺言が効力を生じた後、保険契約者の法定相続人がその旨を当会社に通知しなければ、その変更を当会社に対抗することができません。なお、その通知が当会社に到達する前に当会社が変更前の死亡保険金受取人に疾病死亡保険金を支払った場合は、その後に変更前の死亡保険金の請求を受けても、当会社は、疾病死亡保険金を支払いません。

(7) (2)および(5)の規定による死亡保険金受取人を被保険者の法定相続人以外の者に変更する場合は、被保険者の同意がなければその効力は生じません。

(8) (2)および(5)の規定により、死亡保険金受取人を被保険者の法定相続人に変更する場合であっても、この保険契約に、被保険者の被った傷害または疾病に対し、傷害死亡保険金以外の一定額の保険金を支払う特約が付帯されていないときは、その変更は、被保険者の同意がなければ効力を生じません。

(9) 死亡保険金受取人が被保険者が死亡する前に死亡した場合は、その死亡した死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人(注)を死亡保険金受取人としてします。

(注) 法定相続人のうち死亡している者がある場合は、その者については、順次の法定相続人としてします。

第13条 (死亡保険金受取人が複数の場合の取扱い)

(1) この保険契約について、死亡保険金受取人が2名以上である場合は、当会社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の死亡保険金受取人を代理するものとします。

(2) (1)の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、死亡保険金受取人の中の1名に対して行う当会社の行為は、他の死亡保険金受取人に対しても効力を有するものとします。

第14条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

別表 第2条 (保険金を支払う場合) (1) ③の感染症

コレラ、バクト、天然痘、発疹チフス、ラッサ熱、マラリア、回帰熱、黄熱、重症急性呼吸器症候群、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグ病、コクシジオイデス症、デング熱、顎口虫、ウエストナイル熱、リッサウイルス感染症、腎症候性出血熱、ハンタウイルス肺症候群、高病原性鳥インフルエンザ、ニパウイルス感染症、赤痢、ダニ媒介性脳炎、腸チフス、リフトバレー熱、レプトスピラ症

傷害治療費用補償特約

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
競技等	競技、競争、興行(注1)または試運転(注2)をいいます。 (注1) いずれもそのための練習を含みます。 (注2) 性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。
自動車等	自動車または原動機付自転車をいいます。
支払責任額	他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金

	たは共済金の額をいいます。
傷害治療費用 保険金額	保険証券記載の傷害治療費用保険金額をいいます。
乗用具	自動車等、モーターボート(注)、ゴーカート、スノーモービル その他これらに類するものをいいます。 (注) 水上オートバイを含みます。
保険事故	この特約においては、傷害の原因となった事故をいいます。

第2条 (保険金を支払う場合)

(1) 当会社は、被保険者が旅行行程中に傷害を被り、その直接の結果として、医師の治療(注1)を要した場合は、この特約および普通保険約款の規定に従い、次のいずれかに掲げる金額を傷害治療費用保険金として被保険者に支払います。ただし、社会通念上妥当な金額であり、かつ、保険事故と同等のその他の事故に対して通常負担する金額相当額とし、この保険契約を締結していなければ生じなかった金額を除きます。また、傷害の原因となった事故の発生の日からその日を含めて180日以内に要した費用に限ります。

① 次に掲げる費用のうち被保険者が治療のため現実に出した金額

イ. 医師の診察費、処置費および手術費

ウ. 医師の処置または処方による薬剤費、治療材料費および医療器具使用料

エ. 義手および義足の修理費

エ. X線検査費、諸検査費および手術室費

オ. 職業看護師(注2)費。ただし、謝金および礼金は含みません。

カ. 病院または診療所へ入院した場合の入院費

キ. 入院による治療を要する場合において、病院もしくは診療所が遠隔地にあることまたは病院もしくは診療所のベッドが空いていないこと等やむを得ない事情により、宿泊施設(注3)の室内で医師の治療を受けたときおよび医師の指示により宿泊施設(注3)で静養するときの宿泊施設(注3)の客室料

ク. 入院による治療は要しない場合において、医師の治療を受け、医師の指示により宿泊施設で静養するときの宿泊施設の客室料。ただし、被保険者が払戻しを受けた金額または被保険者が負担することを予定していた金額はこの費用の額から控除します。

ケ. 救急措置として被保険者を病院または診療所に移送するための緊急移送費。ただし、貸切航空便による運送を含む不定期航空運送のチャーター料金は、治療上の必要により定期航空運送による移送が困難であると医師が認めた場合に限り費用の範囲に含めます。

コ. 入院または通院のための交通費

サ. 病院もしくは診療所に専門の医師がいないことまたはその病院もしくは診療所で治療が困難なことにより、他の病院または診療所へ移転するための移転費(注4)。ただし、日本国内(注5)の病院または診療所へ移転した場合には、被保険者が払戻しを受けた帰国のための運賃または被保険者が負担することを予定していた帰国のための運賃はこの費用の額から控除します。

シ. 治療のために必要な通訳雇入費

ス. 傷害治療費用保険金請求のために必要な医師の診断書の費用

② 被保険者の入院により必要となった次に掲げる費用のうち被保険者が現実に出した金額。ただし、1保険事故に基づく傷害について20万円を限度とします。

ア. 国際電話料等通信費

イ. 入院に必要な身の回り品購入費(注6)

③ 被保険者が医師の治療を受け、その結果、当初の旅行行程を離脱した場合において、次に掲げるいずれかの費用のうち被保険者が現実に出した金額。ただし、被保険者が払戻しを受けた金額または被保険者が負担することを予定していた金額については費用の額から控除します。

ア. 被保険者が当初の旅行行程に復帰するための交通費および宿泊費

イ. 被保険者が直接帰国するための交通費および宿泊費(注7)

(注1) 義手および義足の修理を含みます。

(注2) 日本国外において被保険者の治療に際し、医師が付添を必要と認めた場合の職務として付添を行う者を含みます。

(注3) ホテル等の宿泊施設をいいます。居住施設を除きます。

(注4) 治療のため医師または職業看護師が付添することを要する場合には、その費用を含みます。ただし、貸切航空便による運送を含む不定期航空運送のチャーター料金は、治療上の必要により定期航空運送による移送が困難であると医師が認めた場合に限り費用の範囲に含めます。

(注5) 被保険者が日本国外に居住している場合には、その居住地とします。

(注6) 5万円を限度とします。

(注7) 日本国外に居住している被保険者が、その居住地の属する国へ直接帰国するための交通費および宿泊費を含みます。

(2) (1)の傷害治療費用保険金の支払は、1保険事故に基づく傷害について傷害治療費用保険金額をもって限度とします。

(3) (1)の費用に対して保険金または共済金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、それぞれ支払責任額の合計額が(1)の費用を超えるときは、当会社は、次に定める額を傷害治療費用保険金として支払います。

① この保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合

この保険契約の支払責任額

- ② 彼の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
 (1)の費用の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。
- (4) (1)の規定にかかわらず、被保険者が当社と提携する機関からの①①または③に掲げる費用の請求を受けた場合において、被保険者がその機関への傷害治療費用保険金の支払を当社に求めたときは、当社は、被保険者がその費用を支出したものとみなして(1)から(3)までの規定により算出した傷害治療費用保険金をその機関に支払います。
- (5) (1)の規定にかかわらず、被保険者が傷害を被り、その直接の結果として、日本国外においてカイロプラクティック(Chiropractic)、鍼灸(Acupuncture)または灸(Moxa cauter)の施術者(注)による治療を要したことに伴い、被保険者が現実に出した(1)の金額については、傷害治療費用保険金を支払いません。
 (注) 治療を要した地の法令に定められた資格を持つ者または法令により治療を行うことを許された者を行います。

第3条(保険金額の削減)

当社は、被保険者が別表に掲げる運動等を行っている間の保険事故に対し、保険契約者があらかじめ割増保険料(注)を支払っていない場合は、次の割合により傷害治療費用保険金額を削減します。

領収した保険料

領収した保険料 + 保険期間を通じて別表に掲げる運動等を行う場合に保険契約者が支払うべき割増保険料(注)

(注) 別表に掲げる運動等に対応する当社所定の割増保険料をいいます。

第4条(保険金を支払わない場合—その1)

- (1) 当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、傷害治療費用保険金を支払いません。
- ① 保険契約者(注1)または被保険者の故意または重大な過失
 - ② 傷害治療費用保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失
 - ③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
 - ④ 被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故
 ア. 法令に定められた運転資格(注2)を持たない自動車等を運転している間
 ウ. 酒に酔った状態(注3)で自動車等を運転している間
 エ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができな
 いおそれがある状態で自動車等を運転している間
 - ⑤ 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失
 - ⑥ 被保険者の妊娠、出産、産後または流産
 - ⑦ 被保険者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、当社が傷害治療費用保険金を支払うべき傷害の治療によるものである場合には、傷害治療費用保険金を支払います。
 - ⑧ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変
 - ⑩ 核燃料物質(注4)もしくは核燃料物質(注4)によって汚染された物(注5)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 - ⑪ ⑨もしくは⑩の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
 - ⑫ ⑩以外の放射線照射または放射能汚染
- (注1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
 (注2) 運転する地における法令によるものをいいます。
 (注3) アルコールの影響により正常な運転ができないうおそれがある状態をいいます。
 (注4) 使用済燃料を含みます。
 (注5) 原子核分裂生成物を含みます。

- (2) 当社は、被保険者が頸部症候群(注)、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的見解のないものに対しては、その症状の原因がいかなるときでも、傷害治療費用保険金を支払いません。
 (注) いわゆる「むちうち症」をいいます。

第5条(保険金を支払わない場合—その2)

- 当社は、被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた保険事故に対しては、保険契約者があらかじめこれらの行為に対応する当社所定の保険料を支払っていない場合は、傷害治療費用保険金を支払いません。
- ① 乗用車を用いて競技等をしている間。ただし、③に該当する場合を除き、自動車等を用いて道路上で競技等をしている間については、傷害治療費用保険金を支払います。
 - ② 乗用車を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法・態様により乗用車を使用している間。ただし、③に該当する場合を除き、道路上で競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間については、傷害治療費用保険金を支払います。
 - ③ 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等をしている間または競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間

第6条(他の身体の障害または疾病の影響)

- (1) 被保険者が傷害を被った時既に存在していた身体の障害もしくは疾病の影響により、または傷害を被った後に保険事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病の影響により傷害が重大となった場合は、当社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。
- (2) 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは傷害治療費用保険金を受け取るべき者が治療をせなかつたことにより傷害が重大となった場合は、(1)と同様の方法で支払います。

第7条(保険料の返還または請求等—職業または職務の変更に関する通知義務の場合)

- (1) 職業または職務の変更の事実(注1)がある場合において、適用料率を変更する必要があるときは、当社は、変更前の適用料率と変更後の適用料率との差に基づき、職業または職務の変更の事実(注1)が生じた時以降の期間(注2)に対し日割をもって計算した保険料を返還または請求します。
 (注1) 普通保険約款第7条(職業または職務の変更に関する通知義務)(1)または(2)の変更の事実をいいます。
 (注2) 保険契約者または被保険者の申出に基づく、普通保険約款第7条(1)または(2)の変更の事実が生じた時以降の期間をいいます。
- (2) 当社は、保険契約者が(1)の規定による追加保険料の支払を怠った場合(注)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
 (注) 当社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限りです。
- (3) (1)の規定による追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当社は、職業または職務の変更の事実(注)があった後に生じた保険事故に対しては、変更前の適用料率の変更後の適用料率に対する割合により、傷害治療費用保険金額を削減します。
 (注) 普通保険約款第7条(職業または職務の変更に関する通知義務)(1)または(2)の変更の事実をいいます。
- (4) 保険契約者または被保険者が故意または重大な過失によって、遅滞なく普通保険約款第7条(職業または職務の変更に関する通知義務)(1)または(2)の規定による通知をしなかつた場合において、変更後の適用料率が変更前の適用料率よりも高いときは、当社は、職業または職務の変更の事実(注)があった後に生じた保険事故に対しては、変更前の適用料率の変更後の適用料率に対する割合により、傷害治療費用保険金額を削減します。
 (注) 普通保険約款第7条(1)または(2)の変更の事実をいいます。
- (5) (4)の規定は、当社が、(4)の規定による傷害治療費用保険金額を削減して支払うべき事由の原因があることを知った時から傷害治療費用保険金額を削減して支払う旨の被保険者もしくは傷害治療費用保険金を受け取るべき者に対する通知をしないで1か月を経過した場合または職業または職務の変更の事実(注)があった時から5年を経過した場合には適用しません。
 (注) 普通保険約款第7条(職業または職務の変更に関する通知義務)(1)または(2)の変更の事実をいいます。
- (6) (4)の規定は、職業または職務の変更の事実(注)に基づかず発生した傷害については適用しません。
 (注) 普通保険約款第7条(職業または職務の変更に関する通知義務)(1)または(2)の変更の事実をいいます。
- (7) (4)の規定にかかわらず、職業または職務の変更の事実(注1)が生じ、この保険契約の引受範囲(注2)を超えることとなった場合には、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
 (注1) 普通保険約款第7条(職業または職務の変更に関する通知義務)(1)または(2)の変更の事実をいいます。
 (注2) 保険料を増額することにより保険契約を継続することができる範囲として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたものをいいます。
- (8) (7)の規定による解除が保険事故の発生した後になされた場合であっても、普通保険約款第14条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、職業または職務の変更の事実(注)が生じた時から解除がなされた時まで発生した保険事故に対しては、当社は、傷害治療費用保険金を支払いません。この場合において、既に傷害治療費用保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
 (注) 普通保険約款第7条(職業または職務の変更に関する通知義務)(1)または(2)の変更の事実をいいます。

第8条(被保険者による特約の解除請求)

- (1) 被保険者が保険契約者以外の者である場合には、保険契約者との別段の合意があるときを除き、その被保険者は、保険契約者に対しこの特約(注)を解除することを求めることができます。
 (注) その被保険者に係る部分に限りです。
- (2) 保険契約者は、被保険者から(1)に規定する解除請求があった場合は、当社に対する通知をもって、この特約(注)を解除しなければなりません。
 (注) その被保険者に係る部分に限りです。

第9条(保険料の返還—解除の場合)

- (1) 第7条(保険料の返還または請求等—職業または職務の変更に関する通知義務の場合)(2)または(7)の規定により、当社が保険料を解除した場合には、当社は、未經過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。
 (2) 前条(2)の規定により、保険契約者がこの特約(注)を解除した場合には、当社は、保険料から既経過期間に対応する保険料を差し引いて、その残額を返還します。

(注) その被保険者に係る部分に限ります。

第10条 (事故の通知)

- (1) 被保険者が傷害を被った場合は、保険契約者、被保険者または傷害治療費用保険金を受け取るべき者は、保険事故の発生の日からその日を含めて30日以内に保険事故発生の状況および傷害の程度を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当会社が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは被保険者の診断書もしくは死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。
- (2) 被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合は、保険契約者または傷害治療費用保険金を受け取るべき者は、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日以内に行方不明または遭難発生の状況を当会社に書面により通知しなければなりません。
- (3) (1)および(2)の場合において、保険契約者、被保険者または傷害治療費用保険金を受け取るべき者は、他の保険契約等の有無および内容(注)について、遅滞なく当会社に通知しなければなりません。

(注) 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

- (4) 保険契約者、被保険者または傷害治療費用保険金を受け取るべき者は、(1)から(3)までのほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力しなければなりません。
- (5) 保険契約者、被保険者または傷害治療費用保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1)もしくは(2)の規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて傷害治療費用保険金を支払います。

第11条 (保険金の請求)

- (1) この特約にかかる保険金の当会社に対する保険金請求権は、被保険者が医師の治療を要しなくなった時または保険事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時から発生し、これを使用することができるものとします。
 - (2) この特約にかかる保険金の請求書類(注1)は、保険金請求書、保険証券および次に掲げる書類とします。
 - ① 当会社の定める傷害状況報告書
 - ② 公の機関(注2)の事故証明書
 - ③ 傷害の程度を証明する医師の診断書
 - ④ 第2条(保険金を支払う場合)(1)①から③までの費用の支払を証明する領収書または当会社と提携する機関からのその費用の請求書
 - ⑤ 被保険者の印鑑証明書
 - ⑥ 傷害治療費用保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書(注3)
 - ⑦ 当会社が被保険者の症状・治療内容等について医師に照会し説明を求めることについての同意書
 - ⑧ その他当会社が普通保険約款第20条(保険金の支払時期)(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの
- (注1) 第2条(4)の規定により被保険者が当会社と提携する機関への傷害治療費用保険金の支払を当会社に求める場合の書類を含みます。
- (注2) やむを得ない場合には、第三者とします。
- (注3) 傷害治療費用保険金の請求を第三者に委任する場合とします。

第12条 (当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求)

- (1) 当社は、第10条(事故の通知)の規定による通知または前条および普通保険約款第19条(保険金の請求)の規定による請求を受けた場合は、傷害の程度の認定その他傷害治療費用保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または傷害治療費用保険金を受け取るべき者に對し当会社の指定する医師が作成した被保険者の診断書または死体検案書の提出を求めることができます。
- (2) (1)の規定による診断書または死体の検案(注1)のために要した費用(注2)は、当社が負担します。

(注1) 死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。

(注2) 収入の喪失を含みません。

第13条 (代位)

- (1) 第2条(保険金を支払う場合)(1)①から③までの費用が生じたことにより被保険者またはその法定相続人が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当社がその費用に対して傷害治療費用保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。
 - ① 当社が費用の全額を傷害治療費用保険金として支払った場合
被保険者またはその法定相続人が取得した債権の全額
 - ② ①以外の場合
被保険者またはその法定相続人が取得した債権の額から、傷害治療費用保険金が支払われていない費用の額を差し引いた額
- (2) (1)②の場合において、当社に移転せずに被保険者またはその法定相続人が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 保険契約者、被保険者および傷害治療費用保険金を受け取るべき者は、当社が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当社の負担とします。

第14条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

別表 第3条 (保険金額の削減)の運動等

- 山岳登山(注1)、リュージュ、ポプスレー、スケルトン、航空機(注2)操縦(注3)、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(注4)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動
- (注1) ビッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)
- (注2) グライダーおよび飛行船を除きます。
- (注3) 職務として操縦する場合を除きます。
- (注4) モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等を含み、パラシュート型超軽量動力機(パラプレーン等を含みます。)を除きます。

疾病治療費用補償特約

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
疾病治療費用保険金額	保険証券記載の傷害治療費用保険金額をいいます。
支払責任額	他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
責任期間	保険期間中で、かつ、旅行行程中をいいます。
保険事故	この特約においては、疾病の発病をいいます。

第2条 (保険金を支払う場合)

- (1) 当社は、被保険者が次のいずれかに該当した場合は、(2)に掲げる金額を、この特約および普通保険約款の規定に従い、疾病治療費用保険金として被保険者に支払います。ただし、医師の治療を開始した日(注)からその日を含めて180日以内に要した費用に限ります。
 - ① 次に掲げる疾病のいずれかを直接の原因として責任期間終了後72時間を経過するまでに医師の治療を開始した場合
ア. 責任期間中に発病した疾病
イ. 責任期間終了後72時間以内に発病した疾病。ただし、その疾病の原因が責任期間中に発生したものに限りず。
 - ② 責任期間中に感染した別表に掲げる感染症を直接の原因として責任期間が終了した日からその日を含めて30日を経過するまでに医師の治療を開始した場合
- (注) 合併症および続発症の場合はその原因となった疾病の治療を開始した日をいいます。

- (2) (1)にいう「(2)に掲げる金額」とは、次に掲げる金額をいいます。ただし、社会通念上妥当な金額であり、かつ、保険事故と同等のその他の事故に対して通常負担する金額相当額とします。また、この保険契約を締結していなければ生じた金額を除きます。
 - ① 次に掲げる費用のうち被保険者が治療のため現実に出した金額
ア. 医師の診察費、処置費および手術費
イ. 病棟の処置または処方による薬剤費、治療材料費および医療器具使用料
ウ. X線検査費、諸検査費および手術室費
エ. 職業看護師(注1)費。ただし、謝金および礼金は含みません。
オ. 病院または診療所へ入院した場合の入院費
カ. 入院による治療を要する場合において、病院もしくは診療所が遠隔地にあることまたは病院もしくは診療所のベッドが空いていないこと等やむを得ない事情により、宿泊施設(注2)の室内で医師の治療を受けたときおよび医師の指示により宿泊施設(注2)で静養するときの宿泊施設(注2)の客室料
キ. 入院による治療を要しない場合において、医師の治療を受け、医師の指示により宿泊施設で静養するときの宿泊施設の客室料。ただし、被保険者が払戻しを受けた金額または被保険者が負担することを予定していた金額はこの費用の額から控除します。
ク. 救急措置として被保険者を病院または診療所に移送するための緊急移送費。ただし、貨切航空便による運送を含む不定期航空運送のチャーター料金は、治療上の必要により定期航空運送による移送が困難であると医師が認めた場合に限り費用の範囲に含みます。
ケ. 入院または通院のための交通費
コ. 病院もしくは診療所に専門の医師がいないことまたはその病院もしくは診療所での治療が困難なことにし、他の病院または診療所へ移転するための移転費(注3)。ただし、日本国内(注4)の病院または診療所へ移転した場合には、被保険者が払戻しを受けた帰国のための運賃または被保険者が負担することを予定していた帰国のための運賃はこの費用の額から控除します。
サ. 治療のために必要な通訳雇費用

- シ、疾病治療費用保険金請求のために必要な医師の診断書の費用
ス、法令に基づき公的機関より、病原体に汚染された場所または汚染された疑いがある場所の消毒を命じられた場合の消毒のために要した費用
- ② 被保険者の入院により必要となった次に掲げる費用のうち被保険者が現実に出した金額。ただし、1疾病（注5）について20万円を限度とします。
ア、国際電話料等通信費
イ、入院に必要な身の回り品購入費（注6）
- ③ 被保険者が医師の治療を受け、その結果、当初の旅行行程を離脱した場合において、次に掲げるいずれかの費用のうち被保険者が現実に出した金額。ただし、被保険者が払戻しを受けた金額または被保険者が負担することを予定していた金額については費用の額から控除します。
ア、被保険者が当初の旅行行程に復帰するための交通費および宿泊費
イ、被保険者が直接帰国するための交通費および宿泊費（注7）
- (注1) 日本国外において被保険者の治療に際し、医師が付添を必要と認めた場合の職務として付添を行う者を含みます。
(注2) ホテル等の宿泊施設をいい、居住施設を除きます。
(注3) 治療のため医師または職業看護師が付添うことを要する場合には、その費用を含みます。ただし、貫切航空便による運送を含む不定期航空運送のチャーター料金は、治療上の必要により定期航空運送による移転が困難であると医師が認めた場合に限り費用の範囲に含めます。
(注4) 被保険者が日本国外に居住している場合には、その居住地とします。
(注5) 合併症および続発症を含みます。
(注6) 5万円を限度とします。
(注7) 日本国外に居住している被保険者が、その居住地の属する国へ直接帰国するための交通費および宿泊費を含みます。
- (3) (1)の、疾病の原因の発生時期、発病の時期、発病の認定、治療を開始した時期等は、医師の診断によります。
- (4) (1)の規定にかかわらず、当社は、次のいずれかに掲げる疾病の治療に要した費用に対しては、疾病治療費用保険金を支払いません。
① 被保険者が被った傷害に起因する疾病
② 妊娠、出産、早産または流産に起因する疾病
③ 歯科疾病
- (5) (1)の疾病治療費用保険金の支払は、1疾病（注）について疾病治療費用保険金額をもって限度とします。
(注) 合併症および続発症を含みます。
- (6) (1)の費用に対して保険金または共済金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が(1)の費用の額を超えるときは、当社は、次に定める額を疾病治療費用保険金として支払います。
① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額
② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
(1)の費用の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。
- (7) (1)の規定にかかわらず、被保険者が当会社と提携する機関から(2)①または③に掲げる費用の請求を受けた場合において、被保険者がその機関への疾病治療費用保険金の支払を当社に求めたときは、当社は、被保険者がその費用を支出したものとみなして(1)から(6)までの規定により算出した疾病治療費用保険金をその機関に支払います。
- (8) (2)の規定にかかわらず、被保険者が(1)①から②までのいずれかに該当し、その直接の結果として、日本国外においてカイロプラクティック（Chiropractic）、鍼（Acupuncture）または灸（Moxa cauterly）の施術者（注）による治療を要したことに、被保険者が現実に出した(2)の金額については、疾病治療費用保険金を支払いません。
(注) 治療を要した地の法令に定められた資格を持つ者または法令により治療を行うことを許された者を行います。

第3条（保険金額の削減）

当社は、被保険者が山岳登山（注1）を行っている間に発病した高山病の治療を要した場合で、保険契約者があらかじめ割増保険料（注2）を支払っていないときは、次の割合により疾病治療費用保険金額を削減します。

領収した保険料

領収した保険料 + 保険期間を通じて山岳登山（注1）を行う場合に保険契約者が支払うべき割増保険料（注2）

(注1) ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するものをいいます。

(注2) 当社所定の割増保険料をいいます。

第4条（保険金を支払わない場合）

- (1) 当社は、次のいずれかに該当する事由によって発病した疾病に対しては、疾病治療費用保険金を支払いません。
① 保険契約者（注1）または被保険者の故意または重大な過失
② 疾病治療費用保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失

- ③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
④ 被保険者に対する刑の執行
⑤ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似的事案
⑥ 核燃料物質（注2）もしくは核燃料物質（注2）によって汚染された物（注3）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
⑦ ⑤もしくは⑥の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
⑧ ⑥以外の放射線照射または放射能汚染
- (注1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
(注2) 使用済燃料を含みます。
(注3) 原子核分裂生成物を含みます。

- (2) 当社は、被保険者が頸部症候群（注）、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものに対しては、その症状の原因がいかなるときでも、疾病治療費用保険金を支払いません。
(注) いわゆる「むちうち症」をいいます。

第5条（他の身体の障害または疾病の影響）

- (1) 被保険者が疾病を発病した時既に存在していた身体の障害もしくは疾病の影響により、または疾病を発病した後にその疾病と関係なく発生した傷害もしくは疾病の影響により疾病が重大となった場合は、当社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。
(2) 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは疾病治療費用保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより疾病が重大となった場合も、(1)と同様の方法で支払います。

第6条（被保険者による特約の解除請求）

- (1) 被保険者が保険契約者以外の者である場合には、保険契約者との別段の合意があるときを除き、その被保険者は、保険契約者に対しこの特約（注）を解除することができません。
(注) その被保険者に係る部分に限ります。
(2) 保険契約者は、被保険者から(1)に規定する解除請求があった場合は、当社に対する通知をもって、この特約（注）を解除しなければなりません。
(注) その被保険者に係る部分に限ります。

第7条（保険料の返還—解除の場合）

前条（2）の規定により、保険契約者がこの特約（注）を解除した場合には、当社は、保険料から既経過期間に対応する保険料を差し引いて、その残額を返還します。
(注) その被保険者に係る部分に限ります。

第8条（事故の通知）

- (1) 被保険者が発病した場合は、保険契約者、被保険者または疾病治療費用保険金を受け取るべき者は、発病した日からその日を含めて30日以内に発病の状況および経過を当社に通知しなければなりません。この場合において、当社が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは被保険者の診断書もしくは死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。
(2) (1)の場合において、保険契約者、被保険者または疾病治療費用保険金を受け取るべき者は、他の保険契約等の有無および内容（注）について、遅滞なく当社に通知しなければなりません。
(注) 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

- (3) 保険契約者、被保険者または疾病治療費用保険金を受け取るべき者は、(1)および(2)のほか、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う損害の調査に協力しなければなりません。
(4) 保険契約者、被保険者または疾病治療費用保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っていた事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて疾病治療費用保険金を支払います。

第9条（保険金の請求）

- (1) この特約にかかる保険金の当社に対する保険金請求権は、被保険者が医師の治療を要しなくなった時または医師の治療を開始した日（注）からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時から発生し、これを行わせることができるものとします。
(注) 合併症および続発症の場合はその原因となった疾病の治療を開始した日をいいます。
(2) この特約にかかる保険金の請求書類（注1）は、保険金請求書、保険証券および次に掲げる書類とします。
① 責任期間中または責任期間終了後72時間以内に発病し、かつ、責任期間終了後72時間を経過するまでに医師の治療を開始したことおよび疾病の程度、疾病の原因の発生時期を証明する医師の診断書
② 責任期間中に感染し、かつ、その感染症を直接の原因として責任期間が終了した日からその日を含めて30日を経過するまでに医師の治療を開始したことおよび感染症の程度を証明する医師の診断書
③ 第2条（保険金を支払う場合）(2)①から③までの費用の支払を証明する領収書または当社と提携する機関からのその費用の請求書

- ④ 被保険者の印鑑証明書
 ⑤ 疾病治療費用保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書(注2)
 ⑥ 当社が被保険者の症状・治療内容等について医師に照会し説明を求めることについての同意書
 ⑦ その他当社が普通保険約款第20条(保険金の支払時期)(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの
 (注1) 第2条(7)の規定により被保険者が当社と提携する機関への疾病治療費用保険金の支払を当社に求める場合の書類を含みます。
 (注2) 疾病治療費用保険金の請求を第三者に委任する場合とします。

第10条(当会社が該当する医師が作成した診断書等の要)

- (1) 当社は、第8条(事故の通知)の規定による通知または前条および普通保険約款第19条(保険金の請求)の規定による請求を受けた場合は、疾病の程度の認定その他疾病治療費用保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または疾病治療費用保険金を受け取るべき者に対し当会社の指定する医師が作成した被保険者の診断書または死体検案書の提出を求めることができます。
 (2) (1)の規定による診断書または死体の検案(注1)のために要した費用(注2)は、当社が負担します。
 (注1) 死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。
 (注2) 収入の喪失を含みません。

第11条(代位)

- (1) 第2条(保険金を支払う場合)(2)①から③までの費用が生じたことにより被保険者またはその法定相続人が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当社がその費用に対して疾病治療費用保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。
 ① 当社が費用の全額を疾病治療費用保険金として支払った場合
 被保険者またはその法定相続人が取得した債権の全額
 ② ①以外の場合
 被保険者またはその法定相続人が取得した債権の額から、疾病治療費用保険金が支払われていない費用の額を差し引いた額
 (2) (1)②の場合において、当社に移転せず被保険者またはその法定相続人が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
 (3) 保険契約者、被保険者および疾病治療費用保険金を受け取るべき者は、当社が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当社との負担とします。

第12条(普通保険約款の読み替え)

- この特約については、普通保険約款第5条(保険責任の始期および終期)(5)②の規定中「旅行行程開始前または旅行行程終了後に生じた保険事故」とあるのは「責任期間開始前または責任期間終了後72時間を経過した後に生じた保険事故」と読み替えて適用します。

第13条(準用規定)

- この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

別表 第2条(保険金を支払う場合)(1)②の感染症

コレラ、バスタ、天然痘、発疹チフス、ラッサ熱、マラリア、回帰熱、黄熱、重症急性呼吸器症候群、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグ病、コクシジオイド症、デング熱、顎口虫、ウエストナール熱、リッサウイルス感染症、腎症候性出血熱、ハンタウイルス肺症候群、高病原性鳥インフルエンザ、ニパウイルス感染症、赤痢、ダニ媒介性脳炎、腸チフス、リフトバレー熱、レプトスピラ症

救済者費用等補償特約

第1条(用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
救済者	被保険者の捜索(注1)、看護または事故処理を行うために現地へ赴く被保険者の親族(注2)をいいます。 (注1) 捜索、救助または移送をいいます。 (注2) これらの者の代理人を含みます。
救済者費用等 保険金額	保険証券記載の救済者費用等保険金額をいいます。
現地	事故発生地、被保険者の収容地または被保険者の勤務地をいいます。
自動車等	自動車または原動機付自転車をいいます。
支払責任額	他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

責任期間	保険期間中で、かつ、旅行行程中をいいます。
保険事故	この特約においては、被保険者が次条(1)①から④までのいずれかに該当することをいいます。

第2条(保険金を支払う場合)

- (1) 当社は、被保険者が次のいずれかに該当したことにより、保険契約者、被保険者または被保険者の親族が負担した費用を、この特約および普通保険約款の規定に従い、救済者費用等保険金としてその費用の負担者に支払います。
 ① 被保険者が死亡した場合で、次のいずれかに該当したとき
 ア. 責任期間中に被った傷害を直接の原因として、傷害の原因となった事故の発生日からその日を含めて180日以内に死亡した場合
 イ. 疾病または妊娠、出産、早産もしくは流産を直接の原因として、責任期間中に死亡した場合
 ウ. 責任期間中に発病した疾病を直接の原因として、責任期間が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡した場合。ただし、責任期間中に医師の治療を開始し、かつ、その後も引き続き医師の治療を受けていた場合に限ります。
 エ. 責任期間中に被保険者が自殺行為を行った場合で、その行為の日からその日を含めて180日以内に死亡したとき。
 ② 被保険者が入院した場合で、次のいずれかに該当したとき。
 ア. 責任期間中に被った傷害を直接の原因として、継続して3日以上入院(注1)した場合
 イ. 責任期間中に発病した疾病(注2)を直接の原因として、継続して3日以上入院(注1)した場合。ただし、責任期間中に医師の治療を開始していた場合に限ります。
 ③ 責任期間中に被保険者が搭乗している航空機もしくは船舶が行方不明になった場合もしくは遭難した場合または被保険者が山岳登山(注3)中に遭難した場合
 ④ 責任期間中における急激かつ偶然な外来の事故によって被保険者の生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動を要する状態となったことが警察等の公的機関により確認された場合
 (注1) 他の病院または診療所に移転した場合には、移転のために要した期間は入院中とみなします。ただし、その移転について治療のため医師が必要と認めた場合に限ります。
 (注2) 妊娠、出産、早産または流産に起因する疾病および歯科疾病を含みません。
 (注3) ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するものをいいます。
 (2) (1)①または②の、発病の時期、発病の認定、治療を開始した時期等は、医師の診断によります。
 (3) (1)③の山岳登山(注)中の被保険者の遭難が明らかでない場合において、被保険者が下山予定日時の翌日午前0時以降48時間を経過しても下山しなかったときは、保険契約者または被保険者の親族もしくはこれらに代わる者が次に掲げるものいずれかに対して、被保険者の捜索を依頼したことをもって、遭難が発生したものとみなします。
 ① 警察その他の公的機関
 ② サルベージ会社または航空会社
 ③ 遭難救助隊
 (注) ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するものをいいます。
 (4) (1)の規定にかかわらず、保険契約者等(注)が当社と提携する機関から次条①から⑥までに掲げる費用の請求を受けた場合において、保険契約者等(注)がその機関への救済者費用等保険金の支払を当社に求めたときは、当社は、保険契約者等(注)がその費用を(1)の費用として負担したものとみなして救済者費用等保険金をその機関に支払います。
 (注) 保険契約者、被保険者または被保険者の親族をいいます。

第3条(費用の範囲)

前条(1)の費用とは、次に掲げるものをいいます。

- ① 捜索救助費用
 遭難した被保険者を捜索(注1)する活動に要した費用のうち、これらの活動に従事した者からの請求に基づいて支払った費用をいいます。
 ② 航空運賃等交通費
 救済者の現地までの船舶、航空機等の往復運賃をいい、救済者3名分を限度とします。ただし、前条(1)④の場合において、被保険者の生死が判明した後または被保険者の緊急な捜索(注1)もしくは救助活動が終了した後に現地に赴く救済者にかかる費用は除きます。
 ③ 宿泊施設の客室料
 現地および現地までの行程における救済者の宿泊施設(注2)の客室料をいい、救済者3名分を限度とし、かつ、救済者1名につき14日分を限度とします。ただし、前条(1)④の場合において、被保険者の生死が判明した後または被保険者の緊急な捜索(注1)もしくは救助活動が終了した後に現地に赴く救済者にかかる費用は除きます。
 ④ 移送費用
 死亡した被保険者を現地から保険証券記載の被保険者の住所に移送するために要した遗体輸送費用または治療を継続中の被保険者を保険証券記載の被保険者の住所もしくはその住所の属する国の病院もしくは診療所へ移転するために要した移転費

(注3) をいいます。ただし、次に掲げる費用はこの費用の額から除きます。
ア 被保険者が払戻しを受けた帰国のための運賃または被保険者が負担することを予定していた帰国のための運賃

イ 傷害治療費用補償特約第2条（保険金を支払う場合）(1) ①もしくは③または疾病治療費用補償特約第2条（保険金を支払う場合）(1) ①もしくは③により支払われるべき費用

⑤ 遺体処理費用

死亡した被保険者の火葬費用、冠体防腐処理費用等の遺体の処理費用をいい、100万円を限度とします。なお、花代、読経代および式場費等の葬儀費用等遺体の処理とは直接関係がない費用は含みません。

⑥ 諸雑費

救護者の渡航手続費（注4）ならびに救護者または被保険者が現地において支出した交通費、被保険者の入院もしくは救護に必要な身の回り品購入費および国際電話料等通信費等をいい、100万円を限度とします。ただし、傷害治療費用特約第2条(1) ②または疾病治療費用特約第2条(2) ②により支払われるべき費用については除きます。

(注1) 捜索、救助または移送をいいます。

(注2) ホテル等の宿泊施設をいい、居住施設を除きます。

(注3) 治療のため医師または職業看護師が付添うことを要する場合には、その費用を含みます。ただし、貫切航空便による運送を含む定期航空運送のチャーター料金は、治療上必要により定期航空運送による移送が困難であると医師が認めた場合に限り費用の範囲に含めます。

(注4) 旅券印紙代、査証料、予防接種料等をいいます。

第4条（保険金額の削減）

当社は、被保険者が別表に掲げる運動等を行っている間に第2条（保険金を支払う場合）(1) ②から④までのいずれかに該当したことにより費用が発生した場合で、保険契約者があらかじめ割増保険料（注）を支払っていないときは、次の割合により救護者費用等保険金額を削減します。

領収した保険料

領収した保険料 + 保険期間を通じて別表に掲げる運動等を行う場合に保険契約者が支払うべき割増保険料（注）

(注) 別表に掲げる運動等に対応する当会社所定の割増保険料をいいます。

第5条（保険金を支払わない場合）

(1) 当社は、次のいずれかに該当する事由によって第2条（保険金を支払う場合）

(1) のいずれかに該当したことにより発生した費用に対しては、救護者費用等保険金を支払いません。

① 保険契約者（注1）または被保険者の故意または重大な過失。ただし、被保険者が第2条（1）①に該当した場合は救護者費用等保険金を支払います。

② 救護者費用等保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失。ただし、その者が救護者費用等保険金の一部を受け取る場合には、救護者費用等保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。

③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為。ただし、被保険者が第2条(1) ①に該当した場合は救護者費用等保険金を支払います。

④ 被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故

ア. 法令に定められた運転資格（注2）を持たないで自動車等を運転している間。ただし、第2条(1) ①アに該当した場合には救護者費用等保険金を支払います。

イ. 酒に酔った状態（注3）で自動車等を運転している間。ただし、第2条(1) ①アに該当した場合は救護者費用等保険金を支払います。

ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間

⑤ 被保険者に対する刑の執行

⑥ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事象

⑦ 核燃料物質（注4）もしくは核燃料物質（注4）によって汚染された物（注5）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

⑧ ⑥もしくは⑦の事由に伴って生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

⑨ ⑦以外の放射線照射または放射能汚染

(注1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 運転する地における法令によるものをいいます。

(注3) アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態をいいます。

(注4) 使用済燃料を含みます。

(注5) 原子核分裂生成物を含みます。

(2) 当社は、被保険者が頸部症候群（注）、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的見解のないものによって第2条（保険金を支払う場合）(1) ②に該当したことにより発生した費用に対しては、その症状の原因がいかなるときでも、救護者費用等保険金を支払いません。

(注) いわゆる「むちうち症」をいいます。

第6条（救護者費用等保険金の支払）

当社は、第3条（費用の範囲）の費用のうち、費用相当上妥当な部分で、かつ、保険事故と同等のその他の事故に対して通常負担する社会通念論（注）についてのみ救護者費用等保険金を支払います。ただし、被保険者または救護者費用等保険金を受け取るべき者が第三者から損害の賠償として支払を受けることができただけの場合には、その支払を受けた金額に対しては、救護者費用等保険金を支払いません。

(注) この保険契約を締結していなければ生じなかった費用を除きます。

第7条（当会社の責任限度額）

当会社がこの保険契約に基づいて支払うべき救護者費用等保険金の額は保険期間を通じて、救護者費用等保険金額をもって限度とします。

第8条（保険料の返還または請求等一職業または職務の変更にに関する通知義務の場合）

(1) 職業または職務の変更の事実（注）がある場合において、適用利率を変更する必要があるときは、当社は、変更前の適用利率と変更後の適用利率との差に基づき、職業または職務の変更の事実（注1）が生じた時以降の期間（注2）に対し日割をもって計算した保険料を返還または請求します。

(注1) 普通保険約款第7条（職業または職務の変更にに関する通知義務）(1) または(2) の変更の事実をいいます。

(注2) 保険契約者または被保険者の申出に基づく、普通保険約款第7条(1) または(2) の変更の事実が生じた時以降の期間をいいます。

(2) 当社は、保険契約者が(1) の規定による追加保険料の支払を怠った場合（注）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(注) 当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合をいいます。

(3) (1) の規定による追加保険料を請求する場合において、(2) の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当社は、職業または職務の変更の事実（注）があった後に第2条（保険金を支払う場合）(1) ②から④までのいずれかに該当したことにより発生した費用に対しては、変更前の適用利率の変更後の適用利率に対する割合により、救護者費用等保険金額を削減します。

(注) 普通保険約款第7条（職業または職務の変更にに関する通知義務）(1) または(2) の変更の事実をいいます。

(4) 保険契約者または被保険者が故意または重大な過失によって、遅滞なく普通保険約款第7条（職業または職務の変更にに関する通知義務）(1) または(2) の規定による通知をしなかった場合において、変更後の適用利率が変更前の適用利率よりも高いときは、当社は、職業または職務の変更の事実（注）があった後に第2条（保険金を支払う場合）(1) ②から④までのいずれかに該当したことにより発生した費用に対しては、変更前の適用利率の変更後の適用利率に対する割合により、救護者費用等保険金額を削減します。

(注) 普通保険約款第7条(1) または(2) の変更の事実をいいます。

(5) (4) の規定は、当会社が、(4) の規定による救護者費用等保険金額を削減して支払うべき事由の原因があることを知った時から救護者費用等保険金額を削減して支払う旨の被保険者もしくは救護者費用等保険金を受け取るべき者に対する通知をしないで1か月を経過した場合または職業または職務の変更の事実（注）があった時から5年を経過した場合には適用しません。

(注) 普通保険約款第7条（職業または職務の変更にに関する通知義務）(1) または(2) の変更の事実をいいます。

(6) (4) の規定は、職業または職務の変更の事実（注）に基づかず発生した第2条（保険金を支払う場合）(1) ②から④までのいずれかに該当したことによる費用については適用しません。

(注) 普通保険約款第7条（職業または職務の変更にに関する通知義務）(1) または(2) の変更の事実をいいます。

(7) (4) の規定にかかわらず、職業または職務の変更の事実（注1）が生じ、この保険契約の引受範囲（注2）を超えることとなった場合には、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(注1) 普通保険約款第7条（職業または職務の変更にに関する通知義務）(1) または(2) の変更の事実をいいます。

(注2) 保険料を増額することにより保険契約を継続することができる範囲として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたものをいいます。

(8) (7) の規定による解除が保険事故の発生した後になされた場合であっても、普通保険約款第14条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、職業または職務の変更の事実（注）が生じた時から解除がなされた時までに発生した保険事故に対しては、当社は、救護者費用等保険金を支払いません。この場合において、既に救護者費用等保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

(注) 普通保険約款第7条（職業または職務の変更にに関する通知義務）(1) または(2) の変更の事実をいいます。

第9条（保険料の返還—解除の場合）

前条(2) または(7) の規定により、当会社が保険契約を解除した場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

第10条（事故の通知）

(1) 保険事故が発生した場合は、保険契約者、被保険者または救護者費用等保険金を受け取るべき者は、保険事故の発生の日からその日を含めて30日以内に次に掲げる事項を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当会社が書面による通知を求めたときは、これに応じなければなりません。

① 第2条（保険金を支払う場合）(1) ①または②の場合は、保険事故発生状況、傷害の程度または疾病の発病の状況および経過

- ② 第2条(1)③または④の場合は、行方不明もしくは遭難または同条(1)③もしくは④の事故発生状況
- (2) (1)の場合において、保険契約者、被保険者または救済者費用等保険金を受け取るべき者は、他の保険契約等の有無および内容(注)について、遅滞なく当会社に通知しなければなりません。
- (注)既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。
- (3) 保険契約者、被保険者または救済者費用等保険金を受け取るべき者は、(1)および(2)のほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力しなければなりません。
- (4) 保険契約者、被保険者または救済者費用等保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1)、(2)または(3)の規定に違反した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて救済者費用等保険金を支払います。

第11条(保険金の請求)

- (1) この特約にかかる保険金の当会社に対する保険金請求権は、保険契約者、被保険者または被保険者の親族が費用を負担した時から発生し、これを行使することができるものとします。
- (2) この特約にかかる保険金の請求書類(注1)は、保険金請求書、保険証券および次に掲げる書類とします。
- ① 保険事故発生を証明する書類
 - ② 救済者費用等保険金の支払を受けようとする第3条(費用の範囲)①から⑥までに掲げる費用のそれぞれについて、その費用の支出明細書およびその支出を証明する書類または当会社と提携する機関からのその費用の請求書
 - ③ 救済者費用等保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書(注2)
 - ④ その他当会社が普通保険約款第20条(保険金の支払時期)(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
- (注1) 第2条(保険金を支払う場合)④の規定により保険契約者、被保険者または被保険者の親族が当会社と提携する機関への救済者費用等保険金の支払を当会社に求める場合の書類を含みます。
- (注2) 救済者費用等保険金の請求を第三者に委任する場合とします。

第12条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

- 第2条(保険金を支払う場合)(1)の費用に対して保険金または共済金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が第3条(費用の範囲)の費用の額を超えるときは、当会社は、次に定める額を救済者費用等保険金として支払います。
- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額
 - ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
第3条の費用の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

第13条(代位)

- (1) 第2条(保険金を支払う場合)(1)①から④までの費用が生じたことにより保険契約者、被保険者または被保険者の親族が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当会社がその費用に対して救済者費用等保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。
- ① 当会社が費用の全額を救済者費用等保険金として支払った場合
保険契約者、被保険者または被保険者の親族が取得した債権の全額
 - ② ①以外の場合
保険契約者、被保険者または被保険者の親族が取得した債権の額から、救済者費用等保険金が支払われていない費用の額を差し引いた額
- (2) (1)②の場合において、当会社に移転せずに保険契約者、被保険者または被保険者の親族が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 保険契約者、被保険者および救済者費用等保険金を受け取るべき者は、当会社が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当会社の負担とします。

第14条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

別表 第4条(保険金額の削減)の運動等

- 山岳登山(注1)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機(注2)操縦(注3)、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(注4)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動
- (注1) ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)
- (注2) グライダーおよび飛行船を除きます。
- (注3) 職務として操縦する場合を除きます。
- (注4) モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機(パラプレーン等をいいます。)を除きます。

個人賠償責任特約

第1条(用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
個人賠償責任 保険金額	保険証券に記載された個人賠償責任保険金額をいいます。
財物の損壊	財物の滅失、損傷もしくは汚損をいいます。
支払責任額	他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金の額または共済金の額をいいます。
身体の障害	傷害、疾病、後遺障害または死亡をいいます。
損害賠償請求 権者	保険事故にかかわる損害賠償請求権者をいいます。
保険事故	被保険者が他人の身体の障害または財物の損壊について、法律上の損害賠償責任を負担する原因となった次条の事故をいいます。
免責金額	支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。免責金額は被保険者の自己負担となります。

第2条(保険金を支払う場合)

- (1) 当会社は、被保険者が旅行行程中に生じた偶然な事故により、他人の身体の障害または他人の財物の損壊について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して、この特約および普通保険約款の規定に従い個人賠償責任保険金を支払います。
- (2) (1)の被保険者が責任無能力者の場合には、その者の親権者等(注)を被保険者として、ただし、当会社が個人賠償責任保険金を支払うのは、その責任無能力者が旅行行程中に生じた偶然な事故により他人に加えた身体の障害または財物の損壊について、親権者等(注)が法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に限り、

(注) 親権者またはその他の法定の監督義務者をいいます。

第3条(保険金を支払わない場合—その1)

- 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、個人賠償責任保険金を支払いません。
- ① 保険契約者(注1)または被保険者の故意
 - ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変
 - ③ 核燃料物質(注2)もしくは核燃料物質(注2)によって汚染された物(注3)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 - ④ ②もしくは③の事由に伴って生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
 - ⑤ ③以外の放射線照射または放射能汚染

(注1) 保険契約者を法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 使用済燃料を含みます。

(注3) 原子核分裂生成物を含みます。

第4条(保険金を支払わない場合—その2)

- 当会社は、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、個人賠償責任保険金を支払いません。
- ① 被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任
 - ② 専ら被保険者の職務の用に供される動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
 - ③ 被保険者の所有、使用または管理する不動産に起因する損害賠償責任
 - ④ 被保険者と同居する親族(注1)および旅行行程を同じくする親族に対する損害賠償責任
 - ⑤ 被保険者の使用人(注2)が被保険者の事業または業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任
 - ⑥ 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって正当な権利を有する者に対して負担された損害賠償責任
 - ⑦ 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物について正當な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任。ただし、次に掲げる損害については、個人賠償責任保険金を支払います。
 - A. 宿泊施設(注3)の客室(注4)に与えた損害
 - B. 住宅等の居住施設内の部屋(注5)に与えた損害。ただし、建物またはマンションの戸室全体を賃借している場合は除きます。
 - C. 賃貸業者から保険契約者または被保険者が直接借り入れた旅行用品または生活用品に与えた損害
 - ⑧ 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任
 - ⑨ 被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任
 - ⑩ 航空機、船舶(注6)、車両(注7)、銃器(注8)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
 - ⑪ 汚染物質(注9)の排出、流出、溢出または漏出に起因する損害賠償責任。ただ

し、汚染物質の排出、流出、^{ひび}溢しまたは漏出が不測かつ突発的なものである場合は個人賠償責任保険金を支払います。

⑫ 罰金、違約金または懲罰的賠償額に対する損害賠償責任

(注1) 旅行のために一時的に別居する親族を含みます。
(注2) 被保険者が家事使用人として使用する者を除きます。
(注3) ホテル等の宿泊施設をいい、居住施設を除きます。

(注4) 客室内の動産ならびに客室外におけるセイフティボックスのキーおよびルームキーを含みます。

(注5) 部屋内の動産を含みます。
(注6) 原動力が専ら人力であるもの、ヨットおよび水上オートバイを除きます。
(注7) 原動力が専ら人力であるもの、ゴルフ場の乗用カートおよびレジャーを目的として使用中のスノーモービルを除きます。

(注8) 空気銃を除きます。

(注9) 固体状、液体状、気体状のもしくは熱を帯びた有害な物質または汚染の原因となる物質をいい、煙、蒸気、すず、臭気、酸、アルカリ、化学製品、廃棄物（再生利用のための物質を含みます。）等を含みます。

第5条（支払保険金の範囲）

当会社が支払う個人賠償責任保険金の範囲は、次に掲げるものに限りま

① 被保険者が損害賠償請求権者に支払うべき損害賠償金

② 第7条（事故の発生）(1) ②に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用（注）

③ 第7条（1）③に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用（注）

④ 事故が発生した場合において、②の損害の発生または拡大の防止のために必要または有益な手段を講じた後に、被保険者に法律上の損害賠償責任がないと判明したときは、その手段を講じたことにより要した費用（注）のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ当会社の書面による同意を得て支出した費用

⑤ 第8条（当会社による解決）に規定する当会社による損害賠償請求の解決に協力するために被保険者が支出した費用（注）

⑥ 事故に関して被保険者の行う折衝または示談について被保険者が当会社の同意を得て支出した費用（注）

⑦ 損害賠償に関する争訟について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に要した費用（注）

(注) 収入の喪失を含みません。

第6条（保険金の支払額）

当会社が1回の保険事故につき支払うべき個人賠償責任保険金の額は、次の金額の合計額とします。

① 前条①の損害賠償金が保険証券に記載された免責金額を超過する場合には、その超過した額。ただし、1回の保険事故につき、個人賠償責任保険金額を支払う限度とします。

② 前条②から⑦までの費用についてはその全額。ただし、同条⑥および⑦の費用は、同条①の損害賠償金の額が個人賠償責任保険金額を超える場合は、個人賠償責任保険金額と同条①の損害賠償金に対する割合によってこれを支払います。

第7条（事故の発生）

(1) 保険契約者または被保険者は、保険事故により他人の身体の障害または財物の損壊が発生したことを知った場合は、次のことを履行しなければなりません。

① 次の事項を遅滞なく、当会社に通知すること。この場合において、当社が書面による通知を求めたときは、これに応じなければなりません。

ア. 保険事故発生の日時、場所、被害者の住所、氏名、年齢、職業、保険事故の状況、ア.ア.の事項について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名

イ. 損害賠償の請求を受けた場合は、その内容

② 損害の発生および拡大の防止に努めること。

③ 他人に損害賠償の請求（注1）をすることができる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。

④ 損害賠償の請求を受けた場合には、あらかじめ当会社の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないこと。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他緊急措置を行う場合を除きます。

⑤ 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく当会社に通知すること。

⑥ 他の保険契約等の有無および内容（注2）について遅滞なく当会社に通知すること。

⑦ ①から⑥までのほか、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う調査に協力すること。

(注1) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。
(注2) 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

(2) 保険契約者または被保険者が正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合は、それぞれ次の金額を差し引いて保険金を支払います。

① (1) ①および⑤から⑦までの規定に違反した場合は、それによって当社が被った損害の額

② (1) ②の規定に違反した場合は、発生または拡大を防止することができた

認められる損害の額

③ (1) ④の規定に違反した場合は、他人に損害賠償（注）を請求することによ

り取得することができたと認められる額

④ (1) ④の規定に違反した場合は、損害賠償責任がないと認められる額

(注) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

第8条（当会社による解決）

当会社は、必要と認められた場合は、被保険者に代わって自己の費用で損害賠償請求権者からの損害賠償請求の解決に当たることができま

す。この場合において、被保険者は、当会社

の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。

第9条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

(1) 他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が、損害の額を超えるときは、当会社は、次に定める額を

保険金として支払います。

① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合この保険契約の支払責任額

② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合損害の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

(2) (1)の損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合においては、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第10条（保険金の請求）

(1) この特約にかかる保険金の当会社に対する保険金請求権は、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時から発生し、これを行使することができるものとします。

(2) この特約にかかる保険金の請求書類は、保険金請求書、保険証券および次に掲げる書類とします。

① 当会社の定める事故状況報告書

② 示談書その他これに代わるべき書類

③ 損害を証明する書類

④ 賠償責任保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（注）

⑤ その他当会社が普通保険約款第20条（保険金の支払時期）(1)に定める必要な確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

(注) 賠償責任保険金の請求を第三者に委任する場合賠償責任保険金の請求を第三者に委任する場合

第11条（先取特権）

(1) 損害賠償請求権者は、被保険者の当会社に対する保険金請求権（注）について先取特権を有します。

(注) 第5条（支払保険金の範囲）②から⑦までの費用に対する保険金請求権を除きます。

(2) 当会社は、次のいずれかに該当する場合に、保険金の支払を行うものとします。

① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当社から被保険者に支払う場合（注1）

② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合

③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が(1)の先取特権を行使したことにより、当社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合

④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当社から被保険者に支払う場合（注2）

(注1) 被保険者が賠償した金額を限度とします。

(注2) 損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。

(3) 保険金請求権（注）は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権（注）を質権の目的とし、または(2)③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、(2)①または④の規定により被保険者が当社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

(注) 第5条（支払保険金の範囲）②から⑦までの費用に対する保険金請求権を除きます。

第12条（代位）

(1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権（注）を取得した場合において、当社がその損害に対して賠償責任保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

① 当社が損害の全額を賠償責任保険金として支払った場合被保険者が取得した債権の全額

② ①以外の場合被保険者が取得した債権の額から、賠償責任保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

(注) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

(2) (1) ②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(3) 保険契約者および被保険者は、当社が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しな

ければなりません。このために必要な費用は、当会社の負担とします。

第13条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に付帯された特約の規定を準用します。

携行品特約

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
携行品保険金額	保険証券記載の携行品保険金額をいいます。
支払責任額	他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
乗車券等	鉄道・船舶・航空機の乗車船券・航空券(注)、宿泊券、観光券および旅行券をいいます。 (注) いずれも定期券を除きます。
保険事故	保険の目的の損害の原因となった次条の事故をいいます。
免責金額	支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。免責金額は被保険者の自己負担となります。

第2条 (保険金を支払う場合)

当社は、被保険者が旅行行程中に生じた偶然な事故によって保険の対象について被った損害に対して、この特約および普通保険約款の規定に従い携行品保険金を支払います。

第3条 (保険金を支払わない場合)

当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、携行品保険金を支払いません。

- ① 保険契約者(注1)または被保険者の故意または重大な過失
- ② 携行品保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失
- ③ 被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故
ア. 法令に定められた運転資格(注2)を持たないで自動車等を運転している間
イ. 酒に酔った状態(注3)で自動車等を運転している間
ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないうおそれがある状態で自動車等を運転している間
- ④ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変
- ⑤ 核燃料物質(注4)もしくは核燃料物質(注4)によって汚染された物(注5)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑥ ④もしくは⑤の事由に伴って生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑦ ⑤以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑧ 差し押え、徴発、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使。ただし、次のいずれかに該当する場合は除きます。
ア. 火災消防または避難に必要な処置としてなされた場合
イ. 施設された被保険者の手荷物が、空港等における安全確認検査等の目的でその錠を壊された場合
- ⑨ 保険の対象の欠陥。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者に代わって保険の対象を管理する者が、相当の注意をもってしても発見できなかった欠陥を除きます。
- ⑩ 保険の対象の自然の消耗または性質によるさび、かび、変色その他類似の事由またはねずみ食い、虫食い等
- ⑪ 保険の対象の擦傷、掻き傷または塗料のはがれ等単なる外観の損傷であって保険の対象の機能に支障をきたさない損害
- ⑫ 保険の対象である液体の流失。ただし、その結果として他の保険の対象に生じた損害については、携行品保険金を支払います。
- ⑬ 保険の対象の置き忘れまたは紛失
- ⑭ 偶然な外来の事故に直接起因しない保険の対象の電気的事故または機械的事故。ただし、これらによって発生した火災による損害を除きます。
(注1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
(注2) 運転する地における法令によるものをいいます。
(注3) アルコールの影響により正常な運転ができないうおそれがある状態をいいます。
(注4) 使用済燃料を含みます。
(注5) 原子核分裂生成物を含みます。

第4条 (保険の対象およびその範囲)

- (1) 保険の対象は、被保険者が旅行行程中に携行する被保険者所有の身の回り品に限ります。
- (2) (1)の身の回り品が居住施設内(注)にある間は、保険の対象に含まれません。
(注) 居住施設が一戸住宅の場合は当該住宅の敷地内、集合住宅の場合は被保険者が居住している戸室内をいいます。
- (3) (1)の規定にかかわらず、次に掲げる物は、保険の対象に含まれません。
 - ① 通貨、小切手、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手その他これらに準ずる

物。ただし、乗車券等は保険の対象とします。

- ② 預金証書または貯金証書(注1)、クレジットカード、運転免許証(注2)その他これらに類する物。ただし、旅券は保険の対象とします。
- ③ 稿本、設計書、図案、帳簿その他これらに準ずる物
- ④ 船舶(注3)、自動車、原動機付自転車およびこれらの付属品
- ⑤ 被保険者が別表に掲げる運動等を行っている間の当該運動等のための用具およびウィンドサーフィン、サーフィンその他これらに準ずる運動を行うための用具
- ⑥ 義歯、義膝、コンタクトレンズその他これらに類する物
- ⑦ 動物および植物
- ⑧ その他保険証券記載の物
(注1) 通帳および現金自動支払機用カードを含みます。
(注2) 自動車または原動機付自転車の運転免許証を除きます。
(注3) ヨット、モーターボートおよびボートを含みます。

第5条 (損害額の決定)

- (1) 当会社が携行品保険金を支払うべき損害額は、保険価額によって定めます。
- (2) 保険の対象の損傷を修繕しうる場合においては、保険の対象を損害発生直前の状態に復するに必要な修繕費をもって損害額とし、格差損(注)は損害額に含めません。
(注) 価値の下落をいいます。
- (3) 保険の対象が1組または1対のものからなる場合において、その一部に損害が生じたときは、その損害がその保険の対象全体の価値に及ぼす影響を考慮し、(1)および(2)の規定によって損害額を決定します。
- (4) 保険契約者または被保険者が次に掲げる費用を負担した場合は、その費用および(1)から(3)の規定によって計算された額の合計額を損害額とします。
 - ① 第7条(損害の発生)(1)①に規定する損害の発生または拡大の防止のために要した費用または有益であった費用
 - ② 第7条(1)③に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用
- (5) (1)から(4)までの規定によって計算された損害額が、その損害の生じた保険の対象の保険価額を超える場合は、その保険価額をもって損害額とします。
- (6) (1)から(5)までの規定にかかわらず、保険の対象が乗車券等の場合においては、その乗車券等の経路および等級の範囲内で、保険事故の後に被保険者が支出した費用および保険契約者または被保険者が負担した第7条(損害の発生)(3)の費用の合計額を損害額とします。
- (7) (1)から(5)までの規定にかかわらず、保険の対象が旅券の場合には、次に掲げる費用を損害額とします。ただし、1回の保険事故に対して5万円を限度とします。
 - ① 旅券の再取得費用
旅券の発給を受けた場合には、再取得に要した次に掲げる費用
ア. 保険事故の生じた地から旅券発給地(注1)へ赴く被保険者の交通費
イ. 領事官に納付した発給手数料および電信料
ウ. 旅券発給地(注1)における被保険者の宿泊施設(注2)の客室料
エ. 旅券発給用の写真代
 - ② 渡航書の取得費用
旅券の発給に替えて渡航書の発給を受けた場合には、取得に要した次に掲げる費用
ア. 保険事故の生じた地から渡航書発給地(注3)へ赴く被保険者の交通費
イ. 領事官に納付した発給手数料
ウ. 渡航書発給地(注3)における被保険者の宿泊施設(注2)の客室料
エ. 渡航書発給用の写真代
(注1) 旅券の発給を受ける最寄りの在外公館所在地をいいます。
(注2) ホテル等の宿泊施設をいいます。
(注3) 渡航書の発給を受ける最寄りの在外公館所在地をいいます。
- (8) (1)から(5)までの規定にかかわらず、保険の対象が自動車または原動機付自転車の運転免許証の場合には、国または都道府県に納付した再交付手数料を損害額とします。
- (9) 保険の対象の1個、1組または1対について損害額が10万円を超える場合は、当会社は、そのものの損害額を10万円とみなします。ただし、保険の対象が乗車券等である場合において、保険の対象の損害額の合計額が5万円を超えるときは、当会社は、そのものの損害額を5万円とみなします。

第6条 (保険金の支払額)

- (1) 当会社が支払うべき携行品保険金の額は、前条の損害額から、1回の保険事故につき保険証券記載の免責金額を差し引いた残額とします。ただし、携行品保険金額をもって、保険期間中の支払の限度とします。
- (2) (1)ただし書の規定にかかわらず、盗難、強盗および航空会社等寄託手荷物の不着により保険の対象に被った損害に対して支払うべき携行品保険金は、保険証券記載の盗難等限度額または携行品保険金額のいずれか低い額をもって、保険期間中の支払の限度とします。
- (3) 携行品保険金支払の対象となる保険の対象が保険証券記載の物の場合には、その損害の全部または一部に対して、代品の交付をもって携行品保険金の支払に代えることができます。

第7条 (損害の発生)

- (1) 保険契約者または被保険者は、保険の対象について第2条(保険金を支払う場合)の損害が発生したことを知った場合は、次に掲げる事項を履行しなければなりません。
 - ① 次の事項を、保険事故の発生の日からその日を含めて30日以内に当会社に通知すること。この場合において、当会社が書面による通知を求めたときは、これに応じなければなりません。

ア. 損害発生の日時、場所、損害状況、損害の程度
イ. ア.の事項について証人がある場合は、その者の住所、氏名

- ② 損害の発生および拡大の防止につとめること。
- ③ 他人に損害賠償の請求（注1）をできる場合には、その権利の保全または行使について必要な手続をとること。
- ④ 他の保険契約等の有無および内容（注2）について遅滞なく当会社に通知すること。
- ⑤ ①から④までのほか、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う損害の調査に協力すること。

(注1) 共同不法行為の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。
(注2) 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

(2) 保険契約者または被保険者が正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合は、それぞれ次の額を差し引いた額を損害額とみなします。

- ① (1)①、④または⑤の規定に違反した場合は、それによって当社が被った損害の額
- ② (1)②の規定に違反した場合は、発生または拡大を防止できると認められる額
- ③ (1)③の規定に違反した場合は、他人に損害賠償（注）を請求することによって取得することができたと認められる額

(注) 共同不法行為の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

- (3) 当会社は、次に掲げる費用を支払います。
 - ① (1)①②に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
 - ② (1)③に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用

第8条（保険金の請求）

- (1) この特約にかかる保険金の当会社に対する保険金請求権は、保険の対象について保険事故による損害を被った時から発生し、これを行使することができるとします。
- (2) この特約にかかる保険金の請求書類は、保険金請求書、保険証券および次に掲げる書類とします。

- ① 当会社の定める事故状況報告書
- ② 警察署またはこれに代わるべき第三者の事故証明書
- ③ 保険の対象の損害の程度を証明する書類
- ④ 携行品保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書(注)
- ⑤ その他当社が普通保険約款第20条（保険金の支払時期）(1)に定める必要な確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

(注) 携行品保険金の請求を第三者に委任する場合

第9条（被害物の調査）

- (1) 保険の対象について損害が生じた場合は、当会社は、保険の対象および損害の調査と関連して必要な事項を調査することができます。
- (2) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)の規定による調査に協力しなかった場合は、当会社は、これによって当社が被った損害の額を差し引いて携行品保険金を支払います。

第10条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

- (1) 他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が損害の額を超えるときは、当会社は、次に定める額を携行品保険金として支払います。
 - ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額
 - ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
損害の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。
- (2) (1)の損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第11条（残存物の帰属）

当会社が保険金を支払った場合でも、保険の対象の残存物について被保険者が有する所有権その他の物権は、当社がこれを取得する旨の意思を表示しないかぎり、当会社に移転しません。

第12条（代位）

- (1) 第2条（保険金を支払う場合）の損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当社がその損害に対して携行品保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

- ① 当社が費用の全額を携行品保険金として支払った場合
被保険者が取得した債権の全額
 - ② ①以外の場合
被保険者が取得した債権の額から、携行品保険金が支払われていない費用の額を差し引いた額
- (2) (1)②の場合において、当社に移転せずに被保険者またはその法定相続人が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 保険契約者、被保険者および携行品保険金を受け取るべき者は、当社が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当

社の負担とします。

第13条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に付帯された特約の規定を準用します。

別表 第4条（保険の対象およびその範囲）(3) ⑤の運動等

山岳登山（注1）、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機（注2）操縦（注3）、スカイダイビング、ハングライダー搭乗、超軽量動力機（注4）搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動
(注1) ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）
(注2) グライダーおよび飛行船を除きます。
(注3) 職務として操縦する場合を除きます。
(注4) モーターハングライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいひ、パラシュート型超軽量動力機（パラプレーン等をいひます。）を除きます。

「携行品特約第6条（保険金の支払額）(2)に規定する「保険証券記載の盗難等限度額」は30万円とします。ただし、「企業等の包括契約特約（毎月報告・毎月精算用）」または「企業等の包括契約特約（毎月報告一括精算用）」をセットした契約において、特別な約定を付している場合は、その約定内容を適用します。」

入院一時金支払特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
疾病治療費用特約	傷害治療費用補償特約をいいます。
傷害治療費用特約	疾病治療費用補償特約をいいます。
治療・救済費用特約	治療・救済費用補償特約をいいます。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、この特約が付帯された保険契約に傷害治療費用特約および疾病治療費用特約または治療・救済費用特約が付帯されている場合に適用されます。

第3条（入院一時金の支払）

当会社は、傷害治療費用特約に規定する傷害治療費用保険金、疾病治療費用特約に規定する疾病治療費用保険金または治療・救済費用特約に規定する治療・救済費用保険金のいずれかが支払われる場合で、その原因となった傷害または疾病により被保険者が継続して2日以上入院した場合には、保険証券記載の入院一時金額を、この特約および普通保険約款の規定に従い、入院一時金として被保険者に支払います。ただし、1事故に基づく傷害または1疾病（注）について、入院一時金の支払は1回に限りです。
(注) 合併症および続発症を含みます。

第4条（保険金の削減）

- (1) 当会社は、被保険者が傷害治療費用特約の別表または治療・救済費用特約の別表2に掲げる運動等を行っている間に被った傷害に対し、保険契約者があらかじめ割増保険料（注）を支払っていない場合は、次の割合により、入院一時金を削減します。

領収した保険料

領収した保険料 + 保険期間を通じてこれらの運動等を行う場合に保険契約者が支払うべき割増保険料（注）

- (注) 傷害治療費用特約の別表または治療・救済費用特約の別表2に掲げる運動等に対応する当会社所定の割増保険料をいいます。
- (2) 当会社は、被保険者が山岳登山（注1）を行っている間に発病した高山病の治療を要した場合で、保険契約者があらかじめ割増保険料（注2）を支払っていないときは、次の割合により入院一時金を削減します。

領収した保険料

領収した保険料 + 保険期間を通じて山岳登山（注1）を行う場合に保険契約者が支払うべき割増保険料（注2）

- (注1) ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するものをいいます。
- (注2) 疾病治療費用特約第3条（保険金額の削減）における山岳登山または治療・救済費用特約の別表2に掲げる運動等に対応する当会社所定の割増保険料をいいます。

第5条（保険料の返還または請求等一職業または職務の変更に關する通知義務の場合）

- (1) 職業または職務の変更の事実（注1）がある場合において、適用料率を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の適用料率と変更後の適用料率との差に基づき、職業または職務の変更の事実（注1）が生じた時以降の期間（注2）に対し日割をもって計算した保険料を返還または請求します。
- (注1) 普通保険約款第7条（職業または職務の変更に関する通知義務）（1）または（2）の変更の事実をいいます。
- (注2) 保険契約者または被保険者の申出に基づく、普通保険約款第7条（1）または（2）の変更の事実が生じた時以降の期間をいいます。
- (2) 当会社は、保険契約者が（1）の規定による追加保険料の支払を怠った場合（注）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (注) 当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限りです。
- (3) (1)の規定による追加保険料を請求する場合において、（2）の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、職業または職務の変更の事実（注）があった後に生じた保険事故に対しては、変更前の適用料率の変更後の適用料率に対する割合により、入院一時金を削減します。
- (注) 普通保険約款第7条（職業または職務の変更に関する通知義務）（1）または（2）の変更の事実をいいます。
- (4) 保険契約者または被保険者が故意または重大な過失によって、遅滞なく普通保険約款第7条（職業または職務の変更に関する通知義務）（1）または（2）の規定による通知をしなかった場合において、変更後の適用料率が変更前の適用料率よりも高いときは、当会社は、職業または職務の変更の事実（注）があった後に生じた保険事故に対しては、変更前の適用料率の変更後の適用料率に対する割合により、入院一時金を削減します。
- (注) 普通保険約款第7条（1）または（2）の変更の事実をいいます。
- (5) (4)の規定は、当会社が、（4）の規定による入院一時金を削減して支払うべき事由の原因があることを知った時から入院一時金を削減して支払う旨の被保険者もしくは入院一時金を受け取るべき者に対する通知をしないで1か月を経過した場合または職業または職務の変更の事実（注）があった時から5年を経過した場合には適用しません。
- (注) 普通保険約款第7条（職業または職務の変更に関する通知義務）（1）または（2）の変更の事実をいいます。
- (6) (4)の規定は、職業または職務の変更の事実（注）に基づかず発生した傷害については適用しません。
- (注) 普通保険約款第7条（職業または職務の変更に関する通知義務）（1）または（2）の変更の事実をいいます。
- (7) (4)の規定にかかわらず、職業または職務の変更の事実（注1）が生じ、この保険契約の引当範囲（注2）を超えることとなった場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (注1) 普通保険約款第7条（職業または職務の変更に関する通知義務）（1）または（2）の変更の事実をいいます。
- (注2) 保険料を増額することにより保険契約を継続することができる範囲として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたものをいいます。
- (8) (7)の規定による解除が保険事故の発生した後になされた場合であっても、普通保険約款第14条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、職業または職務の変更の事実（注）が生じた時から解除がなされた時までに発生した保険事故に対しては、当会社は、入院一時金を支払いません。この場合において、既に入院一時金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (注) 普通保険約款第7条（職業または職務の変更に関する通知義務）（1）または（2）の変更の事実をいいます。
- 第6条（被保険者による保険契約の解除請求）**
- (1) 被保険者が保険契約者以外の方である場合において、次のいずれかに該当するときは、その被保険者は、保険契約者に対しこの保険契約（注）を解除することを求めることができます。
- この保険契約（注）の被保険者となることについての同意をしていなかった場合
 - 保険契約者または入院一時金を受け取るべき者に、普通保険約款第13条（重大事由による解除）（1）①または②に該当する行為のいずれかがあった場合
 - 普通保険約款第13条（1）③に規定する事由が生じた場合
 - ②および③のほか、保険契約者または入院一時金を受け取るべき者が、②および③の場合と同程度に被保険者のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約（注）の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合
 - 保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事由により、この保険契約（注）の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合
- (注) その被保険者に係る部分に限りです。
- (2) 保険契約者が、（1）①から⑤までの事由がある場合において被保険者から（1）に規定する解除請求があったときは、当会社に対する通知をもって、この保険契約（注）を解除しなければなりません。
- (注) その被保険者に係る部分に限りです。
- (3) (1)①の事由のある場合は、その被保険者は、当会社に対する通知をもって、この保険契約（注）を解除することができます。ただし、健康保険証等、被保険者であることを証する書類の提出があった場合に限りです。
- (注) その被保険者に係る部分に限りです。
- (4) (3)の規定によりこの保険契約（注）が解除された場合は、当会社は、遅滞な

く、保険契約者に対し、その旨を書面により通知するものとします。

(注) その被保険者に係る部分に限りです。

第7条（保険料の返還・解除の場合）

- (1) 第5条（保険料の返還または請求等—職業または職務の変更に関する通知義務の場合）（2）または（7）の規定により、当会社が保険契約を解除した場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。
- (2) 前条（2）の規定により、保険契約者がこの保険契約（注）を解除した場合には、当会社は、保険料から既経過期間に対応する保険料を差し引いて、その残額を返還します。
- (注) その被保険者に係る部分に限りです。

- (3) 前条（3）の規定により、被保険者がこの保険契約（注）を解除した場合には、当会社は、保険料から既経過期間に対応する保険料を差し引いて、その残額を保険契約者に返還します。
- (注) その被保険者に係る部分に限りです。

第8条（保険金の請求）

- (1) この特約にかかる保険金の当会社に対する保険金請求権は、被保険者が継続して2日以上入院した時から発生し、これを行することができるものとします。
- (2) この特約にかかる保険金の請求書類は、継続して2日以上入院した事実を記載した病院または診療所の証明書類とします。

第9条（入院一時金の受取人の変更）

保険契約者は、入院一時金について、その受取人を被保険者以外の者に定め、または変更することはできません。

第10条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に付帯された特約の規定を準用します。

旅行中の事故による緊急費用特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
競技等	競技、競争、興行（注1）または試運転（注2）をいいます。 （注1）いずれもそのための練習を含みます。 （注2）性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。
自動車等	自動車または原動機付自転車をいいます。
支払責任額	他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
乗用具	自動車等、モーターボート（注）、ゴーカート、スノーモービルその他これに類するものをいいます。 （注）水上オートバイを含みます。
責任期間中	保険期間中で、かつ、旅行行程中をいいます。
代替機	代替となる他の航空機をいいます。
着陸地変更	予定されていた到着地とは別の地に着陸することをいいます。
ツアオペレーター	海外において地上手配業務を業とするものをいいます。
搭乗不能	出発予定時刻から6時間以上の上発遅延、欠航もしくは運休または航空運送事業者の搭乗予約受付業務の不備による搭乗不能をいいます。
到着機	乗継地に到着する被保険者の搭乗した航空機をいいます。
保険事故	被保険者が費用を負担する原因となった予期せぬ偶然な事故の発生をいいます。
予期せぬ偶然な事故	公的機関、交通機関、宿泊機関、医療機関または旅行者業（注）によりその発生が証明がなされるものに限りです。（注）ツアオペレーターを含みます。
旅行事故緊急費用保険金額	保険証券記載の旅行事故緊急費用保険金額をいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

- (1) 当会社は、被保険者が責任期間中に生じた予期せぬ偶然な事故の直接の結果として、責任期間中に負担を余儀なくされた費用を、この特約および普通保険約款の規定に従い、旅行事故緊急費用保険金として被保険者に支払います。
- (2) 当会社がこの保険契約に基づいて支払うべき旅行事故緊急費用保険金の額は、次条（1）①から⑥までの費用については保険期間を通じ旅行事故緊急費用保険金額を、同条（1）⑦の費用については保険期間を通じ旅行事故緊急費用保険金額の2倍を限度とします。

第3条（旅行事故緊急費用の範囲）

(1) 前条（1）の費用とは、次に掲げるものをいいます。ただし、この保険契約に付帯

された他の特約において保険金支払の対象となる費用の額、被保険者が払戻しを受けた金額および負担を予定していた金額を除き、⑥により支払われるべき金額は①から③までの費用の額から控除します。

- ① 交通費
- ② 宿泊施設（注1）の客室料
- ③ 被保険者が、次のいずれかの事由により、出発地（注2）または乗継地において、代替機が利用可能となるまでの間に負担した食事代（注3）
 - ア. 次のいずれかの事由により、その航空機の出発予定時刻（注4）から6時間以内に代替機（注5）を利用できなかったこと。
 - （ア）被保険者が搭乗する予定であった航空機について生じた搭乗不能
 - イ. 被保険者が搭乗した航空機について生じた着陸地変更
- イ. 到着機の遅延（注6）によって、乗継地から出発する被保険者の搭乗する予定であった航空機に搭乗することができず、到着機の到着時刻から6時間以内に代替機を利用できなかったこと。
- ④ 国際電話料等通信費
- ⑤ 渡航手続費（注7）
- ⑥ 被保険者が渡航先において提供を受けることを予定していたが、提供を受けることができなかったサービスについて、取消料、違約料その他の名目において、当該サービスの提供または手配を行う機関との契約上払戻しを受けられない費用またはこれらを支払うことを要する費用
- ⑦ 航空機（注8）への搭乗時に被保険者が航空会社に運搬を委託した手荷物（注9）が、当該航空機（注8）が予定していた目的地に到着してから6時間以内に運搬されなかったために、被保険者が当該目的地において負担した身の回り品の購入費用（注10）。ただし、航空機（注8）が当該目的地に到着してから96時間以内に負担した費用に限り、また、
 - （注1）ホテル等の宿泊施設をいい、居住施設を除きます。
 - （注2）着陸地変更により着陸した地を含みます。
 - （注3）着陸期間を通じ旅行事故緊急費用保険金額の10%を限度とします。
 - （注4）着陸地変更が生じた場合には着陸した時刻をいいます。
 - （注5）（イ）の場合には、着陸地変更したその航空機を含みます。
 - （注6）被保険者が搭乗する予定であった航空機の出発遅延、欠航、運休もしくは搭乗不能または被保険者が搭乗した航空機の着陸地変更により、結果的に乗継地へあの到着が遅延した場合を含みます。
 - （注7）旅券印紙代、査証料、予防接種料等をいいます。
 - （注8）定期航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機に限り、また、
 - （注9）旅行行程中に携帯する身の回り品に限り、また、
 - （注10）身の回り品の貸与を受けた場合の費用を含みます。

第4条（保険金を支払わない場合—その1）

- （1）当社は、次に掲げる事由のいずれかによって生じた費用に対しては、旅行事故緊急費用保険金を支払いません。
 - ① 保険契約者（注1）または被保険者の故意もしくは重大な過失または法令違反
 - ② 旅行事故緊急費用保険金を受け取るべき者の故意もしくは重大な過失または法令違反
 - ③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
 - ④ 被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故
 - ア. 法令に定められた運転資格（注2）を持たないで自動車等を運転している間
 - イ. 酒に酔った状態（注3）で自動車等を運転している間
 - ウ. 麻薬、大麻、あへん、賞せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないうおそれがある状態で自動車等を運転している間
 - ⑤ 被保険者に対する刑の執行
 - ⑥ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変
 - ⑦ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ⑧ 核燃料物質（注4）もしくは核燃料物質（注4）によって汚染された物（注5）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 - ⑨ ⑥から⑧までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
 - ⑩ ⑧以外の放射線照射または放射能汚染
- （2）被保険者が乗客として搭乗しているまたは搭乗予定の航空機、船舶、車両等の交通機関のうち運行時刻が定められていないものの遅延または欠航・運休
- ⑫ 妊娠、出産、早産、流産もしくはこれらに起因する疾病の発病
- ⑬ 歯科疾病の発病または症状の悪化
- （注1）保険契約者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- （注2）運転する地における法令によるものをいいます。
- （注3）アルコールの影響により正常な運転ができないうおそれがある状態をいいます。
- （注4）使用済燃料を含みます。
- （注5）原子核分裂生成物を含みます。

（2）当社は、被保険者が頸部症候群（注）、腰痛その他の症状を訴えている場合で

あっても、それを裏付けるに足る医学的他覚所見のないものによって生じた費用に対しては、その症状の原因がいかなるときでも、旅行事故緊急費用保険金を支払いません。

（注）いわゆる「むちうち症」をいいます。

第5条（保険金を支払わない場合—その2）

当社は、被保険者が次のいずれかに該当する間に被った傷害によって負担した費用に対しては、旅行事故緊急費用保険金を支払いません。

- ① 被保険者が別表に掲げる運動等を行っている間
- ② 被保険者が次に掲げるいずれかに該当する間
 - ア. 乗用具を用いて競技等をしている間。ただし、下記ウ. に該当する場合を除き、自動車等を用いて道路上で競技等をしている間については、保険金を支払います。
 - イ. 乗用具を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法・態様により乗用具を使用している間。ただし、下記ウ. に該当する場合を除き、道路上で競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間については、保険金を支払います。
 - ウ. 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等をしている間または競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間

第6条（保険金を支払わない場合—その3）

当社は、普通保険約款第5条（保険責任の始期および終期）（5）のほか、保険料領収前または責任期間開始前に原因が生じた保険事故に対しても、旅行事故緊急費用保険金を支払いません。

第7条（事故の発生）

- （1）保険契約者または被保険者が、保険事故が発生したことを知った場合は、次に掲げる事項を履行しなければなりません。
 - ① 第2条（保険金を支払う場合）（1）の費用の発生防止または軽減につとめること。
 - ② 保険事故発生の日時、場所、費用発生の状況を、保険事故の発生の日からその日を含めて30日以内に当社に通知すること。この場合において、当社が書面による通知または説明を求めたときは、これに応じなければなりません。
 - ③ 他人から損害の賠償を受けることができる場合において、その権利の保全または行使のために必要な手続をとること。
 - ④ 他の保険契約等の有無および内容（注）について遅滞なく当社に通知すること。
 - ⑤ ①から④までのほか、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う損害の調査に協力すること。

（注）既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

- （2）保険契約者または被保険者が正当な理由がなく（1）の規定に違反した場合、または（1）②の通知もしくは説明に対して知っている事実を告げない場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当社は、（1）②の場合は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて旅行事故緊急費用保険金を支払います。また、（1）①の場合は防止または軽減することができた認められる額を、（1）③の場合は取得すべき権利の行使によって受けることができた認められる額を差し引いた残額を費用の額とみなします。
- （3）当社は、次に掲げる費用を支払います。
 - ① （1）（1）の費用の発生防止または軽減のために要した費用のうち必要または有益であったもの
 - ② （1）③の手続のために必要な費用

第8条（保険金の請求）

- （1）この特約にかかる保険金の当社に対する保険金請求権は、被保険者が第2条（保険金を支払う場合）（1）の費用を負担した時から発生し、これを行行使することができるとします。
- （2）この特約にかかる保険金の請求書類は、保険金請求書、保険証券および次に掲げる書類とします。
 - ① 当社の定める事故状況報告書
 - ② 公的機関、交通機関、宿泊機関、医療機関または旅行者（注1）の事故証明書
 - ③ 第3条（旅行事故緊急費用の範囲）の費用の支出を証明する領収書または精算書
 - ④ 旅行事故緊急費用保険金の請求を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（注2）
 - ⑤ 疾病が保険料領収日または責任期間開始日のうちいずれか遅い日以降に発病していることを証明する医師の診断書
 - ⑥ その他当社が普通保険約款第20条（保険金の支払時期）（1）に定める必要な確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの
- （注1）ツアーオペレーターを含みます。
- （注2）旅行事故緊急費用保険金の請求を第三者に委任する場合とします。

第9条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

- 他の保険契約等がある場合は、当社は、次に定める額を旅行事故緊急費用保険金として支払います。
- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合この保険契約の支払責任額

- ② 彼の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
最高支払責任額（注）から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。
（注）支払責任額が最も高い保険契約の支払責任額をいいます。

第10条（代位）

- （1）第2条（保険金を支払う場合）（1）の費用が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当会社がその費用に対して旅行事故緊急費用保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。
- ① 当会社が費用の全額を旅行事故緊急費用保険金として支払った場合被保険者が取得した債権の全額
 - ② ①以外の場合被保険者が取得した債権の額から、旅行事故緊急費用保険金が支払われていない費用の額を差し引いた額
- （2）（1）②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- （3）保険契約者、被保険者および旅行事故緊急費用保険金を受け取るべき者は、当会社が取得する（1）または（2）の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当会社の負担とします。

第11条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款第6条（告知義務）（3）③の規定中「保険事故が発生する前に」とあるのを「この特約の保険事故またはその原因が生じる前に」と読み替えて適用します。

第12条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に付帯された特約の規定を準用します。

別表 第5条（保険金を支払わない場合—その2）①の運動等

- 山岳登山（注1）、リュージュ、ポスプレー、スケルトン、航空機（注2）操縦（注3）、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（注4）搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動
（注1）ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）
（注2）グライダーおよび飛行船を除きます。
（注3）職務として操縦する場合を除きます。
（注4）モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等を用い、パラシュート型超軽量動力機（パラプレーン等を含みます。）を除きます。

航空機寄託手荷物遅延等費用特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
寄託手荷物	被保険者が旅行行程中に携行する身の回り品で、かつ、航空機の搭乗時に航空会社に運搬を寄託した手荷物をいいます。
航空機	定期航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機をいいます。
支払責任額	他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
保険事故	被保険者が乗客として搭乗する航空機が予定していた目的地に到着してから6時間以内に、寄託手荷物が予定していた目的地に運搬されなかったことをいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

- （1）当会社は、被保険者が乗客として搭乗する航空機が予定していた目的地に到着してから6時間以内に、寄託手荷物が予定していた目的地に運搬されなかったために、被保険者が予定していた目的地において負担した費用を、この特約および普通保険約款の規定に従い、寄託手荷物遅延等費用保険金として被保険者に支払います。
- （2）当会社が支払うべき（1）の寄託手荷物遅延等費用保険金の額は、1回の寄託手荷物の遅延について10万円をもって限度とします。

第3条（寄託手荷物遅延等費用の範囲）

前条（1）の費用とは、被保険者が搭乗する航空機が予定していた目的地に到着してから96時間以内に被保険者が予定していた目的地において負担した、次に掲げるものをいいます。ただし、その寄託手荷物が被保険者のもとに到着した時に降に購入または貸与を受けたことによる費用を除きます。

- ① 衣類購入費
寄託手荷物の中に、下着、寝間着等必要不可欠な衣類が含まれていた場合で、被保険者が当該目的地においてこれらの衣類を購入し、または貸与を受けたときの費用をいいます。
- ② 生活必需品購入費
寄託手荷物の中に、洗面用具、かみそり、くし等の生活必需品（注）が含まれていた場合で、これらの生活必需品を購入し、または貸与を受けたときの費用をいいます。

- ③ 身の回り品購入費
購入した衣類や生活必需品を持ち運ぶためのかばん等、①および②以外にやむを得ず必要となった身の回り品を購入し、または貸与を受けたときの費用をいいます。

（注）①の衣類を除きます。

第4条（保険金を支払わない場合）

当会社は、次に掲げる事由のいずれかによって生じた費用に対しては、寄託手荷物遅延等費用保険金を支払いません。

- ① 保険契約者（注1）または被保険者の故意もしくは重大な過失または法令違反
- ② 寄託手荷物遅延等費用保険金を受け取るべき者の故意もしくは重大な過失または法令違反
- ③ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事象
- ④ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑤ 核燃料物質（注2）もしくは核燃料物質（注2）によって汚染された物（注3）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑥ ③から⑤までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑦ ⑤以外の放射線照射または放射能汚染

（注1）保険契約者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注2）使用済燃料を含みます。

（注3）原子核分裂生成物を含みます。

第5条（事故の通知）

（1）保険事故が発生した場合は、保険契約者、被保険者または寄託手荷物遅延等費用保険金を受け取るべき者は、保険事故の発生の日からその日を含めて30日以内にその保険事故の発生および遅延等の状況を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当会社が書面による通知または説明を求めたときは、これに応じなければなりません。

（2）（1）の場合において、保険契約者、被保険者または寄託手荷物遅延等費用保険金を受け取るべき者は、他の保険契約等の有無および内容（注）について、遅滞なく当会社に通知しなければなりません。

（注）既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

（1）および（2）のほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力しなければなりません。

（4）保険契約者、被保険者または寄託手荷物遅延等費用保険金を受け取るべき者が正当な理由がなく（1）から（3）までの規定に違反したとき、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかったときもしくは事実と異なることを告げたときは、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて寄託手荷物遅延等費用保険金を支払います。

第6条（保険金の請求）

（1）この特約にかかる保険金の当会社に対する保険金請求権は、被保険者が第2条（保険金を支払う場合）（1）の費用を負担した時から発生し、これを行わせることができるものとします。

（2）この特約にかかる保険金の請求書類は、保険金請求書、保険証券および次に掲げる書類とします。

- ① 当会社の定める事故状況報告書
- ② 航空会社またはこれに代わるべき第三者の事故証明書
- ③ 第3条（寄託手荷物遅延等費用の範囲）の費用の支出を証明する領収書または精算書
- ④ 寄託手荷物遅延等費用保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（注）

（注）寄託手荷物遅延等費用保険金の請求を第三者に委任する場合

⑤ その他当会社が普通保険約款第20条（保険金の支払時期）（1）に定める必要な確認を行うために欠くことのできる書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

第7条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が第3条（寄託手荷物遅延等費用の範囲）の費用の額を超えるときは、当会社は、次に定める額を寄託手荷物遅延等費用保険金として支払います。

- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合この保険契約の支払責任額
- ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合第3条の費用の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

第8条（代位）

（1）第2条（保険金を支払う場合）（1）の費用が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当会社がその費用に対して寄託手荷物遅延等費用保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

- ① 当会社が費用の全額を寄託手荷物遅延等費用保険金として支払った場合被保険者が取得した債権の全額

② ①以外の場合

- 被保険者が取得した債権の額から、寄託手荷物遅延等費用保険金が支払われていない費用の額を差し引いた額
- (2) (1) ②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 保険契約者、被保険者および寄託手荷物遅延等費用保険金を受け取るべき者は、当会社が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当会社の負担とします。

第9条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に付帯された特約の規定を準用します。

航空機遅延費用等補償特約

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
交通費	宿泊施設(注)への移動に要するタクシー等の費用または当該航空機の代替となる他の交通手段を利用した場合の費用をいいます。 (注) ホテル等の宿泊施設をいい、居住施設を除きます。
支払責任額	他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
出発機	乗継地から出発する被保険者の搭乗する予定だった航空機をいいます。
出発遅延等	出発予定時刻から6時間以上の出発遅延、航空機の欠航もしくは運休をいいます。
着陸地変更	予定されていた到着地とは別の地に着陸することをいいます。
搭乗不能	被保険者が搭乗を予約していた航空運送事業者の搭乗予約受付業務の不備による搭乗不能をいいます。
到着機	航空機を乗り継ぐ場合において、乗継地に到着する被保険者の搭乗した航空機をいいます。
保険金	出発遅延・欠航・搭乗不能費用保険金または乗継遅延費用保険金をいいます。
保険事故	被保険者が費用を負担する原因となった第3条(出発遅延費用等)(1)または第5条(乗継遅延費用)(1)に規定する事由の発生をいいます。
旅行サービス	目的地において提供を受けることを予定していたが、提供を受けることができなかった旅行サービスをいいます。
旅行サービス提供・手配機関	旅行サービスの提供または手配を行う機関をいいます。

第2条 (保険金を支払う場合)

当社は、被保険者が、保険期間中、かつ、旅行行程中に第3条(出発遅延費用等)または第5条(乗継遅延費用)に規定する損害を被った場合は、この特約および普通保険約款の規定に従い保険金を支払います。

第3条 (出発遅延費用等)

- (1) 当社は、被保険者が搭乗する予定だった航空機について生じた出発遅延等もしくは搭乗不能または被保険者が搭乗した航空機について生じた着陸地変更により、その航空機の出発予定時刻(注1)から6時間以内に代替となる他の航空機(注2)を利用できない場合に、被保険者が費用を負担することによって被った損害を、出発遅延・欠航・搭乗不能費用保険金として被保険者に支払います。
(注1) 着陸地変更が生じた場合には、着陸した時刻をいいます。
(注2) 着陸地変更が生じた場合には、その航空機を含みます。
- (2) (1) の出発遅延・欠航・搭乗不能費用保険金の支払は、1回の出発遅延等、搭乗不能または着陸地変更について2万円を限度とします。

第4条 (出発遅延費用等の範囲)

- (1) 前条(1)の費用とは、次に掲げるものをいいます。
- ① 出発機(注1)において、その航空機の代替となる他の航空機(注2)が利用可能となるまでの間に被保険者が負担した宿泊施設(注3)の客室料、食事代、交通費および国際電話料等通信費。ただし、被保険者が払戻しを受けた金額、被保険者が負担することを予定していた金額、または②により支払われるべき金額はこの費用の額から控除します。
- ② 被保険者が旅行サービスについて、取消料、違約料、旅行業務取扱料その他の名目において、旅行サービス提供・手配機関との契約上払戻しを受けられない費用またはこれらから支払うことを要する費用
(注1) 着陸地変更が生じた場合には、着陸した地を含みます。
(注2) 着陸地変更が生じた場合には、その航空機を含みます。
(注3) ホテル等の宿泊施設をいい、居住施設を除きます。

- (2) (1) の費用とは、社会通念上妥当な費用であり、かつ、保険事故と同等のその他の事故に対して通常負担する費用相当額とします。また、この保険契約を締結していなければ生じなかった費用を除きます。

第5条 (乗継遅延費用)

- (1) 当社は、被保険者が到着機の遅延(注)によって、出発機に搭乗することができず、到着機の到着時刻から6時間以内に出発機の代替となる他の航空機を利用できない場合に、被保険者が費用を負担することによって被った損害を、乗継遅延費用保険金として被保険者に支払います。
(注) 被保険者が搭乗する予定であった航空機の出発遅延、欠航、運休もしくは搭乗不能または被保険者が搭乗した航空機の着陸地変更により、結果的に乗継地への到着が遅延した場合を含みます。
- (2) (1) の乗継遅延費用保険金の支払は、1回の到着機の遅延について2万円を限度とします。
- (3) (2) の「1回の到着機の遅延」とは、同一の原因に起因して生じた一連の到着機の遅延をいいます。

第6条 (乗継遅延費用の範囲)

- (1) 前条(1)の費用とは、次に掲げるものをいいます。
- ① 乗継地において、当該出発機の代替となる他の航空機が利用可能となるまでの間に被保険者が負担した宿泊施設(注)の客室料、食事代、交通費および国際電話料等通信費。ただし、被保険者が払戻しを受けた金額、被保険者が負担することを予定していた金額、または②により支払われるべき金額はこの費用の額から控除します。
- ② 旅行サービスについて、取消料、違約料、旅行業務取扱料その他の名目において、旅行サービス提供・手配機関との契約上払戻しを受けられない費用またはこれらから支払うことを要する費用
(注) ホテル等の宿泊施設をいい、居住施設を除きます。
- (2) (1) の費用とは、社会通念上妥当な費用であり、かつ、保険事故と同等のその他の事故に対して通常負担する費用相当額とします。また、この保険契約を締結していなければ生じなかった費用を除きます。

第7条 (保険金を支払わない場合)

- 当社は、次に掲げる事由のいずれかによって生じた費用に対しては、保険金を支払いません。
- ① 保険契約者(注1)または被保険者の故意もしくは重大な過失または法令違反
② 保険金を受け取るべき者の故意もしくは重大な過失または法令違反
③ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変
④ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
⑤ 核燃料物質(注2)もしくは核燃料物質(注2)によって汚染された物(注3)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
⑥ ③から⑤までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
⑦ ⑤以外の放射線照射または放射能汚染
(注1) 保険契約者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
(注2) 使用済燃料を含みます。以下この号において同様とします。
(注3) 原子核分裂生成物を含みます。

第8条 (事故の通知)

- (1) 保険事故が発生した場合は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、保険事故の発生の日からその日を含めて30日以内にその保険事故の発生および遅延等の状況を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当会社が書面による通知または説明を求めたときは、これに応じなければなりません。
- (2) (1) の場合において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、他の保険契約等の有無および内容(注)について遅滞なく当会社に通知すること。
(注) 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。
- (3) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、(1)および(2)のほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力すること。
- (4) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由がなく(1)から(3)までの規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第9条 (保険金の請求)

- (1) この特約にかかる保険金の当会社に対する保険金請求権は、次に掲げる時から発生し、これ行使することができるものとします。
- ① 出発遅延・欠航・搭乗不能費用保険金
被保険者が第3条(出発遅延費用等)(1)の費用を負担した時
- ② 乗継遅延費用保険金
被保険者が第5条(乗継遅延費用)(1)の費用を負担した時
- (2) この特約にかかる保険金の請求書類は、保険金請求書、保険証券および次に掲げる書類とします。
- ① 当会社の定める事故状況報告書
② 航空会社またはこれに代わるべき第三者の遅延証明書
③ 第4条(出発遅延費用等の範囲)または第6条(乗継遅延費用の範囲)の費用の

支出を証明する領収書または精算書

- ④ 保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（注）
 ⑤ その他当会社が普通保険約款第20条（保険金の支払時期）（1）に定める必要な確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定められたもの

（注）保険金の請求を第三者に委任する場合

第10条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

- （1）他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が第4条（出発遅延費用等の範囲）または第6条（乗継遅延費用等の範囲）の費用の額を超えるときは、当社は、次に定める額を保険金として支払います。
 ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
 この保険契約の支払責任額
 ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
 第4条または第6条の費用の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。
 （2）（1）の費用の額は、第4条（出発遅延費用等の範囲）または第6条（乗継遅延費用等の範囲）に規定する費用の額から、次条に規定する給付等の額を控除した額をいいます。

第11条（他の給付等がある場合）

当会社が保険金を支払うべきこの特約に規定する損害または費用について、次のいずれかに該当する給付等があるときはその額を、被保険者が負担した費用から差し引くものとします。

- ① 被保険者が負担した費用について第三者より支払われた損害賠償金
 ② 被保険者が被った損害を埋め合わせるために行われたその他の給付（注）

（注）重複保険契約等により支払われた保険金および共済金を除きます。

第12条（代位）

- （1）第3条（出発遅延費用等）（1）または第5条（乗継遅延費用）（1）の費用が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当会社がその費用として保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。
 ① 当会社が費用の全額を保険金として支払った場合
 被保険者が取得した債権の全額
 ② ①以外の場合
 被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない費用の額を差し引いた額
 （2）（1）②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
 （3）保険契約者、被保険者および保険金を受け取るべき者は、当会社が取得する（1）または（2）の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当会社の負担とします。

第13条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に付帯された特約の規定を準用します。

旅行変更費用特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
運送・宿泊機関等	運送機関もしくは宿泊機関等をいいます。
企画旅行	旅行業者（注1）が、旅行の目的地および日程、旅行者が提供を受けることができる運送等サービス（注2）の内容ならびに旅行者が支払うべき旅行代金の額を定めた旅行に関する計画を、旅行者の募集のためにあらかじめ、または旅行者からの依頼により作成するとともに、その計画に定める運送等サービス（注2）を旅行者に確実に提供するために必要と見込まれる運送等サービス（注2）の提供にかかわる契約を、自己の計算において、運送等サービス（注2）を提供する者との間で締結することにより実施する旅行をいいます。 （注1）旅行業法（昭和27年法律第239号）で定められた旅行業の登録を受けた者をいいます。 （注2）運送または宿泊のサービスをいいます。
帰国費用	旅行にかかわる費用で次に掲げるものをいいます。 （1）航空運賃等交通費被保険者の帰国に要する通常の経路による航空機、船舶等の運賃をいいます。ただし、次に掲げる費用はこの費用の額から控除します。 ① 被保険者が中途帰国したことにより払戻しを受けた運賃

	② 傷害治療費用補償特約第2条（保険金を支払う場合）（1）①もしくは③、疾病治療費用補償特約第2条（保険金を支払う場合）（2）①もしくは③、救護者費用等補償特約第3条（費用の範囲）④または治療・救護費用補償特約第3条（費用の範囲）（1）①、③もしくは④により支払われるべき費用 （2）宿泊施設（注）の客室料および諸雑費 ① 帰国の行程における被保険者の宿泊施設（注）の宿泊料をいい、かつ、14日分を限度とします。ただし、被保険者が中途帰国したことにより払戻しを受けた金額もしくは被保険者が負担することを予定していた金額または傷害治療費用補償特約第2条（1）③、疾病治療費用補償特約第2条（1）③もしくは治療・救護費用補償特約第3条（1）③により支払われるべき費用はこの費用の額から控除します。 ② 諸雑費とは、国際電話料等通信費、渡航手続費等をいいます。 ③ ①および②の費用は、合計して20万円を限度とします。 （注）ホテル等の宿泊施設をいい、居住施設を除きます。
危篤	重傷または重病のため生命が危うく予断を許さない状態であると医師が判断した場合をいいます。
競技等	競技、競争、興行（注1）または試運転（注2）をいいます。 （注1）いずれもそのための練習を含みます。 （注2）性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。
自動車等	自動車または原動機付自転車をいいます。
支払責任額	他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
出国	旅行行程開始後、最初の出国をいいます。
出国中止	被保険者が旅行について出国を中止することをいいます。
乗用具	自動車等、モーターボート（注）、ゴカート、スノーモービルその他これに類するものをいいます。 （注）水上オートバイを含みます。
退避勧告等	日本政府が発出する危険情報のうち、「退避を勧告します。渡航は延期してください。」または「渡航の延期をお勧めします。」をいいます。
中途帰国	被保険者が旅行行程のうち出国してから住居に帰着するまでの間に旅行を途中で取りやめ帰国することをいいます。
テロ行為	政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものが当該主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。
同行予約者	被保険者と同一の旅行を同時に参加予約した者で被保険者に同行するものをいいます。
渡航先	被保険者等が訪れている渡航先またはこれから訪れるもしくは経由する予定の渡航先をいいます。
渡航手続費	旅券印紙代、査証料、予防接種料等の渡航手続費用をいいます。
被保険者等	被保険者または同行予約者をいいます。
保険事故	被保険者の出国中止または中途帰国の原因となった次条（1）①から⑨のいずれかに該当することをいいます。
旅行	保険証券記載の海外旅行をいいます。
旅行代金	被保険者が旅行業者に支払った次の費用をいいます。ただし、払戻しが受けられる場合は、これを控除した額とします。 （1）旅行への参加により提供を受けることができる交通機関の運賃、観光料金、宿泊料金、食事料金等の旅行サービスにかかる費用 （2）渡航手続費 （3）企画料金

第2条（保険金を支払う場合）

- （1）当社は、被保険者が次のいずれかに該当したことにより、旅行について出国を中止した場合または旅行行程のうち出国してから住居に帰着するまでの間に旅行を途中で取りやめ帰国した場合に、保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定相続人が負担した費用を、この特約および普通保険約款の規定に従い、旅行変更費用保険金としてその費用の負担者に支払います。

- ① 被保険者等または被保険者等の配偶者もしくは3親等以内の親族が死亡した場合または危篤になった場合
- ② 被保険者等または被保険者等の配偶者もしくは2親等以内の親族が傷害または疾病(注1)を直接の原因として入院(注2)を開始した場合。ただし、入院が被保険者等については出国前には継続して3日以上、その他の者については出国前後にかかわらず継続して14日以上とみなした場合(注3)に限りす。
- ③ 被保険者等が搭乗している航空機もしくは船舶が行方不明になった場合もしくは遭難した場合または被保険者等が山岳登山(注4)中に遭難した場合
- ④ 急激かつ偶然な外来の事故によって被保険者等の緊急な捜索または救助活動を要することが警察等の公的機関により確認された場合
- ⑤ 被保険者等の居住する建物またはこれに収容される家財が、次に掲げる事由のいずれかによって損害(注5)を受け、その損害の額(注6)が100万円以上となった場合
 - ア. 火災、落雷、破裂または爆発(注7)
 - イ. 台風、旋風、暴風、暴風雨等の風災、台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ等の水災、雹災または豪雪、雪崩等の雪災
 - ウ. 建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触または倒壊
- ⑥ 被保険者等が裁判所の呼出により、訴訟または調停の証人または鑑定人として裁判所へ出頭する場合
- ⑦ 渡航先において、次に掲げる事由のいずれかが発生した場合
 - ア. 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動(注8)またはテロ行為
 - イ. 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ウ. 被保険者等が利用を予定していた運送・宿泊機関等の事故または火災
 - エ. 渡航先に対する退避勧告等の発出(注9)
- ⑧ 被保険者等に対して日本もしくは外国の官公署の命令、外国の出入国規制または感染症による隔離が発せられた場合
- ⑨ 被保険者等に対して災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第60条または第61条に基づく避難の指示等が公的機関から出された場合
 - (注1) 歯科疾病を含みません。
 - (注2) 他の病院または診療所に転移したときは、移転のために要した期間は入院中とみなします。ただし、その移転について治療のため医師が必要と認めるときに限りす。
 - (注3) これらの日数を経過しない場合でも、入院中死亡に至った場合を含みます。
 - (注4) ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマ等の登山用具を使用するものおよびロッククライミング(フリークライミングを含みます。)をいいます。
 - (注5) 消防または避難に必要な処置によって当該建物または家財について生じた損害を含みます。
 - (注6) 損害が生じた地および時におけるその建物または家財の価額によって定め、その建物または家財の損傷を修繕し得る場合においては、これを損害発生直前の状態に復するに必要な修繕費をもって損害の額とします。
 - (注7) 破裂または爆発とは、気体または蒸気の急激な膨張をとまなう破壊またはその現象をいいます。
 - (注8) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
 - (注9) 退避勧告等が渡航先の属する国の他の地域に対して発出された場合を含みます。

第3条(費用の範囲)

- (1) 第2条(保険金を支払う場合)の費用とは、旅行にかかる費用で次に掲げるものをいいます。
 - ① 取消料、違約料等
 - 被保険者が出国中止または中途帰国した日以後に提供を受ける旅行サービス(注)について、出国中止または中途帰国したことにより、取消料、違約料、旅行業務取扱料その他の名目において、運送・宿泊機関等または旅行者との契約上払戻しを受けられない費用またはこれから支払うことを要する費用をいいます。
 - ② 渡航手続費
 - 渡航手続費として、被保険者が出国中止または中途帰国したことにより払戻しを受けられない費用またはこれから支払うことを要する費用をいいます。ただし、出国中止または中途帰国した後においても使用できるものに対して支出した費用を除きます。
- (注) 出国後3か月以内に提供を受ける旅行サービスに限りす。
- (2) (1)の規定にかかわらず、被保険者が中途帰国した場合で、旅行が企画旅行であるときは、第2条(保険金を支払う場合)の費用とは、次の算式によって算出した額をいいます。

$$\frac{\text{旅行変更費用} \times \text{旅行日程のうち、中途帰国した日以後の日数}}{\text{保険金額} \times \text{旅行日程の日数}} = \text{第2条(1)の費用}$$

- (3) (2)の旅行変更費用保険金額が旅行代金を超える場合は、当社は、旅行代金を保険金額とみなします。
 - (4) (1)から(3)までの規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合で、中途帰国したときの帰国費用が(1)から(3)までにより算出された費用の額を上回る場合は、帰国費用を第2条(保険金を支払う場合)の費用とします。
 - ① 被保険者が帰国のため利用する交通機関の航空券等(注)の購入の予約がなされ、かつ、これから航空券等(注)の費用を支払う必要がある場合は航空券等(注)が購入されており、既に航空券等(注)の費用を支払っている場合
 - ② 旅行が企画旅行で、旅行代金の中に被保険者が帰国のため利用する交通機関の航空券等(注)の費用が含まれている場合
 - (注) 航空券もしくは乗船券等のうち利用する日時が被保険者の出国後3か月以内で、かつ、特定されているものをいいます。
- ### 第4条(保険金を支払わない場合-その1)
- (1) 当社は、次に掲げる事由のいずれかによって第2条(保険金を支払う場合)
 - (1)①から⑤までのいずれかに該当したことにより保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定相続人が負担した費用に対しては、旅行変更費用保険金を支払いません。なお、④および⑤に掲げる事由は第2条(1)⑤には適用しません。
 - ① 被保険者(注1)または被保険者の故意または重大な過失
 - ② 旅行変更費用保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失。ただし、その者が旅行変更費用保険金の一部の受取人である場合には、旅行変更費用保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限りす。
 - ③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
 - ④ 被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故
 - ア. 法令に定められた運転資格(注2)を持たない自動車等を運転している間
 - イ. 酒に酔った状態(注3)で自動車等を運転している間
 - ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないうおそれがある状態で自動車等を運転している間
 - ⑤ 被保険者に対する刑の執行
 - ⑥ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変
 - ⑦ 日本国内における地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ⑧ 核放射物質(注4)もしくは核燃料物質(注4)によって汚染された物(注5)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 - ⑨ ⑥から⑧までの事由に随伴して生じた事故もしくは疾病またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故もしくは疾病
 - ⑩ ⑧以外の放射線照射または放射能汚染
 - (注1) 保険契約者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
 - (注2) 運転する地における法令によるものをいいます。
 - (注3) アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態をいいます。
 - (注4) 使用済燃料を含みます。
 - (注5) 原子核分裂生成物を含みます。

- (2) 当社は、被保険者が頸部症候群(注)、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものによって第2条(保険金を支払う場合)①②に該当したことにより保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定相続人が負担した費用に対しては、その症状の原因がいかなるときでも、旅行変更費用保険金を支払いません。
- (注) いわゆる「むちうち症」をいいます。

第5条(保険金を支払わない場合-その2)

- 当社は、被保険者が次のいずれかに該当する間に被った傷害または疾病によって第2条(保険金を支払う場合)①①または②のいずれかに該当したことにより、保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定相続人が負担した費用に対しては、旅行変更費用保険金を支払いません。
 - ① 別表1に掲げる運動等を行っている間
 - ② 被保険者が次に掲げるいずれかに該当する間
 - ア. 乗用具を用いて競技等をしている間。ただし、下記ウに該当する場合を除き、自動車等を用いて道路上で競技等をしている間については、保険金を支払います。
 - イ. 乗用具を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法・態様により乗用具を使用している間。ただし、下記ウに該当する場合を除き、道路上で競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間については、保険金を支払います。
 - ウ. 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等をしている間または競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間

第6条(保険責任の始期および終期)

- (1) この特約における当会社の保険責任は、普通保険約款第5条(保険責任の始期および終期)(1)の規定にかかわらず、保険証券に記載された契約日の翌日の午前0時に始まり、住居に帰着した時または保険期間の末日の午後12時のいずれか早い時に

終わります。

- (2) (1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。
- (3) (1)の規定にかかわらず、当社は、保険料領収前または保険証券に記載された契約日以前に第2条（保険金を支払う場合）(1)①から⑨までに該当していたためまたはその原因（注）が生じていたため保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定相続人が負担した費用に対しては、旅行変更費用保険金を支払いません。
- (注) 被保険者等または被保険者等の配偶者もしくは3親等以内の親族について、第2条(1)①の死亡もしくはは危篤もしくは(1)②の入院の直接の原因となった傷害の発生もしくはは疾病の発病または(1)⑧の隔離の直接の原因となった感染症の発病をいいます。
- (4) (3)における発病の認定は、医師の診断によります。

第7条（当社の責任限度額）

当社が支払うべき旅行変更費用保険金の額は、保険証券に記載された旅行変更費用保険金額をもって限度とします。

第8条（保険料の返還）

普通保険約款第16条（保険料の返還—無効または失効の場合）(2)または同第18条（保険料の返還—解除の場合）の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合において、旅行行程が開始していないときは、当社は、この特約にかかる保険料以外の保険料についてはその全額を返還します。

- ① 普通保険約款第6条（告知義務）(2)、同第13条（重大事由による解除）(1)または同第15条（保険料の返還または請求—告知義務等の場合）(2)の規定により、当社が保険契約を解除した場合
- ② 普通保険約款第10条（保険契約の失効）の規定により、保険契約が失効した場合
- ③ 普通保険約款第12条（保険契約者による保険契約の解除）の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合

第9条（損害の発生）

- (1) 保険事故の発生により被保険者が出国中止した場合または中途帰国した場合は、保険契約者、被保険者または旅行変更費用保険金を受け取るべき者は、保険事故の発生の日からその日を含めて30日以内に保険事故の発生したことおよび出国中止の状況または中途帰国の状況を当社に通知しなければなりません。この場合において、当社が書面による通知または説明を求めたときは、これに応じなければなりません。
- (2) (1)のほか、保険事故の発生により被保険者が出国中止した場合または中途帰国した場合は、保険契約者、被保険者または旅行変更費用保険金を受け取るべき者は、遅滞なく、その旨を運送・宿泊機関等または旅行者等に通知し、それらの者とこの契約を解除する等第2条（保険金を支払う場合）(1)の費用の発生を防止または軽減につとめなければなりません。
- (3) (1)の場合において、保険契約者、被保険者または旅行変更費用保険金を受け取るべき者は、他の保険契約等の有無および内容（注）について、遅滞なく当社に通知しなければなりません。
- (注) 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。
- (4) 保険契約者、被保険者または旅行変更費用保険金を受け取るべき者は、(1)から(3)までのほか、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う損害の調査に協力しなければなりません。
- (5) 保険契約者、被保険者または旅行変更費用保険金を受け取るべき者が正当な理由がなく(1)から(4)までの規定に違反した場合、または(1)の規定による通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を減額して旅行変更費用保険金を支払うことがあります。

第10条（保険金の請求）

- (1) この特約にかかる保険金の当社に対する保険金請求権は、保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定相続人が第2条（保険金を支払う場合）(1)の費用を負担した時から発生し、これ行使することができるものとします。
- (2) この特約にかかる保険金の請求書類は、別表2に掲げる書類とします。

第11条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

- 他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が第3条（費用の範囲）の費用の額を超えるときは、当社は、次に定める額を旅行変更費用保険金として支払います。
- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額
 - ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
第3条の費用の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

第12条（代位）

- (1) 第2条（保険金を支払う場合）(1)の費用が生じたことにより保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定相続人が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当社がその費用に対して旅行変更費用保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。
- ① 当社が費用の全額を旅行変更費用保険金として支払った場合
保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定相続人が取得した債権の全額
 - ② ①以外の場合
保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定相続人が取得した債権の額から、

旅行変更費用保険金が支払われていない費用の額を差し引いた額

- (2) (1)②の場合において、当社に移転せずに保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定相続人が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 保険契約者、被保険者および旅行変更費用保険金を受け取るべき者は、当社が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当社の負担とします。

第13条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款第6条（告知義務）(3)③の規定中「保険事故が発生する前に」とあるのを「この特約の保険事故またはその原因（被保険者等または被保険者等の配偶者もしくは3親等以内の親族について、この特約第2条（保険金を支払う場合）(1)①の死亡もしくはは危篤もしくは同条(1)②の入院の直接の原因となった傷害の発生もしくはは疾病の発病または同条(1)⑧の隔離の直接の原因となった感染症の発病をいいます。）が生じる前に」と読み替えて適用します。

第14条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に付帯された特約の規定を準用します。

別表1 第6条（保険金を支払わない場合—その2）①の運動等

- 山岳登山（注1）、リュージュ、ホブスレー、スケルトン、航空機（注2）操縦（注3）、スカイダイビング、ハングライダー搭乗、超軽量動力機（注4）搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動
- (注1) ビッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）
- (注2) グライダーおよび飛行船を除きます。
- (注3) 職務として操縦する場合を除きます。
- (注4) モーターハングライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機（パラプレーン等をいいます。）を除きます。

別表2 第10条(保険金の請求)(2)の書類

	保険金請求書類							
	出国中止または中途帰国の原因となった第2条(保険金を支払う場合)(1)の事由							
	①	③	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	
1. 保険金請求書	○	○	○	○	○	○	○	○
2. 保険証券	○	○	○	○	○	○	○	○
3. 当会社の定める傷害(事故)状況報告書	○ (傷害の場合)			○				
4. 公の機関(やむを得ない場合には、第三者)の事故証明書	○ (傷害の場合)			○		○		
5. 疾病が保険料領収日または保険証券に記載された契約日のうちいずれか遅い日以降に発病していることを証明する医師の診断書	○ (疾病の場合)							
6. 入院開始日および入院日数を記載した病院または診療所の証明書	○							
7. 第3条(費用の範囲)の費用の支出を証明する領収書または精算書(企画旅行の場合は、旅行代金の支払を証明する領収書または精算書および旅行行程を確認できる書類)	○	○	○	○	○	○	○	○
8. 中途帰国の場合は、帰国費用の支出を証明する領収書または精算書	○	○	○	○	○	○	○	○
9. 保険契約者、被保険者または旅行変更費用保険金を受け取るべき者の印鑑証明書	○	○	○	○	○	○	○	○
10. 旅行変更費用保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書(旅行変更費用保険金の請求を第三者に委任する場合)	○	○	○	○	○	○	○	○
11. 被保険者等が第2条(保険金を支払う場合)(1)③または④に該当したことを証明する書類		○						
12. 死亡診断書および死体検案書または危篤となった日と危篤を証明する医師の診断書	○							
13. 被保険者等との続柄を証明する戸籍謄本等の書類	○							
14. 建物または家財の損害の程度を証明する書類				○				
15. 裁判所へ出頭したことを証明する書類						○		
16. 渡航先を証明する書類							○	
17. 第2条(保険金を支払う場合)(1)⑦の事由が発生したことを証明する書類							○	
18. 官公署の命令、外国の出入国規制または感染症による隔離が発せられたことを証明する書類							○	
19. 災害対策基本法第60条または第61条に基づく避難の指示等が公的機関から出されたことを証明する書類								○
20. 同行予約者またはその親族である場合は同行予約者であることを証明する書類	○	○	○	○	○	○	○	○
21. その他当社が普通保険約款第20条(保険金の支払時期)(1)に定める必要な確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの	○	○	○	○	○	○	○	○

出国中止費用補償対象外特約

当会社は、この特約により、被保険者が旅行変更費用特約第2条(保険金を支払う場合)(1)①から⑨までのいずれかに該当したことにより出国を中止したときには旅行変更費用保険金を支払いません。

一時帰国中補償特約

- (1) 当会社は、保険期間の途中において被保険者が一時的に帰国する場合には、次に掲げる期間も旅行行程中とみなし、この保険契約に基づく保険金(注1)を支払います。
- ① 被保険者が外為法(注2)に規定する居住者である場合は、帰国した日(注3)の翌日から起算して30日間
- ② 被保険者が外為法(注2)に規定する非居住者である場合は、帰国した日(注3)の翌日から起算して90日間
- (注1) 以下の保険金をいいます。
- ア. 傷害死亡保険金支払特約に基づく傷害死亡保険金
- イ. 傷害後遺障害保険金支払特約に基づく傷害後遺障害保険金(傷害後遺障害保険金の追加支払特約に基づく保険金を含みます。)
- ウ. 傷害治療費用補償特約に基づく傷害治療費用保険金
- エ. 疾病治療費用補償特約に基づく疾病治療費用保険金
- オ. 治療・救済費用補償特約に基づく治療・救済費用保険金
- カ. 疾病死亡保険金支払特約に基づく疾病死亡保険金
- キ. 個人賠償責任特約に基づく個人賠償責任保険金
- (注2) 外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)をいいます。
- (注3) 入国手続を行った日をいいます。
- (2) (1)①または②に規定する期間を経過した後には被保険者が海外渡航をする場合は、出国手続を完了した時から旅行行程が再開するものとします。

家族旅行特約

第1章 総則

第1条(用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
家族	本人のほか、次条のいずれかに該当する者をいいます。
責任期間	保険期間中で、かつ、旅行行程中をいいます。
本人	保険証券の本人欄に記載の者をいいます。

第2条(被保険者の範囲)

この特約により、普通保険約款およびこれに付帯される特約における被保険者は、普通保険約款第1条(用語の定義)の規定にかかわらず、保険証券記載の次に掲げる者とします。

- ① 本人の配偶者(注)
- ② 本人または配偶者(注)と生計を共にする同居の親族
- ③ 本人または配偶者(注)と生計を共にする別居の未婚の子
- (注) 本人と婚姻の届出を予定している者を含みます。

第2章 傷害死亡保険金支払特約が付帯される場合の取扱い

第1条(傷害死亡保険金の削減)

(1) 当会社は、保険契約締結時に、被保険者が家族でなかった場合には、その傷害に対し、次の割合により、傷害死亡保険金を削減します。

領収した保険料

家族旅行特約を付帯しない場合の保険契約者が支払うべき保険料

- (2) (1)の規定が傷害死亡保険金支払特約第3条(保険金の削減)の規定と重複して適用される場合は、(1)の規定は同条の規定を適用した後の傷害死亡保険金に対して適用します。

第3章 傷害後遺障害保険金支払特約が付帯される場合の取扱い

第1条(傷害後遺障害保険金の削減)

(1) 当会社は、保険契約締結時に、被保険者が家族でなかった場合には、その傷害に対し、次の割合により、傷害後遺障害保険金を削減します。

領収した保険料

家族旅行特約を付帯しない場合の保険契約者が支払うべき保険料

(2) (1)の規定が傷害後遺障害保険金支払特約第3条(保険金の削減)の規定と重複して適用される場合は、(1)の規定は同条の規定を適用した後の傷害後遺障害保険金に対して適用します。

第4章 傷害治療費用補償特約が付帯される場合の取扱い

第1条(用語の定義)

この章において、次の用語の意味は、次の定義によります。

用語	定義
傷害治療費用 保険金額	保険証券記載のその被保険者の傷害治療費用保険金額をいいます。

第2条(傷害治療費用保険金額の削減)

(1)当会社は、保険契約締結時に、被保険者が家族でなかった場合には、その傷害に対し、次の割合により、傷害治療費用保険金額を削減します。

領収した保険料

家族旅行特約を付帯しない場合の保険契約者が支払うべき保険料

(2)(1)の規定が傷害治療費用補償特約第3条(保険金額の削減)の規定と重複して適用される場合は、(1)の規定は同条の規定を適用した後の傷害治療費用保険金額に対して適用します。

第5章 疾病治療費用補償特約が付帯される場合の取扱い

第1条(用語の定義)

この章において、次の用語の意味は、次の定義によります。

用語	定義
疾病治療費用 保険金額	保険証券記載のその被保険者の疾病治療費用保険金額をいいます。

第2条(疾病治療費用保険金額の削減)

(1)当会社は、保険契約締結時に、被保険者が家族でなかった場合には、その疾病治療に対し、次の割合により、疾病治療費用保険金額を削減します。

領収した保険料

家族旅行特約を付帯しない場合の保険契約者が支払うべき保険料

(2)(1)の規定が疾病治療費用補償特約第3条(保険金額の削減)の規定と重複して適用される場合は、(1)の規定は同条の規定を適用した後の疾病治療費用保険金額に対して適用します。

第6章 疾病死亡保険金支払特約が付帯される場合の取扱い

第1条(疾病死亡保険金の削減)

(1)当会社は、保険契約締結時に、被保険者が家族でなかった場合には、その疾病死亡に対し、次の割合により、疾病死亡保険金を削減します。

領収した保険料

家族旅行特約を付帯しない場合の保険契約者が支払うべき保険料

(2)(1)の規定が疾病死亡保険金支払特約第3条(保険金の削減)の規定と重複して適用される場合は、(1)の規定は同条の規定を適用した後の疾病死亡保険金に対して適用します。

第7章 個人賠償責任特約が付帯される場合の取扱い

第1条(個別適用)

個人賠償責任特約の規定は、同特約第6条(保険金の支払額)の規定を除き、それぞれの被保険者ごとに適用します。

第8章 携行品特約が付帯される場合の取扱い

第1条(個別適用)

携行品特約の規定は、同特約第6条(保険金の支払額)の規定を除き、それぞれの被保険者ごとに適用します。

第9章 救援者費用等補償特約が付帯される場合の取扱い

第1条(用語の定義)

救援者費用等補償特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
救援者	被災者(注1)の捜索、看護または事故処理を行うために現地へ赴く被保険者の親族(注2)をいいます。 (注1)救援者費用等補償特約第2条(保険金を支払う場合)(1)②に該当する場合は、継続して3日以上入院した者に限ります。 (注2)付添者を除きます。
現地	事故発生地、その被災者の収容地または被保険者の勤務地をいいます。
付添者	被災者以外の被保険者をいいます。
被災者	救援者費用等補償特約第2条(保険金を支払う場合)(1)①から④までのいずれかに該当した被保険者をいいます。

第2条(個別適用)

救援者費用等補償特約の規定は、同特約第4条(保険金額の削減)、第7条(当会社の責任限度額)、および第8条(保険料の返還または請求等一職業または職務の変更に関する通知義務の場合)(3)の規定を除き、それぞれ被保険者ごとに適用します。

第3条(救援者費用等補償特約の読み替え)

この特約については、救援者費用等補償特約を次のとおり読み替えて適用します。

- 第2条(保険金を支払う場合)(1)②を次のとおり読み替えます。
「② 被災者が入院した場合で、次のいずれかに該当したとき。
ア. 責任期間中に被った傷害を直接の原因として入院(注1)した場合。ただし、次条②ア.、③ア.、④、⑤および⑥ア.の費用を支払うのは、継続して3日以上入院した場合に限ります。
イ. 責任期間中に発病し、かつ、医師の治療を開始した疾病(注2)を直接の原因として入院した場合。ただし、次条②ア.、③ア.、④、⑤および⑥ア.の費用を支払うのは、継続して3日以上入院した場合に限ります。」
- 第3条(費用の範囲)を次のとおり読み替えます。
「第3条(費用の範囲)

前条(1)の費用とは、次に掲げるものをいいます。ただし、次に掲げる費用のうち、傷害治療費用補償特約第2条(保険金を支払う場合)(1)または疾病治療費用補償特約第2条(保険金を支払う場合)(2)により支払われる費用がある場合は、その額を控除します。

- 捜索救助費用
遭難した被保険者を捜索(注1)する活動に要した費用のうち、これらの活動に従事した者からの請求に基づいて支払った費用をいいます。
- 航空運賃等交通費
航空運賃等交通費とは、次に掲げるものをいいます。
ア. 救援者の現地までの船舶、航空機等の往復運賃をいい、被災者1名につき救援者3名分を限度とします。ただし、前条(1)④の場合において、被災者の生死が判明した後または被災者の緊急な捜索(注1)もしくは救助活動が終了した後現地に赴く救援者にかかる費用は除きます。
イ. 前条(1)①から④までのいずれかに該当したことにより、当初の旅行行程を離脱した場合において、付添者が当初の旅行行程に復帰するためまたは直接帰国(注2)するために、被保険者が現実に出した付添者の船舶、航空機等の運賃をいいます。ただし、これにより被保険者が払戻しを受けた金額または被保険者が負担することを予定していた金額については費用の額から控除します。
- 宿泊施設の客室料
宿泊施設(注3)の客室料とは、次に掲げるものをいいます。
ア. 現地および現地までの行程における救援者の宿泊施設(注3)の客室料をいい、被災者1名につき救援者3名分を限度とし、かつ、救援者1名につき14日分を限度とします。ただし、前条(1)④の場合において、被災者の生死が判明した後または被災者の緊急な捜索(注1)もしくは救助活動が終了した後現地に赴く救援者にかかる費用は除きます。
イ. 前条(1)①から④までのいずれかに該当したことにより、当初の旅行行程を離脱した場合において、付添者が捜索、看護または事故処理を行うために、被保険者が現実に出した付添者の当初の旅行行程に復帰するまでまたは直接帰国するまでの宿泊施設(注3)の客室料をいい、14日分を限度とします。ただし、これにより被保険者が払戻しを受けた金額または被保険者が負担することを予定していた金額については費用の額から控除します。
- 移送費用
死亡した被災者を現地から保険証券記載の被保険者の住所に移送するた

めに要した遺体輸送費用または治療を継続中の被災者を保険証券記載の被保険者の住所もしくはその住所の属する国の病院もしくは診療所へ移転するために要した移転費（注4）をいいます。ただし、被災者が払戻しを受けた帰国のための運賃または被災者が負担することを予定していた帰国のための運賃はこの費用の額から除きます。

⑤ 遺体処理費用

死亡した被災者の火葬費用、遺体防腐処理費用等の遺体の処理費用をいい、被災者1名につき100万円を限度とします。なお、花代、読経代および式場費等の葬儀費用等遺体の処理とは直接関係がない費用は含みません。

⑥ 諸雑費

諸雑費とは、次に掲げるものをいい、合計して、40万円を限度とします。

ア. 救援者の渡航手続費（注5）ならびに救援者が現地において支出した交通費、身の回り品購入費（注6）および国際電話料等通信費等

イ. 被保険者が現地において支出した交通費、身の回り品購入費（注6）および国際電話料等通信費等

（注1） 捜索、救助または移送することをいいます。

（注2） 最終目的地への到着をいいます。次号において同様とします。

（注3） ホテル等の宿泊施設をいい、居住施設を除きます。

（注4） 治療のため医師または職業看護師が付添うことを要する場合には、その費用を含みます。ただし、貸切航空便による運送を含む不定期航空運送のチャーター料金は、治療上の必要により定期航空運送による移送が困難であると医師が認めた場合に限り費用の範囲に含めます。

（注5） 旅券印紙代、査証料、予防接種料をいいます。

（注6） 被災者の入院または救援に必要な身の回り品購入費」

第10章 治療・救援費用補償特約が付帯される場合の取扱い

第1条（用語の定義）

治療・救援費用補償特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
救援者	被災者（注1）の捜索、看護または事故処理を行うために現地へ赴く被保険者の親族（注2）をいいます。 （注1） 治療・救援費用補償特約第2条（保険金を支払う場合）（1）③に該当する場合は、継続して3日以上入院した者に限ります。 （注2） 付添者を除きます。
現地	事故発生地、その被災者の収容地または被保険者の勤務地をいいます。
治療・救援費用保険金額	保険証券記載のその被保険者の治療・救援費用保険金額をいいます。
付添者	被災者以外の被保険者をいいます。
被災者	治療・救援費用補償特約第2条（保険金を支払う場合）（1）③から⑤までのいずれかに該当した被保険者をいいます。

第2条（治療・救援費用保険金額の削減）

（1）当会社は、保険契約締結時に、被保険者が家族でなかった場合には、その負担した費用に対し、次の割合により、治療・救援費用保険金額を削減します。

領収した保険料

家族旅行特約を付帯しない場合の保険契約者が支払うべき保険料

（2）（1）の規定が治療・救援費用補償特約第4条（保険金額の削減）（1）または（2）の規定と重複して適用される場合は、（1）の規定は同条の規定を適用した後の治療・救援費用保険金額に対して適用します。

第3条（治療・救援費用補償特約の読み替え）

この特約により、治療・救援費用補償特約を次のとおり読み替えて適用します。

① 第2条（保険金を支払う場合）（1）③を次のとおり読み替えます。

「③ 被保険者が入院した場合で、次のいずれかに該当したとき。

ア. 責任期間中に被った傷害を直接の原因として入院（注5）したとき。ただし、次条（1）④イ、エ、カ、キ、およびク. の費用ならびにケ. に規定する救援者の渡航手続費および救援者の支出した費用を支払うのは、継続して3日以上入院した場合に限りです。

イ. 責任期間中に発病し、かつ、医師の治療を開始した疾病（注6）を直接の原因として入院（注5）したとき。ただし、次条（1）④イ、エ、カ、キ、およびク. の費用ならびにケ. に規定する救援者の渡航手続費および救援者の支出した費用を支払うのは、継続して3日以上入院（注5）した場合に限りです。」

② 第3条（費用の範囲）（1）④を次のとおり読み替えます。

「④ 被保険者が前条（1）③から⑤までのいずれかに該当したことにより、被保険者等が負担した次に掲げる費用のうち、被保険者等が現実に支出した金額ア. 遭難した被保険者を探索（注10）する活動に要した費用のうち、これらの活動に従事した者からの請求に基づいて支払った費用

イ. 救援者の現地までの船舶、航空機等の往復運賃。ただし、被災者1名につき救援者3名分を限度とし、被災者が前条（1）④イ. に該当した場合において、被災者の生死が判明した後または被災者の緊急な捜索（注10）もしくは救助活動が終了した後現地に赴く救援者にかかる費用は除きます。

ウ. 当初の旅行行程を離脱した場合において、付添者が当初の旅行行程に復帰するためまたは直接帰国（注12）するために、被保険者等が現実に支出した付添者の船舶、航空機等の運賃。ただし、これにより被保険者等が払戻しを受けた金額または被保険者等が負担することを予定していた金額については費用の額から控除します。

エ. 現地および現地までの行程における救援者の宿泊施設の客室料。ただし、被災者1名につき救援者3名分を限度とし、かつ、救援者1名につき14日分を限度とします。また、被災者が前条（1）④イ. に該当した場合において、被災者の生死が判明した後または被災者の緊急な捜索もしくは救助活動が終了した後現地に赴く救援者にかかる費用は除きます。

オ. 当初の旅行行程を離脱した場合において、付添者が捜索、看護または事故処理を行うために、被保険者等が現実に支出した付添者の当初の旅行行程に復帰するまでまたは直接帰国（注12）するまでのホテルの客室料をいい、14日分を限度とします。ただし、これにより被保険者等が払戻しを受けた金額または被保険者等が負担することを予定していた金額については費用の額から控除します。

カ. 治療を継続中の被災者を保険証券記載の被保険者の住所または当該住所の属する国の病院もしくは診療所へ移転するために要した移転費（注5）。ただし、被災者が払戻しを受けた帰国のための運賃または被災者が負担することを予定していた帰国のための運賃および①または③により支払われるべき費用はこの費用の額から控除します。

キ. 救援者の渡航手続費（注11）ならびに救援者または被保険者等が現地において支出した交通費、被災者の入院もしくは救援に必要な身の回り品購入費および国際電話料等通信費等。ただし、40万円を限度とし、②の費用は除きます。

ク. 死亡した被災者の火葬費用、遺体防腐処理費用等の遺体の処理費用。ただし、被災者1名につき100万円を限度とします。なお、花代、読経代および式場費等の葬儀費用等遺体の処理とは直接関係がない費用は含みません。

ケ. 死亡した被災者を現地から保険証券記載の被保険者の住所に移送するために要した遺体輸送費用。ただし、被災者の相続人が払戻しを受けた帰国のための運賃または被災者が負担することを予定していた帰国のための運賃はこの費用の額から控除します。」

③ 第3条（費用の範囲）（1）の末尾に次の注書きを加えます。

「（注12） 最終目的地への到着をいいます。」

第11章 入院一時金支払特約が付帯される場合の取扱い

第1条（入院一時金の削減）

（1）当会社は、保険契約締結時に、被保険者が家族でなかった場合には、その傷害または疾病に対し、次の割合により、入院一時金を削減します。

領収した保険料

家族旅行特約を付帯しない場合の保険契約者が支払うべき保険料

（2）（1）の規定が入院一時金支払特約第4条（保険金の削減）の規定と重複して適用される場合は、（1）の規定は同条の規定を適用した後の入院一時金に対して適用します。

第12章 航空機寄託手荷物遅延等費用特約が付帯される場合の取扱い

第1条（個別適用）

航空機寄託手荷物遅延等費用特約の規定は、同特約第2条（保険金を支払う場合）

（2）の規定を除き、それぞれの被保険者ごとに適用します。

第13章 旅行変更費用特約が付帯される場合の取扱い

第1条（個別適用）

旅行変更費用特約の規定は、同特約第7条（当会社の責任限度額）の規定を除き、それぞれの被保険者ごとに適用します。

第14章 基本条項

第1条 (保険責任期間の延長)

(1) 普通保険約款第5条 (保険責任の始期および終期) (1)の規定にかかわらず、被保険者の旅行の最終目的地への到着が保険期間の末日の午後12時まで予定されているにもかかわらず、被保険者が次のいずれかに該当したことにより遅延したときには、保険責任の終期は社会通念上妥当な期間で、かつ、7日間を限度として延長されるものとします。

- ① 被保険者が死亡した場合で、次のいずれかに該当したとき。
 - ア. 責任期間中に被った傷害を直接の原因として、傷害の原因となった事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合
 - イ. 疾病または妊娠、出産、早産もしくは流産を直接の原因として責任期間中に死亡した場合
 - ウ. 責任期間中に発病した疾病を直接の原因として責任期間が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡した場合。ただし、責任期間中に医師の治療を開始し、かつ、その後も引き続き医師の治療を受けていた場合に限り。
 - エ. 責任期間中に被保険者が自殺行為を行った場合で、その行為の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合

- ② 被保険者が入院した場合で、次のいずれかに該当したとき。
 - ア. 責任期間中に被った傷害を直接の原因として入院 (注1) した場合
 - イ. 責任期間中に発病した疾病 (注2) を直接の原因として入院 (注1) した場合。ただし、責任期間中に医師の治療を開始していた場合に限り。
- ③ 責任期間中に被保険者が搭乗している航空機もしくは船舶が行方不明になった場合もしくは遭難した場合または被保険者が山岳登山 (注3) 中に遭難した場合
- ④ 責任期間中に急激かつ偶然な外来の事故によって被保険者の生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動を要する状態となったことが警察等の公的機関により確認された場合

(注1) 他の病院または診療所に転移した場合には、転移のために要した期間は入院中とみなします。ただし、その転移について治療のため医師が必要と認めた場合に限り。

(注2) 妊娠、出産、早産または流産に起因する疾病および歯科疾病を含みません。

(注3) ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するものをいいます。

- (2) (1) ①または②の、発病の時期、発病の認定、治療を開始した時期等は、医師の診断によります。
- (3) (1) ③の山岳登山 (注) 中の被保険者の遭難が明らかでない場合において、被保険者が下山予定日時の翌日午前0時以降48時間を経過しても下山しなかったときは、保険契約者または被保険者の親族もしくはこれらに代わる者が次に掲げるものいずれかに対して、被保険者の捜索を依頼したことをもって、遭難が発生したものとみなします。
 - ① 警察その他の公的機関
 - ② サルベージ会社または航空会社
 - ③ 遭難救助隊(注) ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するものをいいます。
- (4) (1) において、被保険者が保険期間の末日の翌日から7日以内に旅行の最終目的地へ到着した場合は、その被保険者に対する当会社の保険責任は、その被保険者が住居 (注) に帰着した時に終わります。

(注) 被保険者が入院した最終目的国の病院または診療所を含みます。

第2条 (この保険契約の失効)

保険契約締結の後、被保険者が死亡し、第1章総則第2条 (被保険者の範囲) に規定する被保険者がいなくなった場合は、保険契約は効力を失います。

第3条 (普通保険約款の適用除外)

普通保険約款第10条 (保険契約の失効) の規定は適用しません。

第4条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に付帯された特約の規定を準用します。

緊急一時帰国費用特約

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれの定義によります。

用語	定義
海外渡航期間	旅行行程開始後、被保険者が最初の出国手続を完了した時から、海外旅行の目的を終え最終目的国の入国手続を完了した時まで (注) をいいます。ただし、その出国からその入国までの期間が、3か月間以上の場合に限り。 (注) 一時帰国している期間を除きます。
海外の住宅	保険証券記載の地域における被保険者の居住の用に供される海外の住宅をいいます。
危篤	重傷または重病のため生命が危うく予断を許さない状態であると医師が判断した場合をいいます。
給付制度	保険契約者または被保険者の次条 (1) の費用負担を軽減する

	企業体等の規程に基づく制度等をいいます。
継続契約	次条に規定する費用に対して保険金を支払うべき他の保険契約の保険期間の終了日 (注) の翌日を保険期間の開始日とする普通保険約款およびこの特約に基づく保険契約をいいます。 (注) その保険契約が終了日前に解除されていた場合にはその解除日とします。
航空券等	航空券または乗船券等のうち、利用する日時が特定されているものをいいます。
支払責任額	他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
責任期間	保険期間中であつ海外渡航期間中をいいます。
保険金	緊急一時帰国費用保険金をいいます。
保険事故	被保険者が緊急に一時帰国することの原因となった次条 (1) ①から③までのいずれかに該当することをいいます。

第2条 (保険金を支払う場合)

- (1) 当会社は、被保険者が次のいずれかに該当したことにより緊急に一時帰国したために保険契約者または被保険者が負担した費用を、この特約および普通保険約款の規定に従い、保険金としてその費用の負担者に支払います。
 - ① 責任期間中に被保険者の配偶者または被保険者の2親等以内の親族が死亡した場合
 - ② 責任期間中に被保険者の配偶者または被保険者の2親等以内の親族が危篤となった場合
 - ③ 責任期間中に被保険者の配偶者または被保険者の2親等以内の親族が搭乗する航空機または船舶が行方不明になった場合または遭難した場合
- (2) (1) の「緊急に一時帰国」とは、(1) ①から③までのいずれかに該当した日からその日を含めて10日を経過した日までに海外渡航期間中に一時帰国するための入国手続を完了し、かつ入国手続を完了した日からその日を含めて30日以内に再び海外の住宅へ赴く帰国をいいます。
- (3) (2) の規定にかかわらず、被保険者が一時帰国のため乗客として搭乗しているもしくは搭乗予定の交通機関 (注) または被保険者が入場している施設が第三者による不法な支配を受けた場合または公権力によって拘束を受けた場合には、その時から不法な支配または拘束から解放され帰国の行程につくことができる状態に復するまでに要した日数で、かつ、社会通念上妥当な日数を限度として、(2) に規定する入国手続までの日数は延長されるものとします。
 - (注) 空港、港、駅等の施設を含みます。
- (4) (2) の規定にかかわらず、正当な理由がある場合には、(2) に規定する入国手続までの日数または再び海外の住宅へ赴くまでの日数は、社会通念上妥当な日数を限度として、延長されるものとします。
- (5) (1) ①から③までに規定する被保険者と被保険者以外の者ととの続柄は、(1) ①から③までのいずれかに該当した時におけるものをいいます。ただし、(1) ①から③までのいずれかに該当した日からその日を含めて30日以内に被保険者が婚姻の届出をした場合には、その配偶者を (1) ①から③までのいずれかに該当した時において被保険者の配偶者であったものとみなします。

第3条 (費用の範囲)

第2条 (保険金を支払う場合) (1) の費用とは次に掲げるものをいいます。

- ① 航空運賃等交通費
被保険者の一時帰国に要する通常の経路による航空機、船舶等の往復運賃をいいます。
- ② 宿泊施設の客室料および諸雑費
ア. 宿泊施設 (注1) の客室料とは、一時帰国の行程および一時帰国した地における被保険者の宿泊施設 (注1) の宿泊料をいひ、かつ、14日分を限度とします。
イ. 諸雑費とは、国際電話料等通信費、渡航手続費 (注2)、一時帰国した地における交通費等をいいます。
ウ. ア. およびイ. の費用は、合計して20万円を限度とします。
(注1) ホテル等の宿泊施設をいひ、居住施設を除きます。
(注2) 旅券印紙代、査証料、予防接種料等をいいます。

第4条 (保険金を支払わない場合)

- (1) 当会社は、次に掲げる事由のいずれかによって第2条 (保険金を支払う場合) (1) ①から③までのいずれかに該当したことにより発生した費用に対しては、保険金を支払いません。
 - ① 保険契約者 (注) または被保険者の故意または重大な過失
 - ② 保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失。ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合には、保険金を支払わないものだけが受け取るべき金額に限り。(注) 保険契約者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関とします。
- (2) 当会社は、第2条 (保険金を支払う場合) (1) ①または②の原因 (注1) が海外渡航期間開始時または保険期間の開始時 (注2) のいずれか遅い時より前に生じていた場合は、保険金を支払いません。
(注1) 第2条 (1) ①または②の直接の原因となった疾病の発病をいいます。
(注2) この保険契約が継続契約であるときは、この保険契約が継続されてきた最初の保険契約の保険期間の開始時とします。

(3) 当会社は、第2条（保険金を支払う場合）(1)①から③までのいずれかに該当した時（注）以前に帰国のため利用する交通機関の航空券等の購入の予約がなされ、または購入されており、その航空券等を利用して一時帰国した場合は、保険金を支払いません。

(注) 第2条（1）①または②において、それらに該当したことの直接の原因が傷害または疾病である場合は、その傷害が発生した時または疾病が発病した時とします。

第5条（保険責任の始期および終期）

(1) この特約における当会社の保険責任は、普通保険約款第5条（保険責任の始期および終期）(1)の規定にかかわらず、海外渡航期間開始時または保険期間の初日の午前0時のいずれか遅い時に始まり、海外渡航期間終了時または保険期間の末日の午後12時のいずれか早い時に終わります。

(2) (1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。

(3) (1)の規定にかかわらず、当会社は、保険料領収前1次のいずれかに該当したことにより発生した費用に対しては、保険金を支払いません。

① 保険事故が発生していたとき。
② 第2条（保険金を支払う場合）(1)①または②の原因（注）が発生していたとき。

(注) 第2条（1）①または②の直接の原因となった疾病の発病をいいます。

(4) (3)の発病の認定は、医師の診断によります。

第6条（保険金の支払）

(1) 当会社は、第3条（費用の範囲）の費用のうち、社会通念上妥当な部分についてのみ保険金を支払います。

(2) この保険契約が継続契約である場合において、第2条（保険金を支払う場合）(1)①または②の原因（注）がこの保険契約の保険期間の開始時より前に生じていた場合は、当会社は、この保険契約の支払条件により算出された保険金の額と、原因（注）が生じた時の保険契約の支払条件により算出された保険金の額のうち、いずれか低い額を支払います。

(注) 第2条（1）①または②の直接の原因となった疾病の発病をいいます。

(3) (1)の規定にかかわらず、次に掲げる金額に対しては、保険金を支払いません。

① 保険契約者または被保険者が、第三者から損害の賠償として支払を受けることができた場合には、その支払を受けた金額
② 保険契約者または被保険者が、給付制度により給付を受けられる場合には、その給付を受けられる金額

第7条（当会社の支払限度額）

(1) 当会社が、この保険契約に基づいて支払うべき第3条（費用の範囲）の費用に対する保険金の額は、1回の一時帰国につき、保険証券に記載された緊急一時帰国費用保険金額をもって限度とします。

(2) (1)の規定にかかわらず、被保険者が次のいずれかに該当したことにより複数回一時帰国した場合には、当会社は、2回目以降の一時帰国により発生した第3条（費用の範囲）の費用に対しては、保険金を支払いません。

① 被保険者の、同一の配偶者または同一の2親等以内の親族が、第2条（保険金を支払う場合）(1)①に該当したこと。
② 被保険者の、同一の配偶者または同一の2親等以内の親族が、同一の原因により第2条（1）②に該当したこと。
③ 被保険者の、同一の配偶者または同一の2親等以内の親族が、第2条（1）③と同一の場合に該当したこと。

(3) 2回目一時帰国が(2)②に該当したことによる場合において、その一時帰国をした日からその日を含めて30日以内に死亡したときには、その一時帰国については(2)の規定は適用しません。

第8条（他の給付制度に関する通知義務）

保険契約締結の後、保険契約者または被保険者は、第2条（保険金を支払う場合）

(1)の費用について保険契約者または被保険者が給付を受けることができる給付制度があることを知った場合は、遅滞なく、その旨を当会社に申し出なければなりません。

第9条（事故の通知）

(1) 保険事故の発生により被保険者が一時帰国した場合は、保険契約者または被保険者は、一時帰国した日からその日を含めて30日以内に保険事故の発生したことおよび一時帰国の状況を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当会社が書面による通知または説明を求めたときは、これに応じなければなりません。

(2) (1)の場合において、保険契約者または被保険者は、他の保険契約等の有無および内容（注）について、遅滞なく当会社に通知しなければなりません。

(注) 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

(3) 保険契約者または被保険者は、(1)および(2)のほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力しなければなりません。

(4) 保険契約者または被保険者が正当な理由がなく(1)から(3)までの規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明によって知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第10条（保険金の請求）

(1) この特約にかかる保険金の当会社に対する保険金請求権は、保険契約者または被保険者が第2条（保険金を支払う場合）(1)の費用を負担した時から発生し、これを行することができるものとします。

(2) この特約にかかる保険金の請求書類は、保険金請求書、保険証券および次に掲げる

書類とします。

① 第2条（保険金を支払う場合）(1)①または②のいずれかに該当したことによる一時帰国の場合

ア. 死亡または危篤の原因が傷害である場合は、当会社の定める傷害状況報告書および公の機関（注1）の事故証明書

イ. 死亡の場合は、死亡診断書または死体検案書

ウ. 危篤の場合は、危篤となった日と危篤を証明する医師の診断書

エ. 死亡または危篤の原因が疾病である場合は、その疾病が保険料領収日または責任期間開始日のうちいずれか遅い日以降に発病していることを証明する医師の診断書

オ. 被保険者との続柄を証明する戸籍謄本等の書類

カ. 被保険者の印鑑証明書

キ. 第3条（費用の範囲）の費用の支出を証明する領収書または精算書

ク. 航空券等の利用日時が確認できる書類

ケ. 海外の住宅に再び赴くことを確認できる書類

コ. 海外の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（注2）

サ. その他当会社が普通保険約款第20条（保険金の支払時期）(1)に定める必要な確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

② 第2条（1）③に該当したことによる一時帰国の場合

ア. 当会社の定める事故状況報告書

イ. 公の機関（注1）の事故証明書

ウ. 被保険者の印鑑証明書

エ. 第3条の費用の支出を証明する領収書または精算書

オ. 航空券等の利用日時が確認できる書類

カ. 海外の住宅に再び赴くことを確認できる書類

キ. 保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（注2）

ク. その他当会社が普通保険約款第20条（1）に定める必要な確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

(注1) やむを得ない場合には、第三者とします。

(注2) 保険金の請求を第三者に委任する場合とします。

第11条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が第3条（費用の範囲）の費用の額を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。

① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合

この保険契約の支払責任額

② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合

第3条の費用の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

第12条（代位）

(1) 第2条（保険金を支払う場合）(1)の費用が生じたことにより保険契約者または被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当会社がその費用に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

① 当会社が費用の全額を保険金として支払った場合

保険契約者または被保険者が取得した債権の全額

② ①以外の場合

保険契約者または被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない費用の額を差し引いた額

(2) (1)②の場合において、当会社に移転せずに保険契約者または被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(3) 保険契約者、被保険者および保険金を受け取るべき者は、当会社が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当会社の負担とします。

第13条（この特約が付帯された保険契約における旅行行程の取扱い）

この特約が付帯された保険契約については、旅行行程は、被保険者が一時帰国するために入国手続を完了してからその日を含めて30日以内に再び海外の住宅へ赴くときに、その出国手続を完了した時から再開するものとして、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を適用します。

第14条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款第6条（告知義務）(3)③の規定中「保険事故が発生する前に」とあるのを「この特約の保険事故またはその原因（この特約第2条（保険金を支払う場合）(1)①または②の直接の原因となった疾病の発病をいいます。）が生じる前に」と読み替えて適用します。

第15条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に付帯された特約の規定を準用します。

建物火災等による緊急一時帰国補償特約

第1条（保険金を支払う場合）

- (1) 当会社は、この特約に従い、緊急一時帰国費用特約第2条（保険金を支払う場合）
①①から③までのいずれかに該当したことにより負担した費用のほか、(2)に
該当したことにより被保険者が緊急一時帰国したために負担した費用に対しても保
険金を支払います。
- (2) 保険期間中で、かつ、海外渡航期間中に被保険者の帰国する地に所有する建物また
はこれに収容される家財が、次に掲げる事由のいずれかによって損害（注1）を受け、
その損害の額（注2）が100万円以上となった場合
① 火災、落雷、破裂または爆発（注3）
② 台風、旋風、暴風、暴風雨等の風災、台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪氷
水・高潮・土砂崩れ等の水災、雪災または豪雪、雪崩等の雪災
③ 建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触または倒壊
（注1）消防または避難に必要な処置によってその建物または家財について生じた損害
を含みます。
（注2）損害が生じた地および時におけるその建物または家財の価額によって定め、そ
の建物または家財の損傷を修繕し得る場合においては、これを損害発生直前の状態
に復するに必要な修繕費をもって損害の額とします。
（注3）破裂または爆発とは、気体または蒸気の急激な膨脹をともなう破壊またはその
現象をいいます。

第2条（保険金を支払わない場合）

当会社は、前条（2）に該当した時以前に帰国のため利用する交通機関の航空券等の
購入の予約がなされ、または購入されており、その航空券等を利用して一時帰国した場
合は、保険金を支払いません。

第3条（当会社の支払限度額）

緊急一時帰国費用特約第7条（当会社の支払限度額）（1）の規定にかかわらず、第
2条（保険金を支払う場合）（2）の同一の損害（注）により複数回一時帰国した場合
には、当会社は、2回目以降の一時帰国により発生した緊急一時帰国費用特約第3条（費
用の範囲）の費用に対しては、保険金を支払いません。
（注）消防または避難に必要な処置によってその建物または家財について生じた損害を
含みます。

第4条（保険金の請求）

- (1) この特約にかかる保険金の当会社に対する保険金請求権は、第2条（保険金を支払
う場合）（2）に該当したことにより、保険契約者または被保険者が第2条（1）の
費用を負担した時から発生し、これを行わせることができます。
(2) この特約にかかる保険金の請求書類は、緊急一時帰国費用特約第10条（保険金の
請求）（2）の規定にかかわらず、保険金請求書、保険証券および次に掲げる書類と
します。
① 当会社の定める事故状況報告書
② 警察署、消防署またはこれに代わるべき第三者の事故証明書
③ 建物または家財の損害（注1）の程度を証明する書類
④ 被保険者の印鑑証明書
⑤ 緊急一時帰国費用特約第3条（費用の範囲）の費用の支出を証明する領収書また
は精算書
⑥ 航空券等の利用日時が確認できる書類
⑦ 海外の住宅に再び赴くことを確認できる書類
⑧ 保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（注2）
⑨ その他当会社が普通保険約款第20条（保険金の支払時期）（1）に定める必要な
確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当
会社が交付する書面等において定めたもの
（注1）消防または避難に必要な処置によってその建物または家財について生じた損害
を含みます。
（注2）保険金の請求を第三者に委任する場合

第5条（緊急一時帰国費用特約の読み替え）

- この特約については、緊急一時帰国費用特約を次のとおり読み替えて適用します。
① 第1条（用語の定義）「給付制度」の定義中「次条（1）」とあるのは「この特約
第2条（保険金を支払う場合）（1）」
② 第2条（保険金を支払う場合）（2）の規定中「（1）の」とあるのは「この特約
第2条（保険金を支払う場合）（1）の」、「①①から③までのいずれか」とある
のは「この特約第2条（保険金を支払う場合）（2）」
③ 第3条（費用の範囲）の規定中「第2条（保険金を支払う場合）（1）」とあるの
は「この特約第2条（保険金を支払う場合）（1）」
④ 第4条（保険金を支払わない場合）（1）の規定中「第2条（保険金を支払う場
合）（1）①から③までのいずれか」とあるのは「この特約第2条（保険金を支払
う場合）（2）」
⑤ 第5条（保険責任の始期および終期）（3）①の規定中「保険事故が発生」とある
のは「この特約第2条（保険金を支払う場合）（2）」に該当
⑥ 第8条（他の給付制度に関する通知義務）の規定中「第2条（保険金を支払う場
合）（1）」とあるのは「この特約第2条（保険金を支払う場合）（1）」
⑦ 第9条（事故の通知）（1）の規定中「保険事故の発生により」とあるのは「こ
の特約第2条（保険金を支払う場合）（2）に該当したことにより」、「保険事故の
発生した」とあるのは「この特約第2条（保険金を支払う場合）（2）に該当
したこと」
⑧ 第12条（代位）（1）の規定中「第2条（保険金を支払う場合）（1）」とあるの
は「この特約第2条（保険金を支払う場合）（1）」⑨

- ⑨ 第14条（普通保険約款の読み替え）①の規定中「この特約の保険事故」とある
のは「この特約第2条（保険金を支払う場合）（2）に該当する前またはその原因
が生じる前に」

第6条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、緊急一時
帰国費用特約の規定を準用します。

証人・鑑定人としての緊急一時帰国補償特約

第1条（保険金を支払う場合）

- (1) 当会社は、この特約に従い、緊急一時帰国費用特約第2条（保険金を支払う場合）
①①から③までのいずれかに該当したことにより負担した費用のほか、(2)に
該当したことにより被保険者が緊急一時帰国したために負担した費用に対しても保
険金を支払います。
(2) 保険期間中で、かつ、海外渡航期間中に被保険者が裁判所の呼出により、訴訟また
は調停の証人または鑑定人として裁判所へ出頭したと

第2条（保険金を支払わない場合）

- (1) 当会社は、第2条（保険金を支払う場合）（2）の原因（注）が海外渡航期間開始
時または保険証券記載の保険期間の開始時のいずれか遅い時より前に生じていた場合
は、保険金を支払いません。ただし、継続契約の場合には保険金を支払います。（注）
第2条（2）の裁判所の呼出がなされたことをいいます。
(2) 当会社は、第2条（保険金を支払う場合）（2）の裁判所の呼出を受けた時以前に
帰国のため利用する交通機関の航空券等の購入の予約がなされ、または購入されてお
り、その航空券等を利用して一時帰国した場合は、保険金を支払いません。

第3条（保険責任の始期および終期）

緊急一時帰国費用特約第4条（保険責任の始期および終期）（1）の規定にかかわ
らず、当会社は、保険料領収前に、前条（2）に該当したことまたはその原因（注）が
生じていたことにより発生した緊急一時帰国費用特約第3条（費用の範囲）の費用に対
しては、保険金を支払いません。
（注）前条（2）の裁判所の呼出がなされたことをいいます。

第4条（保険金の請求）

- (1) この特約にかかる保険金の当会社に対する保険金請求権は、第2条（保険金を支払
う場合）（2）に該当したことにより、保険契約者または被保険者が第2条（1）の
費用を負担した時から発生し、これを行わせることができます。
(2) この特約にかかる保険金の請求書類は、緊急一時帰国費用特約第10条（保険金の
請求）（2）の規定にかかわらず、保険金請求書、保険証券および次に掲げる書類と
します。
① 裁判所へ出頭したことを証明する書類
② 被保険者の印鑑証明書
③ 緊急一時帰国費用特約第3条（費用の範囲）の費用の支出を証明する領収書また
は精算書
④ 航空券等の利用日時が確認できる書類
⑤ 海外の住居に再び赴くことを確認できる書類
⑥ 保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（注）
⑦ その他当会社が普通保険約款第20条（保険金の支払時期）（1）に定める必要な
確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当
会社が交付する書面等において定めたもの
（注）保険金の請求を第三者に委任する場合

第5条（緊急一時帰国費用特約の読み替え）

- この特約については、緊急一時帰国費用特約を次のとおり読み替えて適用します。
① 第1条（用語の定義）「継続契約」の定義中「普通保険約款およびこの特約」と
あるのは「普通保険約款、緊急一時帰国費用特約およびこの特約」
② 第1条（用語の定義）「給付制度」の定義中「次条（1）」とあるのは「この特約
第2条（保険金を支払う場合）（1）」
③ 第2条（保険金を支払う場合）（2）の規定中「（1）の」とあるのは「この特約
第2条（保険金を支払う場合）（1）の」、「①①から③までのいずれか」とある
のは「この特約第2条（保険金を支払う場合）（2）」
④ 第3条（費用の範囲）の規定中「第2条（保険金を支払う場合）（1）」とあるの
は「この特約第2条（保険金を支払う場合）（1）」
⑤ 第5条（保険金を支払わない場合）（1）の規定中「第2条（保険金を支払う場
合）（1）①から③までのいずれか」とあるのは「この特約第2条（保険金を支払
う場合）（2）」
⑥ 第8条（他の給付制度に関する通知義務）の規定中「第2条（保険金を支払う場
合）（1）」とあるのは「この特約第2条（保険金を支払う場合）（1）」
⑦ 第9条（事故の通知）（1）の規定中「保険事故の発生により」とあるのは「こ
の特約第2条（保険金を支払う場合）（2）に該当したことにより」、「保険事故の
発生した」とあるのは「この特約第2条（保険金を支払う場合）（2）に該当
したこと」
⑧ 第12条（代位）（1）の規定中「第2条（保険金を支払う場合）（1）」とあるの
は「この特約第2条（保険金を支払う場合）（1）」
⑨ 第14条（普通保険約款の読み替え）①の規定中「この特約の保険事故」とある
のは「この特約第2条（保険金を支払う場合）（2）に該当する前またはその原因
が生じる前に」

第6条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、緊急一時帰国費用特約の規定を準用します。

戦争等による緊急一時帰国補償特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、次の定義によります。

用語	定義
一時的退避	滞在する国（注）に隣接する国（注）等に一時的に退去・避難することをいいます。 （注）海外の住宅が所在する国をいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

- 当会社は、この特約に従い、緊急一時帰国費用特約第2条（保険金を支払う場合）(1)①から③までのいずれかに該当したことにより負担した費用のほか、(2)に該当したことにより被保険者が緊急に一時帰国したために負担した費用に対しても保険金を支払います。
- 保険期間中で、かつ、海外渡航期間中に被保険者が滞在する国（注）において発生した戦争または内乱等に対処するため日本政府または被保険者が滞在する国（注）に駐在する日本国の大使の退避勧告が出されたこと。
（注）海外の住宅が所在する国をいいます。
- (2)の戦争または内乱等とは、戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事象または暴動（注）をいいます。
（注）群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- (1)の一時帰国には、被保険者が一時的退避をした場合および一時的退避をした後に帰国した場合を含みます。

第3条（費用の範囲）

緊急一時帰国費用特約第3条（費用の範囲）②の一時帰国した地には、一時的退避をした国を含みます。

第4条（保険金を支払わない場合）

当会社は、第2条（保険金を支払う場合）(2)に該当した時以前に帰国のため利用する交通機関の航空券等の購入の予約がなされ、または購入されており、その航空券等を利用して一時帰国した場合は、保険金を支払いません。

第5条（当会社の支払限度額）

緊急一時帰国費用特約第7条（当会社の支払限度額）(1)の規定にかかわらず、第2条（保険金を支払う場合）(2)の同一の退避勧告により複数回一時帰国した場合には、当会社は、2回目以降の一時帰国により発生した緊急一時帰国費用特約第3条（費用の範囲）の費用に対しては、保険金を支払いません。

第6条（保険金の請求）

- この特約にかかる保険金の当会社に対する保険金請求権は、第2条（保険金を支払う場合）(2)に該当したことにより、保険契約者または被保険者が第2条（1）の費用を負担した時から発生し、これを行使することができるものとします。
- この特約にかかる保険金の請求書類は、緊急一時帰国費用特約第10条（保険金の請求）(2)の規定にかかわらず、保険金請求書、保険証券および次に掲げる書類とします。
 - 当会社の定める事故状況報告書
 - 被保険者の印鑑証明書
 - 緊急一時帰国費用特約第3条（費用の範囲）の費用の支出を証明する領収書または精算書
 - 航空券等の利用日時が確認できる書類
 - 保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（注）
 - その他当会社が普通保険約款第20条（保険金の支払時期）(1)に定める必要な確認を行うために欠くことのできる書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定められたもの（注）保険金の請求を第三者に委任する場合

第7条（緊急一時帰国費用特約の読み替え）

この特約については、緊急一時帰国費用特約を次のとおり読み替えて適用します。

- 第1条（用語の定義）「給付制度」の定義中「次条（1）」とあるのは「この特約第2条（保険金を支払う場合）(1)」
- 第2条（保険金を支払う場合）(2)の規定中「(1)の」とあるのは「この特約第2条（保険金を支払う場合）(1)の」、「(1)①から③までのいずれか」とあるのは「この特約第2条（保険金を支払う場合）(2)」
- 第3条（費用の範囲）の規定中「第2条（保険金を支払う場合）(1)」とあるのは「この特約第2条（保険金を支払う場合）(1)」
- 第4条（保険金を支払わない場合）(1)の規定中「第2条（保険金を支払う場合）(1)①から③までのいずれか」とあるのは「この特約第2条（保険金を支払う場合）(2)」
- 第5条（保険責任の始期および終期）(3)①の規定中「保険事故が発生」とあるのは「この特約第2条（保険金を支払う場合）(2)に該当」と
- 第8条（他の給付制度に関する通知義務）の規定中「第2条（保険金を支払う場合）(1)」とあるのは「この特約第2条（保険金を支払う場合）(1)」
- 第9条（事故の通知）(1)の規定中「保険事故の発生により」とあるのは「こ

の特約第2条（保険金を支払う場合）(2)に該当したことにより」、「保険事故の発生したこと」とあるのは「この特約第2条（保険金を支払う場合）(2)に該当したこと」

- 第12条（代位）(1)の規定中「第2条（保険金を支払う場合）(1)」とあるのは「この特約第2条（保険金を支払う場合）(1)」
- 第14条（普通保険約款の読み替え）①の規定中「この特約の保険事故」とあるのは「この特約第2条（保険金を支払う場合）(2)に該当する前またはその原因が生じる前に」

第8条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、緊急一時帰国費用特約の規定を準用します。

本人死亡帰国補償特約

第1条（保険金を支払う場合）

- 当会社は、この特約に従い、緊急一時帰国費用特約第2条（保険金を支払う場合）(1)①から③までのいずれかに該当したことにより負担した費用のほか、(2)に該当したことにより被保険者が帰国したために保険契約者または被保険者の法定相続人が負担した費用に対しても保険金を支払います。
- 保険期間中で、かつ、海外渡航期間中に被保険者が死亡したこと。
- (1)の帰国とは、被保険者が死亡した日からその日を含めて30日を経過した日までに帰国するための入国手続を完了している帰国をいいます。
- 被保険者が搭乗する航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合は、被保険者の遺体が発見された日を被保険者の死亡した日とみなします。

第2条（費用の範囲）

- 前条（1）の費用とは次に掲げるものをいいます。
 - 移送費用
死亡した被保険者を帰国する地へ移送するために要した遗体移送費用をいいます。
 - 諸費用
国際電話等通信費、遗体移送手続費、遗体処理費（注）等をいいます。

（注）帰国した地以外の地で支出されたものに限ります。

- (1)の費用は、救済者費用等補償特約第3条（費用の範囲）④から⑥までにより支払われるべき費用および治療・救済費用補償特約第3条（費用の範囲）(1)④エ. からキ. により支払われるべき費用については除きます。

第3条（当会社の支払限度額）

当会社がこの保険契約に基づいて支払うべき前条の費用に対する保険金の額は、保険証券記載の緊急一時帰国費用特約保険金額にかかわらず、200万円をもって限度とします。

第4条（緊急一時帰国費用特約の適用除外）

緊急一時帰国費用特約第3条（費用の範囲）および第7条（当会社の支払限度額）の規定は適用しません。

第5条（緊急一時帰国費用特約の読み替え）

この特約については、緊急一時帰国費用特約を次のとおり読み替えて適用します。

- 第1条（用語の定義）「給付制度」の定義中「次条（1）」とあるのは「この特約第2条（保険金を支払う場合）(1)」
- 第4条（保険金を支払わない場合）(1)の規定中「第2条（保険金を支払う場合）(1)①から③までのいずれか」とあるのは「この特約第2条（保険金を支払う場合）(2)」
- 第5条（保険責任の始期および終期）(3)①の規定中「保険事故が発生」とあるのは「この特約第2条（保険金を支払う場合）(2)に該当」と
- 第6条（保険金の支払）(1)の規定中「第3条（費用の範囲）」とあるのは「この特約第3条（費用の範囲）」
- 第6条（保険金の支払）(3)①および②の規定中「被保険者」とあるのは「被保険者の法定相続人」
- 第8条（他の給付制度に関する通知義務）の規定中「第2条（保険金を支払う場合）(1)」とあるのは「この特約第2条（保険金を支払う場合）(1)」、「被保険者が」とあるのは「被保険者の法定相続人が」
- 第9条（事故の通知）(1)の規定中「保険事故の発生により」とあるのは「この特約第2条（保険金を支払う場合）(2)に該当したことにより」、「一時帰国」とあるのは「帰国」、「保険契約者または被保険者」とあるのは「保険契約者または被保険者の法定相続人」、「保険事故の発生したこと」とあるのは「この特約第2条（保険金を支払う場合）(2)に該当したこと」
- 第9条（事故の通知）(2)の規定中「被保険者」とあるのは「被保険者の法定相続人」
- 第10条（保険金の請求）(2)①の規定中「第2条（保険金を支払う場合）(1)①または②」とあるのは「この特約第2条（保険金を支払う場合）(2)」、「一時帰国」とあるのは「帰国」
- 第10条（保険金の請求）①キ. の規定中「第3条（費用の範囲）」とあるのは「この特約第3条（費用の範囲）」
- 第11条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）の規定中「第3条（費用の範囲）」とあるのは「この特約第3条（費用の範囲）」、「第3条の費用」とあるのは「この特約第3条の費用」
- 第12条（代位）(1)の規定中「第2条（保険金を支払う場合）(1)」とあるのは「この特約第2条（保険金を支払う場合）(1)」、「保険契約者または被保険者の

とあるのは「保険契約者または被保険者の法定相続人」

- ⑬ 第14条（普通保険約款の読み替え）(1)②の規定中「この特約の保険事故」とあるのは「この特約第2条（保険金を支払う場合）(2)に該当する前またはその原因が生じる前に」

第6条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、緊急一時帰国費用特約の規定を準用します。

親族の範囲特約

この特約については、緊急一時帰国費用特約第2条（保険金を支払う場合）(1)①から③までの規定中「被保険者の配偶者または被保険者の2親等以内の親族」とあるのは下欄のとおり読み替えて適用します。

被保険者の

(注) 下欄に記載する親族の範囲は、被保険者の配偶者または被保険者の2親等以内の親族の範囲内において定めるものとします。

家族緊急一時帰国費用追加補償特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、次の定義によります。

用語	定義
本人	緊急一時帰国費用特約の被保険者をいいます。

第2条（被保険者の範囲）

- (1) 当会社は、この特約により、本人に加えて、本人に帯同する家族を緊急一時帰国費用特約に限り被保険者とします。
(2) (1)にいう家族とは次の者をいいます。

- ① 本人の配偶者および子
② 本人と生計を共にする本人の3親等以内の親族

第3条（緊急一時帰国費用特約の親族の範囲）

この特約については、緊急一時帰国費用特約第2条（保険金を支払う場合）(1)①から③までの規定中「被保険者」とあるのは「本人」と読み替えて適用します。

第4条（支払限度額の個別適用）

この特約については、緊急一時帰国費用特約第7条（当会社の支払限度額）(1)の規定は、第2条（被保険者の範囲）に規定するそれぞれの被保険者ごとに適用します。

第5条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、緊急一時帰国費用特約の規定を準用します。

生活用動産損害補償特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
支払責任額	他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
乗車券等	鉄道・船舶・航空機の乗車船券・航空券（注）、宿泊券、観光券および旅行券をいいます。 （注）定期券は除きます。
保険事故	保険の対象の損害の原因となった次条の事故をいいます。
免責金額	支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。免責金額は被保険者の自己負担となります。

第2条（保険金を支払う場合）

当会社は、保険期間中に発生した偶然な事故によって、保険の対象について生じた損害に対して、この特約および普通保険約款の規定に従い、生活用動産損害保険金を支払います。

第3条（保険金を支払わない場合—その1）

当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害または次に掲げる損害に対しては、生活用動産損害保険金を支払いません。

- ① 保険契約者（注1）または被保険者の故意または重大な過失
② 生活用動産損害保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失
③ 被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故
ア. 法令に定められた運転資格（注2）を持たないで自動車等を運転している間
イ. 酒に酔った状態（注3）で自動車等を運転している間
ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
④ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他これらに類似の事変
⑤ 核燃料物質（注3）もしくは核燃料物質（注3）によって汚染された物（注4）

の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

- ⑥ ④もしくは⑤の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
⑦ ⑤以外の放射線照射または放射能汚染
⑧ 差し押え、徴発、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使。ただし、次のいずれかに該当する場合は除きます。
ア. 火災消防または避難に必要な処置としてなされた場合
イ. 施設された被保険者の手荷物、空港等における安全確認検査等の目的でその錠を壊された場合
⑨ 保険の対象の欠陥。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者に代わって保険の対象を管理する者が、相当の注意をもってしても発見し得なかった欠陥を除きます。
⑩ 保険の対象の自然の消耗または性質によるさび、かび、変色、蒸発その他類似の事由またはねずみ食い、虫食い等
⑪ 保険の対象に対する修理、調整、清掃等の作業上の過失または技術の拙劣
⑫ 偶然な外來の事故に直接起因しない保険の対象の電気的事故または機械的事故。ただし、これらの事由によって発生した火災による損害を除きます。
⑬ 詐欺または横領
⑭ 保険の対象の置き忘れまたは紛失
⑮ 保険の対象の汚損、擦損または塗料の剥落等単なる外観の損傷であって保険の対象の機能に支障をきたさない損害
⑯ 楽器の音色または音質の変化
（注1）保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
（注2）運転する地における法令によるものをいいます。
（注3）アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態をいいます。
（注4）使用済燃料を含みます。
（注5）原子核分裂生成物を含みます。

第4条（保険金を支払わない場合—その2）

当会社は、次に掲げる損害に対しては、生活用動産損害保険金を支払いません。ただし、これらの損害が火災、落雷、爆発、破裂、地震、噴火、台風、暴風、暴風雨、旋風、たつ巻、洪水、高潮、豪雨等の風水災、航空機の墜落、車両の飛び込みまたは盗難の結果として生じた場合は、生活用動産損害保険金を支払います。

- ① ガラス器具、陶磁器、美術・骨董品の破損
② 温度または湿度の変化によって保険の対象に生じた損害
③ 保険の対象のうち管球類に生じた損害
④ 液体の流出

第5条（保険の対象およびその範囲）

(1) 保険の対象は、被保険者または被保険者と生計を共にする同居の親族が所有する家財および身の回りの品であって、次のいずれかに該当するものに限りです。

- ① 被保険者または被保険者と生計を共にする同居の親族が携行中の物または保険証券記載の地域における被保険者の住宅に保管中の物
② 日本国内の被保険者の住宅から海外旅行先へ向けて輸送（注）中の物または海外旅行先から被保険者の日本国内の住宅へ向けて輸送（注）中の物
（注）「携行」を含みます。
(2) (1)の規定にかかわらず、次に掲げる物は、保険の対象に含まれません。

- ① 通貨、小切手、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手その他これらに準ずる物。ただし、乗車券等については保険の対象とします。
② 預金証書または貯金証書（注1）、クレジットカード、運転免許証その他これらに類する物。ただし、旅券については保険の対象とします。
③ 稿本、設計書、図案、帳簿その他これらに準ずる物
④ 船舶（注2）、自動車、原動機付自転車およびこれらの付属品
⑤ 義歯、義肢、コンタクトレンズその他これらに類する物
⑥ 動物および植物
⑦ 飲食物品および電気、ガスその他の燃料品
⑧ その他保険証券記載の物
（注1）通帳および現金自動支払機用カードを含みます。
（注2）ヨット、モーターボートおよびボートを含みます。

第6条（特別—輸送中の保険の対象に対する支払責任）

保険期間が終了した後であっても、保険期間中に海外旅行先から被保険者の日本国内の住宅へ向けて発送した保険の対象については、当会社は、当該住宅に到着するまでの間に生じた偶然な事故による損害に対しても、第2条（保険金を支払う場合）の規定を適用して生活用動産損害保険金を支払います。

第7条（損害額の決定）

- (1) 当会社が生活用動産損害保険金を支払うべき損害の額は、保険価額によって決定します。
(2) 保険の対象の損傷を修繕し得る場合においては、保険の対象を損害発生直前の状態に復するに必要な修繕費をもって損害額とし、格落損（注）は損害の額に含めません。（注）価値の下落をいいます。
(3) 保険の対象が1組または1対のものからなる場合において、その一部に損害が生じたときは、その損害が保険の対象全体に及ぼす影響を考慮し、(1)および(2)の規定によって損害額を決定します。
(4) 第10条（損害の発生）(3)の費用を保険契約者または被保険者が負担した場合は、その費用および(1)から(3)までの規定によって計算された額の合計額を損

害額とします。

- (5) (1) から (4) までの規定によって計算された損害額が、その損害の生じた保険の対象の保険価額を超える場合は、その保険価額をもって損害額とします。
- (6) (1) から (5) までの規定にかかわらず、保険の対象が乗車券等の場合においては、当該乗車券等の経路および等級の範囲内で、保険事故の後に被保険者が支出した費用および保険契約者または被保険者が負担した第 10 条（損害の発生）(3) の費用の合計額を損害額とします。
- (7) (1) から (5) までの規定にかかわらず、保険の対象が旅券の場合には、次に掲げる費用を損害額とします。ただし、1 回の保険事故について 5 万円を限度とします。
 - ① 旅券の再取得費用
旅券の発給を受けた場合には、再取得に要した次に掲げる費用
ア. 保険事故の生じた地から旅券発給地（注 1）へ赴く被保険者の交通費
イ. 領事官に納付した発給手数料および電信料
ウ. 旅券発給地（注 1）における被保険者のホテル客室料
エ. 旅券発給用の写真代
 - ② 渡航書の取得費用
旅券の発給に替えて渡航書の発給を受けた場合には、取得に要した次に掲げる費用
ア. 保険事故の生じた地から渡航書発給地（注 2）へ赴く被保険者の交通費
イ. 領事官に納付した発給手数料
ウ. 渡航書発給地（注 2）における被保険者のホテル客室料
エ. 渡航書発給用の写真代

(注 1) 旅券の発給を受ける最寄りの在外公館所在地をいいます。
(注 2) 渡航書の発給を受ける最寄りの在外公館所在地をいいます。
- (8) 保険金額を別建として保険証券に明記したものを除き、保険の対象の 1 個、1 組または 1 対について損害額が 20 万円を超える場合は、当社は、そのものの損害額を 20 万円とみなします。ただし、保険の対象が乗車券等である場合において、保険の対象の損害額の合計額が 5 万円を超えるときは、当社は、そのものの損害額を 5 万円とみなします。

第 8 条（支払保険金）

- (1) 当社が支払うべき生活用動産損害保険金の額は、前条の損害の額から、1 回の保険事故につき保険証券記載の免責金額を差し引いた残額とします。
- (2) (1) の規定にかかわらず、当社が支払う生活用動産損害保険金の額は、同一保険年度内に生じた保険事故による損害に対して、保険証券記載の生活用動産損害保険金額をもって限度とします。
- (3) 生活用動産損害保険金支払の対象となる保険の対象が保険証券記載の物の場合には、その損害の全部または一部に対して、代品の交付をもって生活用動産損害保険金の支払に代えることができます。

第 9 条（旅行先に関する通知義務）

- (1) 保険契約締結の后、被保険者が旅行先を変更した場合は、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当社に通知しなければなりません。
- (2) 旅行先の変更の事実がある場合において、適用料率を変更する必要があるときは、当社は、変更前の適用料率と変更後の適用料率との差に基づき、旅行先の変更の事実が生じた時以降の期間に対し日割をもって計算した保険料を返還または請求します。
- (3) 当社は、保険契約者が (2) の規定による追加保険料の支払を怠った場合（注）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約を解除することができます。

(注) 当社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。
- (4) (2) の規定による追加保険料を請求する場合において、(3) の規定によりこの特約を解除できるときは、当社は、旅行先の変更の事実があった後に生じた保険事故に対しては、変更前の適用料率の変更後の適用料率に対する割合により、生活用動産損害保険金を削減します。
- (5) 保険契約者または被保険者が故意または重大な過失によって、遅滞なく (1) の規定による通知をしなかった場合において、変更後の適用料率が変更前の適用料率よりも高いときは、当社は、旅行先の変更の事実があった後に生じた保険事故に対しては、変更前の適用料率の変更後の適用料率に対する割合により、生活用動産損害保険金を削減します。
- (6) (5) の規定は、当社が、(5) の規定による生活用動産損害保険金を削減して支払うべき事由の原因を知った時から生活用動産損害保険金を削減して支払う旨の被保険者もしくは生活用動産損害保険金を受け取るべき者に対する通知をしないで 1 か月を経過した場合または旅行先の変更の事実があった時から 5 年を経過した場合には適用しません。
- (7) (5) の規定は、旅行先の変更の事実に基づき発生した損害については適用しません。
- (8) (5) の規定にかかわらず、旅行先の変更の事実が生じ、この特約の引受範囲（注）を超えることとなった場合には、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約を解除することができます。

(注) 保険料を増額することにより特約を継続することができる範囲として特約付帯の際に当社が交付する書面等において定めたものをいいます。
- (9) (8) の規定による解除が保険事故の発生した後になされた場合であっても、普通保険約款第 14 条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、旅行先の変更の事実が生じた時から解除がなされた時まで発生した保険事故に対しては、当社は、

生活用動産損害保険金を支払いません。この場合において、既に生活用動産損害保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

第 10 条（損害の発生）

- (1) 保険契約者または被保険者は、保険の対象について第 2 条（保険金を支払う場合）の損害が発生したことを知った場合は、次に掲げる事項を履行しなければなりません。
 - ① 次の事項を、保険事故の発生の日からその日を含めて 30 日以内に当社に通知すること。この場合において、当社が書面による通知を求めたときは、これに応じなければなりません。
 - ア. 損害発生の日時、場所、損害状況、損害の程度
 - イ. ア. の事項について証人がある場合は、その者の住所、氏名
 - ② 損害の発生および拡大の防止につとめること。
 - ③ 他人に損害賠償の請求（注 1）をできる場合には、その権利の保全または行使について必要な手続をとること。
 - ④ 他人の保険契約等の有無および内容（注 2）について遅滞なく当社に通知すること。
 - ⑤ (1) から (4) までのほか、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う損害の調査に協力すること。
- (注 1) 共同不法行為の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。
(注 2) 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。
- (2) 保険契約者または被保険者が正当な理由がなく、(1) の規定に違反した場合は、それぞれ次の額を差し引いた額を損害額とみなします。
 - ① (1) ①、④または⑤の規定に違反した場合は、それによって当社が被った損害の額
 - ② (1) ②の規定に違反した場合は、発生または拡大を防止できると認められる額
 - ③ (1) ③の規定に違反した場合は、他人に損害賠償（注）を請求することによって取得することができたと認められる額

(注) 共同不法行為の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。
 - (3) 当社は、次に掲げる費用を支払います。
 - ① (1) ②に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
 - ② (1) ③に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用

第 11 条（被害物の調査）

- (1) 保険の対象について損害が生じたときは、当社は、保険の対象および損害の調査と関連して当社が必要と認める事項を調査することができます。
- (2) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく、(1) の規定による調査に協力しなかった場合は、当社は、これによって当社が被った損害の額を差し引いて生活用動産損害保険金を支払います。

第 12 条（保険金の請求）

- (1) この特約にかかる保険金の当社に対する保険金請求権は、保険の対象について保険事故による損害を被った時から発生し、これを行使することができるものとして、
- (2) この特約にかかる保険金の請求書類は、保険金請求書、保険証券および次に掲げる書類とします。
 - ① 当社の定める事故状況報告書
 - ② 警察署またはこれに代わるべき第三者の事故証明書
 - ③ 保険の対象の損害の程度を証明する書類
 - ④ 生活用動産損害保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（注）
 - ⑤ その他当社が普通保険約款第 20 条（保険金の支払時期）(1) に定める必要な確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

(注) 生活用動産損害保険金を第三者に委任する場合

第 13 条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

- (1) 他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が第 2 条（保険金を支払う場合）の損害の額を超えるときは、当社は、次に定める額を生活用動産損害保険金として支払います。
 - ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合この保険契約の支払責任額
 - ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合第 2 条の損害の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。
- (2) (1) の損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第 14 条（残存物および盗難品の帰属）

- (1) 当社が生活用動産損害保険金を支払った場合でも、保険の対象の残存物について被保険者が有する所有権その他の物権は、当社がこれを取得する旨の意思を表示しないかぎり、当社に移転しません。
- (2) 盗取された保険の対象について、当社が生活用動産損害保険金を支払う前にその保険の対象が回収された場合は、その回収物について盗取の損害が生じなかったものとみなします。
- (3) 保険の対象が盗取された場合に、当社が生活用動産損害保険金を支払ったときは、当社は、その保険の対象の所有権その他の物権は生活用動産損害保険金の保険価額に対する割合によって、当社に移転します。ただし、被保険者は、支払を受けた生活用動

産保険金に相当する額（注）を当会社に支払って、その保険の対象の所有権その他の物権を取得することができます。

（注）第10条（損害の発生）（3）①の費用の額は含みません。

- （4）（2）または（3）ただし書に規定する場合においても、被保険者は、回収されるまでの間に生じた保険の対象の損傷または汚損の損害に対して生活用動産保険金を請求することができます。この場合において、当社が生活用動産保険金を支払うべき損害額は第7条（損害額の決定）の規定によって決定します。

第15条（代位）

- （1）第2条（保険金を支払う場合）の損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当社がその損害に対して生活用動産損害保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

① 当社が損害の全額を生活用動産損害保険金として支払った場合被保険者が取得した債権の全額

- ② ①以外の場合被保険者が取得した債権の額から、生活用動産損害保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

- （2）（1）②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- （3）保険契約者、被保険者および傷害治療費用保険金を受け取るべき者は、当社が取得する（1）もしくは（2）の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当会社の負担とします。

第16条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に付帯された特約の規定を準用します。

家族総合賠償責任特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
記名被保険者	保険証券に記載された者をいいます。
競技等	競技、競争、興行（注1）または試運転（注2）をいいます。 （注1）いずれもそのための練習を含みます。 （注2）性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。
財物の損壊	財物（注1）の滅失（注2）、汚損または損傷をいいます。 （注1）漁業権、営業権、鉱業権、著作権、特許権、商号権その他これらに類する権利を含みません。 （注2）紛失、盗取または詐欺を含みません。
支払責任額	他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
住宅	保険証券記載の地域における被保険者の居住の用に供される住宅（注）をいいます。 （注）その住宅の敷地ならびに敷地内の動産および不動産を含みます。
身体の障害	傷害、疾病、後遺障害（注）または死亡をいいます。 （注）医師による治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。
第一次保険契約	保険証券記載の地域における被保険者による自動車または車両（注）の所有、使用または管理に起因する損害に対して保険金を支払うべき保険証券記載の他の保険契約をいいます。 （注）原動力が専ら人力であるもの、遊戯用乗用具、ゴルフ場内のゴルフカートおよびレジャーを目的として使用中のスノーモービルを除きます。
他人	被保険者以外の者をいいます。
被保険者	記名被保険者のほか日本国外に居住する次に掲げる者を含みます。ただし、責任無能力者を除きます。 ① 記名被保険者の配偶者 ② 記名被保険者または配偶者と生計を共にする同居の親族 ③ 記名被保険者または配偶者と生計を共にする別居の未婚の子
保険事故	被保険者が他人の身体の障害または財物の損壊について、法律上の損害賠償責任を負担する原因となった次に掲げる偶然な事故をいいます。 ① 住宅の所有、使用または管理に起因する事故

	② 被保険者の日常生活（注）に起因する事故 （注）住宅および住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。
免責金額	支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。免責金額は被保険者の自己負担となります。

第2条（保険金を支払う場合）

- （1）当会社は、被保険者が保険期間中に生じた保険事故により、他人の身体の障害または財物の損壊について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して、この特約および普通保険約款の規定に従い、家族総合賠償責任保険金を支払います。

- （2）（1）の損害のうち、保険証券記載の地域における被保険者による自動車または車両（注）の所有、使用または管理に起因する損害については、当会社は、1回の事故による損害の額が、第一次保険契約によって支払われる金額または保険証券記載の自己負担額のいずれか高い額を超過するときにかぎり、その超過額に対して家族総合賠償責任保険金を支払います。
（注）原動力が専ら人力であるもの、遊戯用乗用具、ゴルフ場内のゴルフカートおよびレジャーを目的として使用中のスノーモービルを除きます。

第3条（保険金を支払わない場合—その1）

当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、家族総合賠償責任保険金を支払いません。

- ① 保険契約者（注1）または被保険者の故意
- ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他これらに類する事象
- ③ 核燃料物質（注2）もしくは核燃料物質（注2）によって汚染された物（注3）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ④ ②もしくは③の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑤ ③以外の放射線照射または放射能汚染

（注1）保険契約者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注2）使用済燃料を含みます。

（注3）原子核分裂生成物を含みます。

第4条（保険金を支払わない場合—その2）

（1）当会社は、被保険者が、次に掲げる損害賠償責任のいずれかを負担することによって被った損害に対しては、家族総合賠償責任保険金を支払いません。

- ① 被保険者の職務遂行に起因する損害賠償責任
- ② 専ら被保険者の職務の用に供される動産または不動産（注1）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- ③ 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任。ただし、次に掲げる損害に対する賠償責任については、家族総合賠償責任保険金を支払います。
ア. 住宅内で一時的に管理する他人の財物に与えた損害
イ. 賃貸業者から保険契約者または被保険者が直接借り入れた旅行用品または生活用動産に与えた損害
ウ. 火災、破裂または爆発（注2）により住宅に与えた損害工. 宿泊施設（注3）の客室（注4）に与えた損害
- ④ 被保険者の使用者（注5）が、被保険者の事業または業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任
- ⑤ 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- ⑥ 被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任
- ⑦ 航空機、船舶（注6）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- ⑧ 被保険者が所有、使用または管理する自動車または車両により、競技等をしていいる間の当該自動車または車両に起因する損害賠償責任
- ⑨ 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任
- ⑩ 被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任

（注1）被保険者の居住の用に供される住宅の一部が専ら被保険者の職務の用に供される場合は、その部分を含みます。

（注2）破裂または爆発とは、気体または蒸気の急激な膨脹をともなう破壊またはその現象をいいます。

（注3）ホテル等の宿泊施設をいいる、居住施設を除きます。

（注4）客室内の動産ならびに客室外におけるセイフティボックスのキーおよびルームキーを含みます。

（注5）被保険者が家事使用人として使用する者については、疾病に起因する損害賠償責任に限ります。

（注6）原動力が50馬力未満のものおよび艇長が7.9m未満の帆走船を除きます。

第5条（支払保険金の範囲）

当会社が支払う家族総合賠償責任保険金の範囲は、次に掲げるものに限ります。

- ① 被保険者が損害賠償請求権に支払うべき損害賠償金
- ② 第10条（事故の発生）（1）②に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用（注）

- ③ 第10条(1)③に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用(注)
- ④ 事故が発生した場合において、②の損害の発生または拡大の防止のために必要または有益な手段を講じた後に、被保険者に法律上の損害賠償責任がないと判明したときは、その手段を講じたことにより要した費用(注)のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ当会社の書面による同意を得て支出した費用
- ⑤ 第11条(当会社による解決)(1)に規定する当会社による損害賠償請求の解決に協力するために被保険者が支出した費用(注)
- ⑥ 事故に関して被保険者の行う折衝または示談について被保険者が当会社の同意を得て支出した費用(注)
- ⑦ 損害賠償に関する争訟について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に要した費用(注)
- (注) 収入の喪失を含みません。

第6条(支払の限度)

- (1) 当会社が、被保険者に家族総合賠償責任保険金として支払うべき前条①の損害賠償金の額は、被保険者の数にかかわらず、1回の保険事故につき、保険証券記載の免責金額を超過する部分をい、かつ、保険証券記載のてん補限度額をもって限度とします。ただし、第4条(保険金を支払わない場合-その2)(1)③ア.の損害については、1回の保険事故につき10万円を限度とします。
- (2) 当会社が、被保険者に家族総合賠償責任保険金として支払うべき前条②から⑦までの費用は、その全額とします。ただし、同条⑥および⑦の費用については、損害賠償金の額が保険証券記載のてん補限度額を超えた場合は、そのてん補限度額の当該損害賠償金の額に対する割合をもって限度とします。
- (3) (1)および(2)の規定にかかわらず、当会社は、第2条(保険金を支払う場合)(2)の損害については、前条①から⑦までの損害賠償金および費用の合計額が、1回の保険事故につき、第一次保険契約によって支払われる金額または保険証券記載の自己負担額のいずれか高い額を超過していたとしたり支払われるべき金額または保険証券記載のてん補限度額を限度に家族総合賠償責任保険金を支払います。

第7条(第一次保険契約の維持義務)

- (1) 被保険者は、保険期間中第一次保険契約を維持または更新しなければなりません。
- (2) 被保険者が第一次保険契約の維持または更新を怠った場合には、当会社は、第一次保険契約が有効に維持または更新されたとしたら支払われるべき金額または保険証券記載の自己負担額のいずれか高い金額を差し引いて支払額を決定します。

第8条(旅行先に関する通知義務)

- (1) 保険契約締結の後、被保険者が旅行先を変更した場合は、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。
- (2) 旅行先の変更の事実がある場合において、適用料率を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の適用料率と変更後の適用料率との差に基づき、旅行先の変更の事実が生じた時以降の期間に対し日割をもって計算した保険料を返還または請求します。
- (3) 当会社は、保険契約者が(2)の規定による追加保険料の支払を怠った場合(注)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約を解除することができる。(注) 当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限りです。
- (4) (2)の規定による追加保険料を請求する場合において、(3)の規定によりこの特約を解除できるときは、当会社は、旅行先の変更の事実があった後に生じた保険事故に対しては、変更前の適用料率の変更後の適用料率に対する割合により、家族総合賠償責任保険金を削減します。
- (5) 保険契約者または被保険者が故意または重大な過失によって、遅滞なく(1)の規定による通知をしなかった場合において、変更後の適用料率が変更前の適用料率よりも高いときは、当会社は、旅行先の変更の事実があった後に生じた保険事故に対しては、変更前の適用料率の変更後の適用料率に対する割合により、家族総合賠償責任保険金を削減します。
- (6) (5)の規定は、当会社が、(5)の規定による家族総合賠償責任保険金を削減して支払うべき事由の原因があることを知った時から家族総合賠償責任保険金を削減して支払う旨の被保険者に対する通知をしないで1か月を経過した場合または旅行先の変更の事実があった時から5年を経過した場合には適用しません。
- (7) (5)の規定は、旅行先の変更の事実に基づかず発生した損害については適用しません。
- (8) (5)の規定にかかわらず、旅行先の変更の事実が生じ、この特約の引受範囲(注)を超えることとなった場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約を解除することができる。(注) 保険料を増額することにより特約を継続することができる範囲として特約付帯の際に当会社が交付する書面等において定めたものをいいます。
- (9) (7)の規定による解除が保険事故の発生した後になされた場合であっても、普通保険約款第14条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、旅行先の変更の事実が生じた時から解除がなされた時までに発生した保険事故に対しては、当会社は、家族総合賠償責任保険金を支払いません。この場合において、既に家族総合賠償責任保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

第9条(保険料の返還-特約解除の場合)

前条(3)または(8)の規定により、当会社がこの特約を解除した場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

第10条(事故の発生)

- (1) 保険事故により他人の身体の障害または財物の損壊が発生したことを知ったときは、保険契約者または被保険者は、次に掲げる事項を履行しなければなりません。
- ① 次の事項を遅滞なく、当会社に通知すること。この場合において、当会社が書面による通知を求めたときは、これに応じなければなりません。
- ア. 保険事故発生の日時、場所、被害者の住所、氏名、年齢、職業、保険事故の状況
- イ. ア.の事項について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名
- ウ. 損害賠償の請求を受けた場合は、その内容
- ② 損害の発生および拡大の防止に努めること。
- ③ 他人に損害賠償の請求(注1)をすることができる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。
- ④ 損害賠償の請求を受けた場合には、あらかじめ当会社の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないこと。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他緊急措置を行う場合を除きます。
- ⑤ 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく当会社に通知すること。
- ⑥ 他の保険契約等の有無および内容(注2)について遅滞なく当会社に通知すること。
- ⑦ ①から⑥までのほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力すること。

- (注1) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。
- (注2) 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。
- (2) 保険契約者または被保険者が正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合は、それぞれ次の金額を差し引いて保険金を支払います。
- ① (1)①および⑤から⑦までの規定に違反した場合は、それによって当会社が被った損害の額
- ② (1)②の規定に違反した場合は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額
- ③ (1)③の規定に違反した場合は、他人に損害賠償(注)を請求することによって取得することができたと認められる額
- ④ (1)④の規定に違反した場合は、損害賠償責任がないと認められる額
- (注) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

第11条(当会社による解決)

当会社は必要と認めたときは、被保険者に代わって自己の費用で被害者からの損害賠償請求の解決に当たることができず、この場合において、被保険者は、当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。

第12条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

- 他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が第2条(保険金を支払う場合)の損害の額を超えるときは、当会社は、次に定める額を家族総合賠償責任保険金として支払います。
- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合この保険契約の支払責任額
- ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合第2条の費用の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

第13条(保険金の請求)

- (1) この特約にかかる保険金の当会社に対する保険金請求権は、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時から発生し、これを使用することができるものとする。
- (2) この特約にかかる保険金の請求書類は、保険金請求書、保険証券および次に掲げる書類とします。
- ① 当会社の定める事故状況報告書
- ② 示談書その他これに代わるべき書類
- ③ 損害を証明する書類
- ④ 家族総合賠償責任保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書(注)
- ⑤ その他当会社が普通保険約款第20条(保険金の支払時期)(1)に定める必要な確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
- (注) 家族総合賠償責任保険金の請求を第三者に委任する場合

第14条(先取特権)

- (1) 損害賠償請求権者は、被保険者の当会社に対する保険金請求権(注)について先取特権を有します。
- (注) 第5条(支払保険金の範囲)②から⑦までの費用に対する保険金請求権を除きます。
- (2) 当会社は、次のいずれかに該当する場合に、保険金の支払を行うものとします。
- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当会社から被保険者に支払う場合(注1)
- ② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合

- ③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が(1)の先取特権行使したことにより、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
- ④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当会社から被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当会社から被保険者に支払う場合(注2)
- (注1) 被保険者が賠償した金額を限度とします。
(注2) 損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。
- (3) 保険金請求権(注)は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権(注)を譲渡の目的とし、または(2)③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、(2)①または④の規定により被保険者が当会社に対して保険金の支払を請求することができない場合を除きます。
(注) 第5条(支払保険金の範囲)②から⑦までの費用に対する保険金請求権を除きます。

第15条(代位)

- (1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権(注)を取得した場合において、当社がその損害に対して賠償責任保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。
- ① 当社が損害の全額を賠償責任保険金として支払った場合
被保険者が取得した債権の全額
- ② ①以外の場合
被保険者が取得した債権の額から、賠償責任保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額
- (注) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。
- (2) (1)②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 保険契約者、被保険者および家族総合賠償責任保険金を受け取るべき者は、当社が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当会社の負担とします。

第16条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に付帯された特約の規定を準用します。

自動車賠償責任危険補償対象外特約

- 当会社は、この特約により、家族総合賠償責任特約第2条(保険金を支払う場合)(2)に規定する保険金を支払いません。

被害者治療費用特約

第1条(用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
住宅	保険証券記載の地域における被保険者の居住の用に供される住宅をいいます。ただし、当該住宅の敷地ならびに敷地内の動産および不動産を含みます。
身体の障害	賠償特約第1条(用語の定義)の身体の障害をいいます。
治療費用	次に掲げる費用のうち、保険事故の発生の日から1年間に要した妥当なものをいいます。 ア. 医師の診察費、処置費および手術費 イ. 医師の処置または処方による薬剤費、治療材料費および医療器具使用料 ウ. X線検査費、諸検査費および手術室費 エ. 職業看護師費 オ. 病院または診療所へ入院した場合の入院費
賠償特約	家族総合賠償責任特約をいいます。
被保険者	賠償特約第1条(用語の定義)の被保険者をいいます。
保険事故	被保険者が次条①から③までに掲げる他人の身体の障害のいずれかについて治療費用を負担する原因となった事故をいいます。

第2条(保険金を支払う場合)

当会社は、この特約により、保険期間中に発生した偶然な事故による次に掲げる他人の身体の障害のいずれかについて、被保険者がその治療費用を負担することによって被った損害に対して、保険証券記載のてん補限度額を限度に被害者治療費用保険金を支払います。

- ① 住宅の所有、使用または管理に起因する事故による他人の身体の障害
- ② 被保険者の日常生活(注)に起因する事故による他人の身体の障害
- ③ ①および②以外の事故による次に掲げる他人の身体の障害
ア. 被保険者の許可を得て住宅内にいる他人の身体の障害
イ. 住宅に隣接する道路上にいる他人の身体の障害。ただし、身体の障害が被害者

自身の行為によって発生した事故による場合を除きます。
(注) 住宅および住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。

第3条(保険金を支払わない場合)

当会社は、被保険者が、次に掲げる身体の障害のいずれかに対して治療費用を負担することによって被った損害に対しては、被害者治療費用保険金を支払いません。

- ① 被保険者の職務遂行に起因する他人の身体の障害
- ② 専ら被保険者の職務の用に供される動産または不動産(注1)の所有、使用または管理に起因する他人の身体の障害
- ③ 被保険者の使用者が、被保険者の事業または業務に従事中に被った身体の障害。ただし、被保険者が家事使用者として使用する者については、疾病に限ります。
- ④ 被保険者と同居する親族の身体の障害
- ⑤ 航空機、船舶(注2)の所有、使用または管理に起因する他人の身体の障害
- ⑥ 被保険者の所有、使用または管理する自動車または車両(注3)に起因する他人の身体の障害
- ⑦ 被保険者の心神喪失に起因する他人の身体の障害
- ⑧ 被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する他人の身体の障害
- (注1) 住宅の一部が専ら被保険者の職務の用に供される場合は、その部分を含みます。
(注2) 原動力が50馬力未満のものおよび艇長が7.9m未満の帆走船を除きます。
(注3) 原動力が専ら人力であるもの、遊戯用乗用具、ゴルフ場内のゴルフカートおよびレジャーを目的として使用中のスノーモービルを除きます。

第4条(損害賠償保険金との関係)

当会社は、被保険者が第2条(保険金を支払う場合)の損害につき、法律上の損害賠償責任を負担する場合には、この特約により支払う被害者治療費用保険金は、当社が賠償特約の規定により支払う家族総合賠償責任保険金に充当します。

第5条(賠償特約との関係)

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、賠償特約の規定を準用します。

条件付戦争危険補償特約(A)

第1条(保険金を支払う場合)

- (1) 当会社は、この特約により、この保険契約に傷害死亡保険金支払特約が付帯されている場合には、同特約第4条(保険金を支払わない場合-その1)⑨および⑩の規定にかかわらず、旅行行程中に次に掲げる事由のいずれかによって生じた傷害に対しても、同特約に規定する傷害死亡保険金を支払います。
- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似的事変
- ② ①の事由に伴って生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- (2) 当会社は、この特約により、この保険契約に傷害後遺障害保険金支払特約が付帯されている場合には、同特約第4条(保険金を支払わない場合-その1)(1)⑨および⑩の規定にかかわらず、(1)①または②に掲げる事由のいずれかによって生じた傷害に対しても、同特約に規定する傷害後遺障害保険金を支払います。

第2条(この特約の解除)

当会社は、前条(1)①または②に掲げる危険が著しく増加したと認めた場合は、保険契約者に対する24時間以前の書面による予告により、この特約を解除することができます。

第3条(旅行経路に関する通知義務)

- (1) この特約締結の後、被保険者が旅行の経路を変更した場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。
- (2) 旅行経路の変更の事実がある場合において、適用料率を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の適用料率と変更後の適用料率との差に基づき、旅行経路の変更の事実が生じた時以降の期間に対し日割をもって計算した保険料を返還または請求します。
- (3) 当会社は、保険契約者が(2)の規定による追加保険料の支払を怠った場合(注)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約を解除することができます。
(注) 当社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限りです。
- (4) (2)の規定による追加保険料を請求する場合において、(3)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、旅行経路の変更の事実があった後に生じた保険事故に対しては、変更前の適用料率の変更後の適用料率に対する割合により、保険金を削減します。
- (5) 保険契約者または被保険者が故意または重大な過失によって、遅滞なく(1)の規定による通知をしなかった場合において、変更後の適用料率に変更前の適用料率よりも高いときは、当会社は、旅行経路の変更の事実があった後に生じた保険事故に対しては、変更前の適用料率の変更後の適用料率に対する割合により、保険金を削減します。
- (6) (5)の規定は、当社が、(5)の規定による保険金を削減して支払うべき事由の原因があることを知った時から保険金を削減して支払う旨の被保険者もしくは保険金を受け取るべき者に対する通知をしないで1か月を経過した場合または旅行経路の変更の事実があった時から5年を経過した場合には適用しません。

- (7) (5)の規定は、旅行経路の変更の事実に基づかず発生した損害については適用しません。
- (8) (5)の規定にかかわらず、旅行経路の変更の事実が生じ、この保険契約の引受範囲(注)を超えることとなった場合には、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約を解除することができます。
- (注) 保険料を増額することにより保険契約を継続することができる範囲として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたものをいいます。
- (9) (7)の規定による解除が保険事故の発生した後になされた場合であっても、普通保険約款第14条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、旅行経路の変更の事実が生じた時から解除がなされた時までに発生した保険事故に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

第4条(特約解除の効力)

第2条(この特約の解除)の規定による解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第5条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に付帯された特約の規定を準用します。

条件付戦争危険補償特約(B)

第1条(保険金を支払う場合)

- (1) 当社は、この特約により、この保険契約に傷害死亡保険金支払特約が付帯されている場合には、同特約第4条(保険金を支払わない場合—その1)①および①の規定にかかわらず、旅行行程中に次に掲げる事由のいずれかによって生じた傷害に対しても、同特約に規定する傷害死亡保険金を支払います。
- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変
- ② ①の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- (2) 当社は、この特約により、この保険契約に傷害後遺障害保険金支払特約が付帯されている場合には、同特約第4条(保険金を支払わない場合—その1)①および①の規定にかかわらず、(1)①から②に掲げる事由のいずれかによって生じた傷害に対しても、同特約に規定する傷害後遺障害保険金を支払います。
- (3) 当社は、この特約により、この保険契約に傷害治療費用補償特約が付帯されている場合には、同特約第4条(保険金を支払わない場合—その1)①および①の規定にかかわらず、(1)①から②に掲げる事由のいずれかによって生じた傷害に対しても、同特約に規定する傷害治療費用保険金を支払います。
- (4) 当社は、この特約により、この保険契約に疾病治療費用補償特約が付帯されている場合には、同特約第4条(保険金を支払わない場合)①⑥および⑦の規定にかかわらず、(1)①から②に掲げる事由のいずれかによって発病した疾病に対しても、同特約に規定する疾病治療費用保険金を支払います。
- (5) 当社は、この特約により、この保険契約に疾病死亡保険金支払特約が付帯されている場合には、同特約第4条(保険金を支払わない場合)⑤および⑦の規定にかかわらず、(1)①から②に掲げる事由のいずれかによって生じた疾病死亡に対しても、同特約に規定する疾病死亡保険金を支払います。
- (6) 当社は、この特約により、この保険契約に救護者費用等補償特約が付帯されている場合には、同特約第5条(保険金を支払わない場合)①⑥および⑧の規定にかかわらず、(1)①から②に掲げる事由のいずれかによって同特約第2条(保険金を支払う場合)①①から④のいずれかに該当したことにより発生した費用に対しても、同特約に規定する救護者費用等保険金を支払います。
- (7) 当社は、この特約により、この保険契約に治療・救護費用補償特約が付帯されている場合には、同特約第5条(保険金を支払わない場合—その1)①⑦および⑧の規定にかかわらず、(1)①から②に掲げる事由のいずれかによって同特約第2条(保険金を支払う場合)①①から⑤のいずれかに該当したことにより発生した費用に対しても、同特約に規定する治療・救護費用保険金を支払います。

第2条(この特約の解除)

当社は、第1条(保険金を支払う場合)①①から②に掲げる危険が著しく増加したと認めるときは、24時間以前の保険契約者に対する書面による予告により、追加保険料を請求することまたはこの特約を解除することができます。

第3条(旅行経路に関する通知義務)

- (1) この特約締結の後、被保険者が旅行の経路を変更した場合は、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当社に通知しなければなりません。
- (2) 旅行経路の変更の事実がある場合において、適用料率を変更する必要があるときは、当社は、変更前の適用料率と変更後の適用料率との差に基づき、旅行経路の変更の事実が生じた時以降の期間に対し日割をもって計算した保険料を返還または請求します。
- (3) 当社は、保険契約者が(2)の規定による追加保険料の支払を怠った場合(注)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約を解除することができます。
- (注) 当社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限りです。
- (4) (2)の規定による追加保険料を請求する場合において、(3)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当社は、旅行経路の変更の事実があった後に生じた保

- 險事故に対しては、変更前の適用料率の変更後の適用料率に対する割合により、保険金を削減します。
- (5) 保険契約者または被保険者が故意または重大な過失によって、遅滞なく(1)の規定による通知をしなかった場合において、変更後の適用料率が変更前の適用料率よりも高いときは、当社は、旅行経路の変更の事実があった後に生じた保険事故に対しては、変更前の適用料率の変更後の適用料率に対する割合により、保険金を削減します。

- (6) (5)の規定は、当社が、(5)の規定による保険金を削減して支払うべき事由の原因があることを知った時から保険金を削減して支払う旨の被保険者もしくは保険金を受け取るべき者に対する通知をしないで1か月を経過した後または旅行経路の変更の事実があった時から5年を経過した場合には適用しません。
- (7) (5)の規定は、旅行経路の変更の事実に基づかず発生した損害については適用しません。

- (8) (5)の規定にかかわらず、旅行経路の変更の事実が生じ、この保険契約の引受範囲(注)を超えることとなった場合には、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約を解除することができます。
- (注) 保険料を増額することにより保険契約を継続することができる範囲として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたものをいいます。

- (9) (7)の規定による解除が保険事故の発生した後になされた場合であっても、普通保険約款第14条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、旅行経路の変更の事実が生じた時から解除がなされた時までに発生した保険事故に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

第4条(特約解除の効力)

第2条(この特約の解除)の規定による解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第5条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に付帯された特約の規定を準用します。

クレジットカード払特約

第1条(用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
会員規約等	クレジットカード発行会社との間で締結した会員規約等をいいます。
クレジットカード	当会社の指定するクレジットカードをいいます。
この保険契約の保険料	保険契約締結の際に支払うべき保険料または保険契約締結後に支払う保険料をいいます。

第2条(クレジットカードによる保険料支払の承認)

当社は、この特約に従い、クレジットカードにより、保険契約者が、この保険契約の保険料を支払うことを承認します。ただし、会員規約等によりクレジットカードの使用が認められた者またはクレジットカードの会員である法人と保険契約者が同一である場合に限りです。

第3条(保険料領収時に生じた事故の取扱い)

- (1) 保険契約者から、この保険契約の保険料をクレジットカードを使用して支払う旨の申出があった場合は、当社はクレジットカード発行会社へそのカードの有効性および利用限度額内であること等の確認を行ったうえで、当社がクレジットカードによる保険料の支払を承認した時(注)以後、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約に定める保険料領収時に生じた保険事故の取扱いに関する規定を適用しません。(注) 保険証券記載の保険期間の開始前に承認した場合は、保険期間の開始した時とします。
- (2) 当社は、次のいずれかに該当する場合には、(1)の規定を適用しません。

- ① 当社がクレジットカード発行会社からこの保険契約の保険料相当額を領収できない場合。ただし、保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、クレジットカード発行会社に対してこの保険契約の保険料相当額的全額を既に支払っている場合を除きます。

- ② 会員規約等に定める手続が行われない場合

第4条(保険料の直接請求および請求保険料支払後の取扱い)

- (1) 前条(2)①のこの保険契約の保険料相当額を領収できない場合には、当社は、保険契約者に保険料を直接請求できるものとします。この場合において、保険契約者が、クレジットカード発行会社に対してこの保険契約の保険料相当額を既に支払っているときは、当社は、その支払った保険料相当額について、保険契約者に請求できないものとします。
- (2) 保険契約者が会員規約等に従い、クレジットカードを使用した場合において、(1)の規定により当社が保険料を請求し、保険契約者が遅滞なくその保険料を支払ったときは、前条(1)の規定を適用します。
- (3) 保険契約者が(2)の保険料の支払を怠った場合には、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (4) (3)の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第5条(保険料の返還の特則)

普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定により保険料を返還する場合には、当社は、クレジットカード発行会社からの保険料相当額の領収を確認の後に保険料を返還します。ただし、前条（２）の規定により保険契約者が保険料を直接当社に払い込んだ場合、および保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、クレジットカード発行会社に対してこの保険契約にかかわる保険料相当額を既に支払っている場合を除きます。

第6条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険約款に適用される普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

通信販売特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
事前審査済通知書	当社があらかじめ保険契約引受けの可否を審査し、引受けを行う保険契約についての契約内容、保険料、保険料払込期日および保険料払込方法を記載した書類をいいます。
申込書	当社所定の保険契約申込書をいいます。
引受審査結果通知書	保険料、保険料払込期日および保険料払込方法を記載した通知書をいいます。

第2条（保険契約の申込み）

当社に対して保険契約の申込みをしようとする者は、次に掲げるいずれかの方法により、保険契約の申込みを行うことができます。

- ① 申込書に所定の事項を記載し、当社に送付すること。
- ② 電話、情報処理機器等の通信手段を媒介とし、当社または代理店に対して、保険契約の申込みの意思を表示し、当社所定の事項を連絡すること。

第3条（通知書等の送付および申込書の返送）

- （１）前条の規定により当社が保険契約の申込みを受けた場合は、当社は、保険契約引受けの可否を審査し、引受けを行う保険契約については、次に掲げる書類を保険契約者に送付します。なお、引受けを行わない保険契約については、直ちに保険契約者にその旨通知します。
 - ① 前条①による場合は、引受審査結果通知書
 - ② 前条②による場合は、引受審査結果通知書および申込書
- （２）保険契約者が（１）②の申込書の送付を受けた場合には、保険契約者は、申込書に所定の事項を記載し、申込書返送期限までに当社または代理店へ返送するものとなります。
- （３）保険契約者により（２）の申込書が引受審査結果通知書の返送期限までに当社または代理店に返送されない場合は、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、（１）の申込みがなかったものとして取り扱います。
- （４）（１）の規定にかかわらず、事前審査済通知書を保険契約者へ送付している場合で、かつ、あらかじめ審査した契約内容で前条①または②に掲げるいずれかの方法により、事前審査済通知書記載の期間内に申込みを受けたときは、次に掲げる書類の保険契約者への送付を省略できるものとします。
 - ① 前条①による場合は、引受審査結果通知書
 - ② 前条②による場合は、引受審査結果通知書および申込書
- （５）（４）の事前審査済通知書に記載されたあらかじめ審査した契約内容と異なる契約内容で保険契約者より申込みを受けた場合には、当社は、保険契約引受けの可否をあらためて審査するものとします。

第4条（保険料の払込方法）

- （１）保険契約者は、前条（１）の引受審査結果通知書または（４）の事前審査済通知書に従い、保険料を払い込まなければなりません。
- （２）保険料の払込期限は、この保険約款に適用されている他の特約に別の規定がある場合を除き、保険期間の初日の前日までの当社または代理店が定める日とします。

第5条（保険責任の始期および終期）

- （１）当会社の保険責任は、保険期間の初日の午前0時に始まり、末日の午後12時に終わります。
- （２）（１）の規定にかかわらず、保険期間が始まった後でも、当社は、引受結果通知書または事前審査済通知書に記載された保険料領収前に生じた事故による傷害または損害に対しては、保険金を支払いません。

第6条（保険料不払による保険契約の解除）

当社は、引受審査結果通知書または事前審査済通知書に記載された保険料の払込期日の属する月の翌月末までに保険料の払込みがない場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、保険期間の初日から将来に向かってその効力を生じます。

第7条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

インターネット等による通信販売特約

第1条（保険契約の申込み）

- （１）当社に対して保険契約の申込みをしようとする者は、その申込みについての重要事項を了解した上で、当社の定める手続方法に従って、情報処理機器上の契約申込画面に所要の事項を入力し、当社に送信することによって、保険契約の申込みをすることができるものとします。
- （２）（１）の規定により当社が契約申込画面の送信を受けた場合は、当社は、保険契約の引受けを行うものについては、保険契約者に対して契約確認書画面を送信することにより引受契約内容を通知します。

第2条（保険料の払込み）

- （１）保険契約者は前条（２）の契約確認書画面に従い、保険料を払い込まなければなりません。
- （２）契約確認書画面に記載する保険料の払込期限は、この保険約款に適用されている他の特約に別の規定がある場合を除き、保険期間の初日の前日までの当社が定める日とします。

第3条（保険料不払による保険契約の解除）

- （１）当社は、契約確認書画面に記載された保険料の払込期限までに保険料が払い込まれなかった場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- （２）（１）の規定による解除は、保険期間の初日から将来に向かってその効力を生じます。

第4条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

数次海外旅行者特約

第1条（保険金を支払う場合）

- （１）当社は、被保険者が保険期間中に2回以上の海外旅行を行う場合にも、その全ての海外旅行に対して、この保険約款に基づいて保険金を支払います。
- （２）当社は、保険期間中でも旅行行程中以外の期間については保険責任を負いません。

第2条（特約の取扱い）

- この保険約款に付帯されている特約は、次のとおり取り扱うものとします。
- ① 疾病治療費用補償特約は次のとおり読み替えて適用します。
 - ア. 第2条（保険金を支払う場合）（１）①の規定中「直接の原因として責任期間」とあるのは「直接の原因としてその責任期間中」、（１）①イ.の規定中「責任期間中」とあるのは「その責任期間中に」、（１）②の規定中「責任期間が終了した日から」とあるのは「その責任期間が終了した日から」
 - イ. 第9条（保険金の請求）（２）①の規定中「責任期間終了後72時間を経過するまでに」とあるのは「その責任期間終了後72時間を経過するまでに」、同条（２）②の規定中「責任期間が終了した日から」とあるのは「その責任期間が終了した日」から
 - ウ. 第12条（普通保険約款の読み替え）の規定中「責任期間開始前または責任期間終了後」とあるのは「その責任期間開始前またはその責任期間終了後」
 - ② 疾病死亡保険金支払特約は次のとおり読み替えて適用します。
 - ア. 第2条（保険金を支払う場合）（１）②の規定中「責任期間が終了した日から」とあるのは「その責任期間が終了した日」から、「責任期間終了後72時間を経過するまでに」とあるのは「その責任期間終了後72時間を経過するまでに」、（１）②イ.の規定中「責任期間中」とあるのは「その責任期間中に」、（１）③の規定中「責任期間が終了した日から」とあるのは「その責任期間が終了した日」から
 - イ. 第9条（保険金の請求）（２）⑤の規定中「責任期間終了後72時間を経過するまでに」とあるのは「その責任期間終了後72時間を経過するまでに」
 - ③ 救護者費用等補償特約については、第2条（保険金を支払う場合）（１）①ウ.の規定中「責任期間が終了した日」から」とあるのは「その責任期間が終了した日」から、「責任期間中に医師」とあるのは「その責任期間中に医師」、（１）②イ.の規定中「責任期間中に医師」とあるのは「その責任期間中に医師」と読み替えて適用します。
 - ④ 治療・救護費用補償特約は次のとおり読み替えて適用します。
 - ア. 第2条（保険金を支払う場合）（１）②の規定中「直接の原因として責任期間」とあるのは「直接の原因としてその責任期間中」、（１）②イ.の規定中「責任期間中に」とあるのは「その責任期間中に」、（１）③イ.の規定中「責任期間中に医師」とあるのは「その責任期間中に医師」、（１）⑤ウ.の規定中「責任期間が終了した日」から」とあるのは「その責任期間が終了した日」から、「責任期間中に医師」とあるのは「その責任期間中に医師」、（注4）の規定中「責任期間が終了した日」から」とあるのは「その責任期間が終了した日」から
 - イ. 第14条（保険金の請求）（２）④の規定中「責任期間終了後72時間を経過するまでに」とあるのは「その責任期間終了後72時間を経過するまでに」、責任期間が終了した日」から」とあるのは「その責任期間が終了した日」から
 - ウ. 第17条（普通保険約款の読み替え）の規定中「責任期間開始前または責任期間終了後」とあるのは「その責任期間開始前またはその責任期間終了後」

包括契約特約（毎月報告・毎月精算用）

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
確定保険料	第4条(通知)(1)の規定による通知に基づき当社が算出した確定保険料をいいます。
暫定保険料	保険証券記載の暫定保険料をいいます。
払込期日	保険証券記載の払込期日をいいます。

第2条(暫定保険料)

- (1) 保険契約者は、保険契約締結と同時に暫定保険料を当社に支払わなければなりません。
- (2) 普通保険約款第5条(保険責任の始期および終期)(5)の規定および普通保険約款に付帯される他の特約に定める保険料領収前に生じた保険事故の取扱いの規定は、暫定保険料に適用するものとします。

第3条(帳簿の備付け)

保険契約者は、被保険者の氏名、被保険者数その他の当会社の定める事項を記載した帳簿を備え、当社がその閲覧または写しの提示を求めた場合は、いつでもこれに応じなければなりません。

第4条(通知)

- (1) 保険契約者は、保険証券記載の通知日までに、1か月間の被保険者数その他の当会社の定める事項を、当社に通知しなければなりません。
- (2) (1)の規定による通知に遅滞または脱漏があった場合において、保険契約者に故意または重大な過失があったときは、当社は、その通知の対象となる被保険者に生じた保険事故に対しては、次の割合により、保険金を削減して支払います。

遅滞または脱漏の生じた通知日以前に実際に行われた通知に基づいて、当社が算出した確定保険料の合計額

遅滞または脱漏の生じた通知日以前に遅滞および脱漏がなかったものとして、当社が算出した確定保険料の合計額

- (3) (1)の規定による通知に遅滞または脱漏があった場合は、保険期間終了後であっても、保険契約者はこれに対応する保険料を支払わなければなりません。ただし、(2)の規定に基づいて保険金が支払われている場合はこの規定は適用しません。
- (4) (2)の規定は、当社が、(1)の規定による通知に保険契約者の故意または重大な過失による遅滞または脱漏があることを知った時から(2)の規定により保険金を削減して支払う旨の被保険者または保険金を受け取るべき者に対する通知をしないで1か月を経過した場合または遅滞もしくは脱漏の生じた通知日から5年を経過した場合には適用しません。

第5条(確定保険料)

- (1) 保険契約者は、確定保険料を払込期日までに払い込まなければなりません。
- (2) 保険約款が払込期日の属する月の翌月末日を経過した後もその払込期日に払い込まれるべき確定保険料の払込みを怠った場合は、当社は、その確定保険料を算出するための通知にかかわる被保険者の被った傷害または損害に対しては、保険金を支払いません。
- (3) 暫定保険料は、最終の払込期日に払い込まれるべき確定保険料との間で、その差額を精算します。

第6条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に付帯された特約の規定を準用します。

包括契約特約(毎月報告・一括精算用)

第1条(用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
確定保険料	第4条(通知)(1)の規定による通知に基づき当社が算出した確定保険料をいいます。
暫定保険料	保険証券記載の暫定保険料をいいます。

第2条(暫定保険料)

- (1) 保険契約者は、保険契約締結と同時に暫定保険料を当社に支払わなければなりません。
- (2) 普通保険約款第5条(保険責任の始期および終期)(5)の規定および普通保険約款に付帯される他の特約に定める保険料領収前に生じた保険事故の取扱いの規定は、暫定保険料に適用するものとします。

第3条(帳簿の備付け)

保険契約者は、被保険者の氏名、被保険者数その他の当会社の定める事項を記載した帳簿を備え、当社がその閲覧または写しの提示を求めた場合は、いつでもこれに応じなければなりません。

第4条(通知)

- (1) 保険契約者またはその代理人は、保険証券記載の通知日までに、1か月間の被保険者数その他の当会社の定める事項を、当社に通知しなければなりません。
- (2) (1)の規定による通知に遅滞または脱漏があった場合において、保険契約者に故

意または重大な過失があったときは、当社は、その通知の対象となる被保険者に生じた保険事故に対しては、次の割合により、保険金を削減して支払います。

遅滞または脱漏の生じた通知日以前に実際に行われた通知に基づいて、当社が算出した確定保険料の合計額

遅滞または脱漏の生じた通知日以前に遅滞および脱漏がなかったものとして、当社が算出した確定保険料の合計額

- (3) (1)の規定による通知に遅滞または脱漏があった場合は、保険期間終了後であっても、保険契約者はこれに対応する保険料を支払わなければなりません。ただし、(2)の規定に基づいて保険金が支払われている場合はこの規定は適用しません。
- (4) (2)の規定は、当社が、(1)の規定による通知に保険契約者の故意または重大な過失による遅滞または脱漏があることを知った時から(2)の規定により保険金を削減して支払う旨の被保険者または保険金を受け取るべき者に対する通知をしないで1か月を経過した場合または遅滞もしくは脱漏の生じた通知日から5年を経過した場合には適用しません。

第5条(確定保険料)

- (1) 保険契約者は、保険期間終了時に確定保険料と暫定保険料との間で、その差額を精算しなければなりません。
- (2) 保険期間の中で毎月の確定保険料の合計額が暫定保険料を超えた場合は、保険契約者は、当社の請求に従い追加暫定保険料を払い込まなければなりません。
- (3) 保険契約者が(2)の追加暫定保険料を当社の請求後遅滞なく払い込んだ場合においては、当社は、追加暫定保険料を請求した時から追加暫定保険料を徴収するまでの間に生じた保険事故に対しては、保険金を支払いません。

第6条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に付帯された特約の規定を準用します。

企業等の包括契約特約(毎月報告・毎月精算用)

第1条(用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
確定保険料	第6条(通知)(1)の規定による通知に基づき当社が算出した確定保険料をいいます。
継続契約	普通保険約款または同種の危険を補償する保険約款に基づく被保険者毎の保険契約の保険期間の終了日(注)と時間的な隔たりがなく保険期間が開始する保険契約をいいます。 (注)その保険契約が終了日前に解除されていた場合にはその解除日とします。
暫定保険料	保険証券記載の暫定保険料をいいます。
責任期間	保険期間中で、かつ、旅行行程中をいいます。
払込期日	保険証券記載の払込期日をいいます。

第2条(継続契約における疾病治療費用保険金の支払に関する取扱い)

- (1) 当社は、疾病治療費用補償特約が付帯されている保険契約が継続されている場合において、疾病の原因の発生がこの保険契約が継続されてきた最初の保険契約の責任期間の開始時以降であるときは、同特約第2条(保険金を支払う場合)(1)①の規定にかかわらず、疾病治療費用特約および普通保険約款の規定に従い、疾病治療費用保険金を支払います。
- (2) (1)において、疾病の原因の発生が、この保険契約の責任期間の開始時より前であるときは、当社は、この保険契約の支払条件により算出された疾病治療費用保険金の額と、疾病の発病の時の保険契約の支払条件により算出された疾病治療費用保険金の額のうち、いずれか低い金額を支払います。
- (3) (1)および(2)の規定にかかわらず、当社は、(1)の原因の発生の時が、その発生の時の保険契約の責任期間の開始時から、その保険契約の保険料(注)を領収した時までの期間であるときは、その原因により発病した疾病に対しては、疾病治療費用保険金を支払いません。
(注) 暫定保険料および確定保険料をいいます。

第3条(継続契約における治療・救済費用保険金の支払に関する取扱い)

- (1) 当社は、治療・救済費用補償特約が付帯されている保険契約が継続されている場合において、疾病の原因の発生がこの保険契約が継続されてきた最初の保険契約の責任期間の開始時以降であるときは、同特約第2条(保険金を支払う場合)(1)の規定にかかわらず、治療・救済費用特約および普通保険約款の規定に従い、治療・救済費用保険料を支払います。
- (2) (1)において、疾病の原因の発生が、この保険契約の責任期間の開始時より前であるときは、当社は、この保険契約の支払条件により算出された治療・救済費用保険金の額と、疾病の発病の時の保険契約の支払条件により算出された治療・救済費用保険金の額のうち、いずれか低い金額を支払います。
- (3) (1)および(2)の規定にかかわらず、当社は、(1)の原因の発生の時が、その発生の時の保険契約の責任期間の開始時から、その保険契約の保険料(注)を領収

した時までの期間であるときは、その原因により発病した疾病に対しては、治療・救済費用保険金を支払いません。

(注) 暫定保険料および確定保険料をいいます。

第4条 (暫定保険料)

(1) 保険契約者は、保険契約締結と同時に暫定保険料を当会社に支払わなければなりません。

(2) 普通保険約款第5条 (保険責任の始期および終期) (5) の規定および普通保険約款に付帯される他の特約に定める保険料領収前に生じた保険事故の取扱いの規定は、(1) の暫定保険料に適用するものとします。

第5条 (帳簿の備付け)

保険契約者は、被保険者の氏名、被保険者数その他の当会社の定める事項を記載した帳簿を備え、当会社がその閲覧または写しの提示を求めた場合は、いつでもこれに応じなければなりません。

第6条 (通知)

(1) 保険契約者は、保険証券記載の通知日までに、1か月間の被保険者数その他の当会社の定める事項を、当会社に通知しなければなりません。

(2) (1) の規定による通知に遅滞または脱漏があった場合において、保険契約者またはその代理人に故意または重大な過失があったときは、当会社は、その通知の対象となる被保険者に生じた保険事故に対しては、次の割合により、保険金を削減して支払います。

遅滞または脱漏の生じた通知日以前に実際に行われた通知に基づいて、当会社が算出した確定保険料の合計額

遅滞または脱漏の生じた通知日以前に遅滞および脱漏がなかったものとして、当会社が算出した確定保険料の合計額

(3) (1) の規定による通知に遅滞または脱漏があった場合は、保険期間終了後であっても、保険契約者はこれに対応する保険料を支払わなければなりません。ただし、(2) の規定に基づいて保険金が支払われている場合はこの規定は適用しません。

(4) (2) の規定は、当会社が、(1) の規定による通知に保険契約者の故意または重大な過失による遅滞または脱漏があることを知った時から (2) の規定により保険金を削減して支払う旨の被保険者または保険金を受け取るべき者に対する通知をしないで1か月を経過した場合または遅滞もしくは脱漏の生じた通知日から5年を経過した場合には適用しません。

第7条 (確定保険料)

(1) 保険契約者は、確定保険料を払込期日までに払い込まなければなりません。

(2) 保険契約者が (1) の確定保険料の払込期日の属する月の翌月末日を経過した後もその払込期日に払い込まれるべき確定保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、その確定保険料を算出するための通知にかかわる被保険者の被った傷害または損害に対しては、保険金を支払いません。

(3) 暫定保険料は、最終の払込期日に払い込まれるべき確定保険料との間で、その差額を精算します。

第8条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に付帯された特約の規定を準用します。

企業等の包括契約特約 (毎月報告・一括精算用)

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
確定保険料	第6条 (通知) (1) の規定による通知に基づき当会社が算出した確定保険料をいいます。
継続契約	普通保険約款または同種の危険を補償すると当会社が認めた保険約款に基づき被保険者毎の保険契約の保険期間の終了日 (注) と時間的な隔たりがなく保険期間が開始する保険契約をいいます。 (注) その保険契約が終了日前に解除されていた場合にはその解除日
暫定保険料	保険証券記載の暫定保険料をいいます。
責任期間	保険期間中で、かつ、旅行行程中をいいます。

第2条 (継続契約における疾病治療費用保険金の支払に関する取扱い)

(1) 当会社は、疾病治療費用補償特約が付帯されている保険契約が継続されている場合において、疾病の原因の発生がこの保険契約が継続されてきた最初の保険契約の責任期間の開始時以降であるときは、同特約第2条 (保険金を支払う場合) (1) ①の規定にかかわらず、疾病治療費用特約および普通保険約款の規定に従い、疾病治療費用保険金を支払います。

(2) (1) において、疾病の原因の発生が、この保険契約の責任期間の開始日より前であるときは、当会社は、この保険契約の支払条件により算出された疾病治療費用保険金の額と、疾病の発病の時の保険契約の支払条件により算出された疾病治療費用保険金のうち、いずれか低い金額を支払います。

(3) (1) および (2) の規定にかかわらず、当会社は、(1) の原因の発生の際が、その発生の際の保険契約の責任期間の開始時から、その保険契約の保険料 (注) を領収した時までの期間であるときは、その原因により発病した疾病に対しては、疾病治療費用保険金を支払いません。

(注) 暫定保険料および確定保険料をいいます。

第3条 (継続契約における治療・救済費用保険金の支払に関する取扱い)

(1) 当会社は、治療・救済費用補償特約が付帯されている保険契約が継続されている場合において、疾病の原因の発生がこの保険契約が継続されてきた最初の保険契約の責任期間の開始時以降であるときは、同特約第2条 (保険金を支払う場合) (1) の規定にかかわらず、治療・救済費用特約および普通保険約款の規定に従い、治療・救済費用保険金を支払います。

(2) (1) において、疾病の原因の発生が、この保険契約の責任期間の開始日より前であるときは、当会社は、この保険契約の支払条件により算出された治療・救済費用保険金の額と、疾病の発病の時の保険契約の支払条件により算出された治療・救済費用保険金のうち、いずれか低い金額を支払います。

(3) (1) および (2) の規定にかかわらず、当会社は、(1) の原因の発生の際が、その発生の際の保険契約の責任期間の開始時から、その保険契約の保険料 (注) を領収した時までの期間であるときは、その原因により発病した疾病に対しては、治療・救済費用保険金を支払いません。

(注) 暫定保険料および確定保険料をいいます。

第4条 (暫定保険料)

(1) 保険契約者は、保険契約締結と同時に暫定保険料を当会社に支払わなければなりません。

(2) 普通保険約款第5条 (保険責任の始期および終期) (5) の規定および普通保険約款に付帯される他の特約に定める保険料領収前に生じた保険事故の取扱いの規定は、(1) の暫定保険料に適用するものとします。

第5条 (帳簿の備付け)

保険契約者は、被保険者の氏名、被保険者数その他の当会社の定める事項を記載した帳簿を備え、当会社がその閲覧または写しの提示を求めた場合は、いつでもこれに応じなければなりません。

第6条 (通知)

(1) 保険契約者は、保険証券記載の通知日までに、1か月間の被保険者数その他の当会社の定める事項を、当会社に通知しなければなりません。

(2) (1) の規定による通知に遅滞または脱漏があった場合において、保険契約者に故意または重大な過失があったときは、当会社は、その通知の対象となる被保険者に生じた保険事故に対しては、次の割合により、保険金を削減して支払います。

遅滞または脱漏の生じた通知日以前に実際に行われた通知に基づいて、当会社が算出した確定保険料の合計額

遅滞または脱漏の生じた通知日以前に遅滞および脱漏がなかったものとして、当会社が算出した確定保険料の合計額

(3) (1) の規定による通知に遅滞または脱漏があった場合は、保険期間終了後であっても、保険契約者はこれに対応する保険料を支払わなければなりません。ただし、(2) の規定に基づいて保険金が支払われている場合はこの規定は適用しません。

(4) (2) の規定は、当会社が、(1) の規定による通知に保険契約者の故意または重大な過失による遅滞または脱漏があることを知った時から (2) の規定により保険金を削減して支払う旨の被保険者または保険金を受け取るべき者に対する通知をしないで1か月を経過した場合または遅滞もしくは脱漏の生じた通知日から5年を経過した場合には適用しません。

第7条 (確定保険料)

(1) 保険契約者は、保険期間終了時に確定保険料と暫定保険料との間で、その差額を精算しなければなりません。

(2) 保険期間の途中で毎月の確定保険料の合計額が暫定保険料を超えたときは、保険契約者は、当会社の請求に従い追加暫定保険料を払い込まなければなりません。

(3) 保険契約者が (2) の追加暫定保険料を当会社の請求後遅滞なく払い込まなかった場合には、当会社は、追加暫定保険料を請求した時から追加暫定保険料を領収するまでの間に生じた保険事故に対しては、保険金を支払いません。

第8条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に付帯された特約の規定を準用します。

企業等の災害補償規定等特約

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
遺族補償額	災害補償規定等に規定する遺族補償に充てられる金額をいいます。
受給者	災害補償規定等での受給者をいいます。
災害補償規定等	保険契約者が従業員等の業務中および業務外の災害等に対し、遺族補償を行う旨を定めた規定をいいます。

普通保険約款等	この特約が付帯された普通保険約款またはその普通保険約款に付帯された他の特約をいいます。
---------	---

第2条（死亡保険金の支払）

- (1) 当社は、この特約により、普通保険約款等の規定にかかわらず、保険契約者を死亡保険金受取人とします。
- (2) (1)において当社が支払うべき死亡保険金の額は、普通保険約款等の規定にしたがいます。ただし、次に掲げる金額（注）を限度とします。
- ① 保険金の請求書類が次条①の場合
遺族補償額の範囲内で、受給者が了知している保険金の請求額
 - ② 保険金の請求書類が次条②の場合
受給者が保険契約者から受領した金銭の額
 - ③ 保険金の請求書類が次条③の場合
保険契約者が受給者へ支払った金銭の額
- (注) 災害補償規定等に対して保険金または共済金を支払う他の保険契約等があり、同一の事故に対して、既に保険金が支払われている場合は、他の保険契約等によって支払われた金額を控除した残額をいいます。
- (3) (1)および(2)の規定にかかわらず、保険契約者が次条の書類を提出できない場合には、当社は被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人とします。
- (4) (3)において当社が支払うべき死亡保険金の額は、普通保険約款等にしたがいます。ただし、遺族補償額（注）を限度とします。
- (注) 災害補償規定等に対して保険金または共済金を支払う他の保険契約等があり、同一の事故に対して、既に保険金が支払われている場合は、他の保険契約等によって支払われた金額を控除した残額をいいます。

第3条（保険金の請求）

- 保険契約者が死亡保険金の支払を請求する場合は、普通保険約款等に定められた書類の他に、次に掲げる書類のいずれかを提出しなければなりません。
- ① 受給者が保険金の請求内容について了知していることを証する書類
 - ② 受給者が保険契約者から金銭を受領したことを証する書類
 - ③ 保険契約者が受給者に金銭を支払ったことを証する書類

第4条（保険料の返還）

- 第2条（死亡保険金の支払）(2)ただし書きまたは同条(4)ただし書きにより死亡保険金の支払額を減額する場合には、保険料のうち、その減額分に対応する保険料を保険契約者に返還します。

旅行業者が付保する海外旅行保険契約特約

当社は、この特約により、被保険者が保険証券記載の海外旅行に参加するため所定の集合地に集合した時から所定の解散地で解散するまでの間を、旅行行程とみなします。

共同保険特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、次の定義によります。

用語	定義
引受保険会社	保険証券記載の保険会社をいいます。

第2条（独立責任）

この保険契約は、引受保険会社による共同保険契約であって、引受保険会社は、保険証券記載のそれぞれの保険金額または引受割合に応じて、連帯することなく単独個別に、保険契約上の権利を有し、義務を負います。

第3条（幹事保険会社の行う事項）

- 保険契約者が保険契約の締結に際しこの保険契約の幹事保険会社として指名した保険会社は、全ての引受保険会社のために次に掲げる事項を行います。
- ① 保険契約申込書の受領ならびに保険証券等の発行および交付
 - ② 保険料の収納および受領または返戻
 - ③ 保険契約の内容の変更の承認または保険契約の解除
 - ④ 保険契約上の規定に基づく告知または通知に係る書類等の受領およびその告知の承認または通知の受領
 - ⑤ 保険金請求権等の譲渡の通知に係る書類等の受領およびその譲渡の承認または保険金請求権等の上の質権設定、譲渡もしくは消滅の通知に係る書類等の受領およびその設定、譲渡もしくは消滅の承認
 - ⑥ 保険契約に係る変更手続き完了のお知らせの発行および交付または保険証券に対する裏書等
 - ⑦ 保険の対象その他の保険契約に係る事項の調査
 - ⑧ 事故発生もしくは損害発生等の通知に係る書類等の受領または保険金請求に関する書類等の受領
 - ⑨ 損害の調査、損害の査定、保険金等の支払および引受保険会社の権利の保全
 - ⑩ その他①から⑨までの事務または業務に付随する事項

第4条（幹事保険会社の行為の効果）

この保険契約に関し幹事保険会社が行った前条①から⑩までに掲げる事項は、全ての引受保険会社がこれを行ったものとみなします。

第5条（保険契約者の行為の効果）

この保険契約に関し保険契約者等が幹事保険会社に対して行った通知その他の行為

は、全ての引受保険会社に対して行われたものとみなします。

テロ危険補償特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、次の定義によります。

用語	定義
テロ行為	政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。

第2条（テロ危険の補償）

- (1) 当社は、この特約に従い、この保険契約に傷害死亡保険金支払特約が付帯されている場合には、同特約第4条（保険金を支払わない場合—その1）(1)⑨の規定を次のとおり読み替えて適用します。
- 「⑨ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変。ただし、これらに該当するかどうかにかかわらず、テロ行為を除きます。」
- (2) 当社は、傷害死亡保険金支払特約第4条（保険金を支払わない場合—その1）(1)⑨以外の規定およびこの保険契約に付帯された他の特約に、(1)と同じ規定がある場合には、その規定についても(1)と同様に読み替えて適用します。

保険料払込猶予特約

第1条（保険料の払込猶予）

当社は、保険契約者から、保険料払込みの猶予の申出があり、かつ、当社がその申出を承認した場合には、この特約に従い、保険料の払込みを保険期間の初日から保険期間の初日以後の保険契約者の最初の休日以外の日までの期間（注）猶予します。

(注) 以下「猶予期間」といいます。

第2条（保険料領取前の当会社の支払責任に関する取扱い）

当社は、前条に規定する猶予期間に生じた損害または傷害に対しては、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約に定める保険料領取前の当会社の支払責任に関する規定を適用しません。

第3条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

保険責任期間延長特約

第1条（保険責任期間延長の承認）

- (1) 当社は、保険契約者から、保険期間満了前に保険責任の延長の申出があり、かつ、当社がその申出を承認した場合には、この特約に従い、継続される保険契約（注）の初日以後の保険契約者の最初の休日以外の日までのこの保険契約の保険責任を延長します。
- (注) この保険契約の保険期間の末日または会計年度の初日以後保険契約者が保険契約の継続の申請ができる最初の日を保険期間の初日とする保険契約をいいます。
- (2) (1)の承認をする場合においても、当社は、延長した保険責任期間に対する追加保険料の請求は行いません。

第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

保険料払込猶予特約（独立行政法人、地方独立行政法人および国立大学法人等用）

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
会計年度等	保険契約者の会計年度または事業年度をいいます。
交付金受領日	法令に定める保険契約者のその会計年度等の事業運営のための交付金の交付手続が終了し交付金を受領する日をいい、その会計年度等における第1回目の交付金の受領日に限るものとします。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、次の①から③までに定める条件をすべて満たしている場合に適用します。

- ① 保険契約者が独立行政法人、地方独立行政法人または国立大学法人等（注1）であること。
 - ② この保険契約の保険期間の初日が、会計年度等の初日（注2）から、交付金受領日までの間であること。
 - ③ この保険契約の締結が書面によりこの保険契約の保険期間の初日までになされていること。
- (注1) 国立大学法人および大学共同利用機関法人をいいます。
(注2) 保険契約者の成立年度についてはその成立の日とします。

第3条（保険料の払込猶予）

この保険契約の保険料が、交付金受領日の翌日（注）までに払い込まれた場合には、

この保険契約の保険期間が始まった時に保険料を領収したものとみなします。
(注) その翌日が休日の場合には、休日の翌日以降最初に到来する休日以外の日とします。

第4条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

「保険料払込猶予特約」、「保険責任期間延長特約」および「保険料払込猶予特約(独立行政法人、地方独立行政法人および国立大学法人等用)」について

「保険料払込猶予特約」は、国、地方公共団体、地方公営企業法第2条に定める地方公営企業、特殊法人または公共組合(以下「公共団体等」といいます。)を保険契約者とする保険契約のうち、下記の2要件を充足するものに対して適用します。

1. 保険期間の初日が公共団体等の会計年度または事業年度の初日で、かつ、会計年度または事業年度の初日が休日に該当する場合
2. 法律等に定める規定により、保険期間の初日までに保険料の払込みをすることができない場合

「保険責任期間延長特約」は、国、地方公共団体、地方公営企業法第2条に定める地方公営企業、特殊法人または公共組合(以下「公共団体等」といいます。)を保険契約者とする保険契約のうち、下記の2要件を充足するものに対して適用します。ただし、この保険契約の保険期間の末日を保険期間の初日とする継続保険契約(「保険料払込猶予特約」が適用されている契約を含みます。)が締結されている場合には、この特約条項は適用しません。

1. 保険期間の末日が公共団体等の会計年度または事業年度の初日で、かつ、会計年度または事業年度の初日が休日に該当する場合
2. 法律等に定める規定により、保険期間の初日までに継続保険契約の保険料の払込みをすることができない場合

「保険料払込猶予特約(独立行政法人、地方独立行政法人および国立大学法人等用)」は、独立行政法人、地方独立行政法人および国立大学法人(注)(以下「独立行政法人等」といいます。)を保険契約者とする保険契約のうち、下記の2要件を充足するものに対して適用します。

1. 保険期間の初日が、独立行政法人等の会計年度の初日から、交付金受領日までである場合
2. この保険契約の締結が書面によりこの保険契約の保険期間の初日までになされている場合

(注) 国立大学法人および大学共同利用機関法人をいいます。